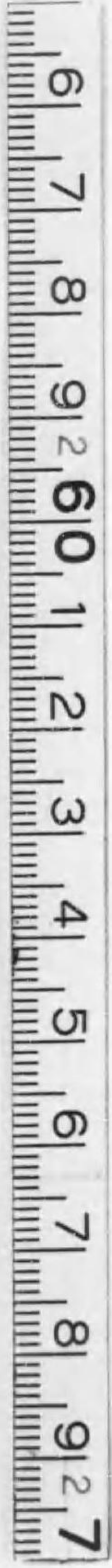


61-52口



1200501273860



始







從三位男爵石黑忠惠閣下題辭  
御歌所參候文學博士小杉楹邨先生序文  
內藤鳴雪先生俳句

增改  
補訂

# 通俗救肺病

老鼠堂機一宗匠俳句  
巖谷小波先生俳句  
一杏白根清四郎著

大正  
14 8. 7  
丙交



濟壽



域人於







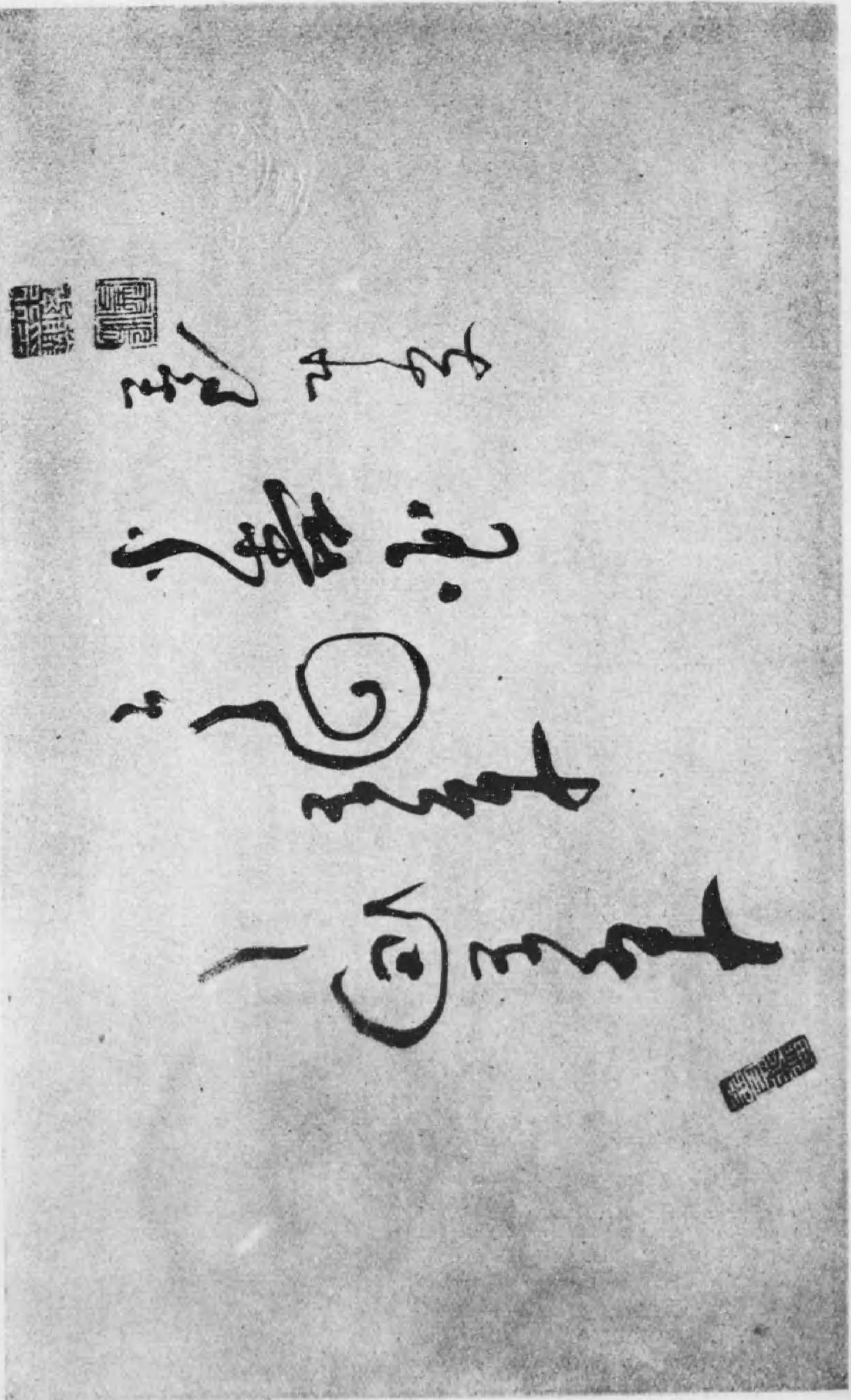




たきくたき

明治三十九年五月

文學博士小松根邨



たきくたき  
たきくたき  
たきくたき  
たきくたき

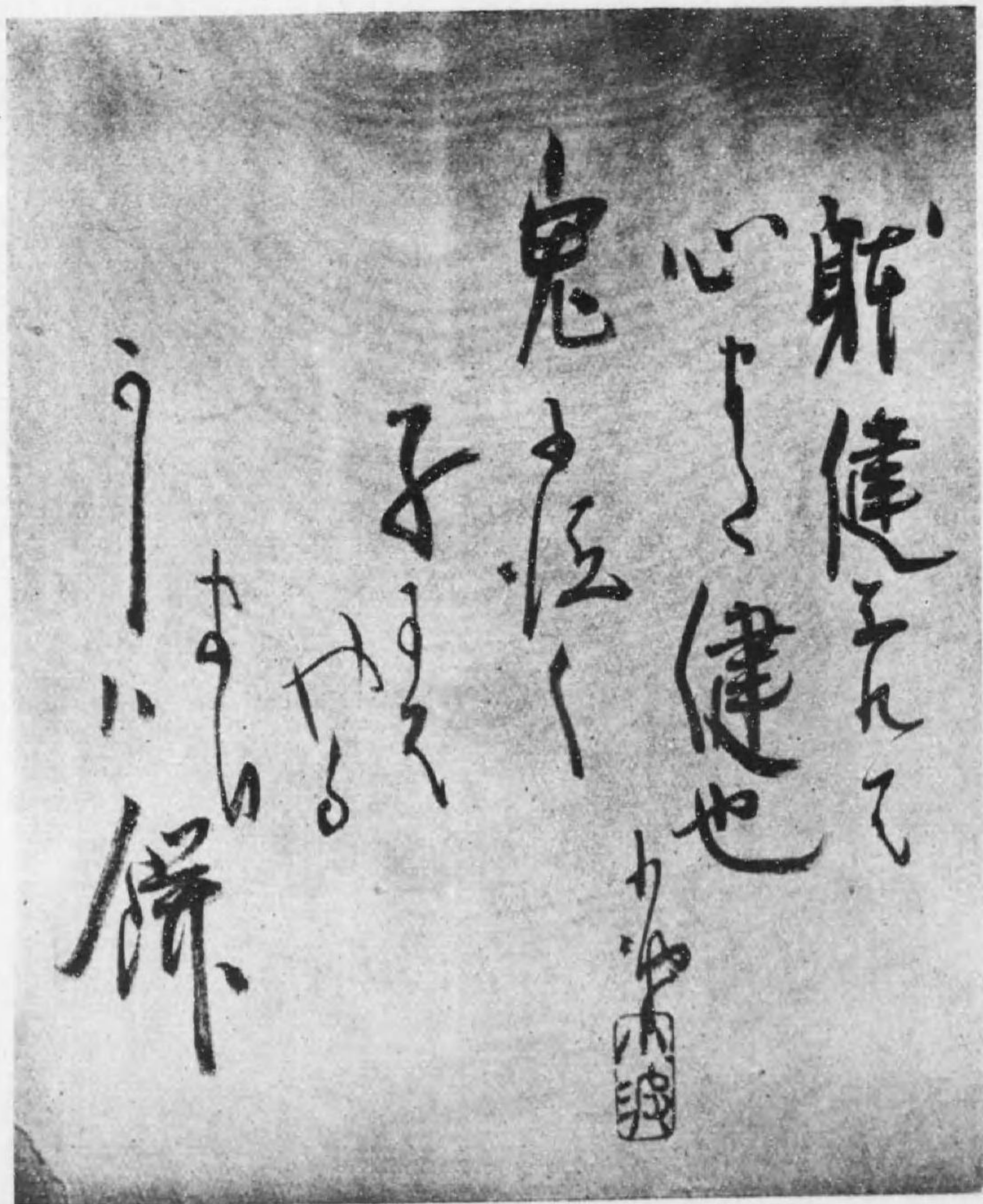
書 の 生 先 雪 鳴 藤 内



書  
一宗匠の書  
七十叟  
老鼠堂機

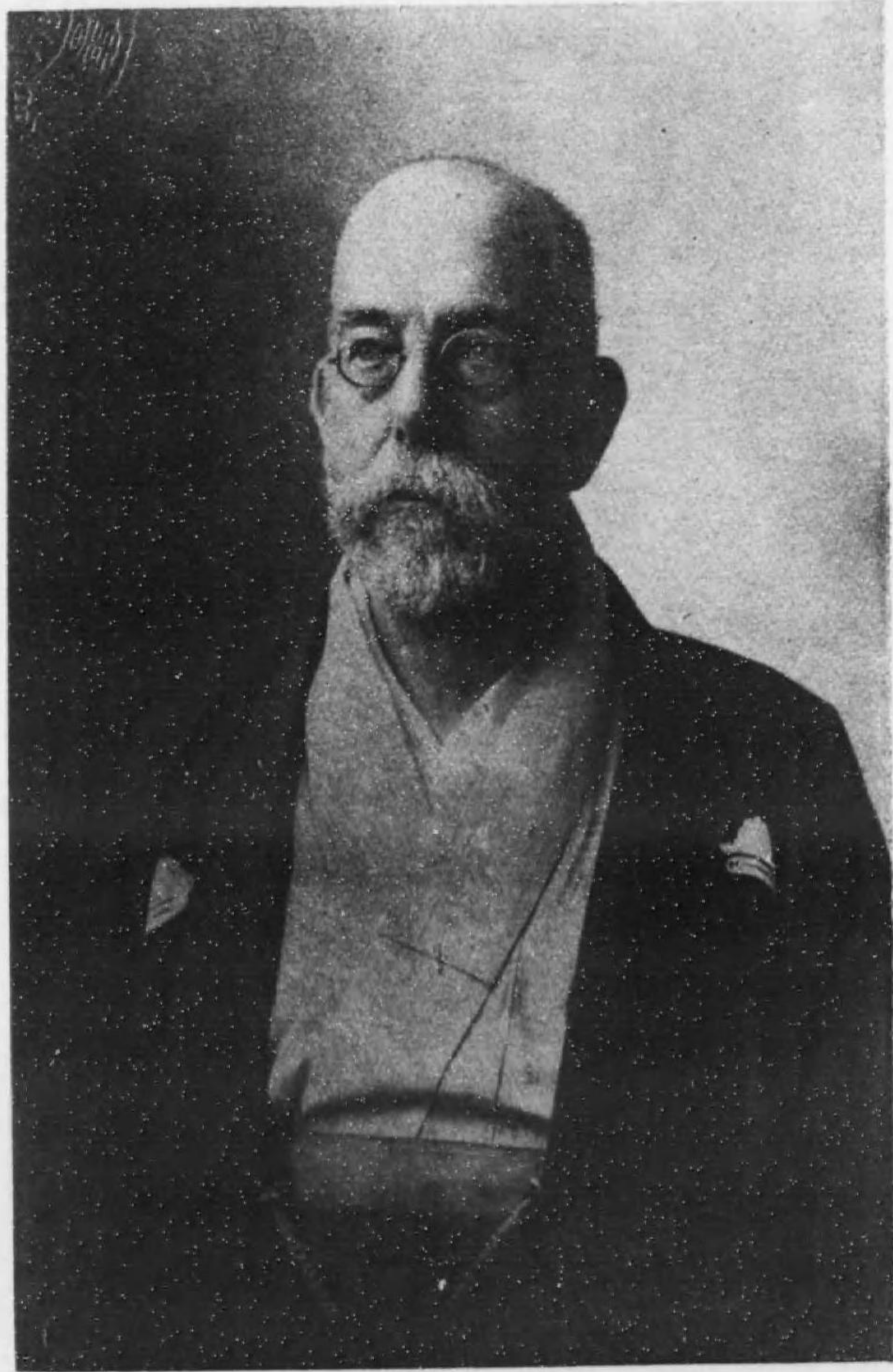
七十叟 老鼠堂機 一宗匠の書





巖谷小波先生の書





下閣士博ホツコ・トルペーロ聖醫國逸獨

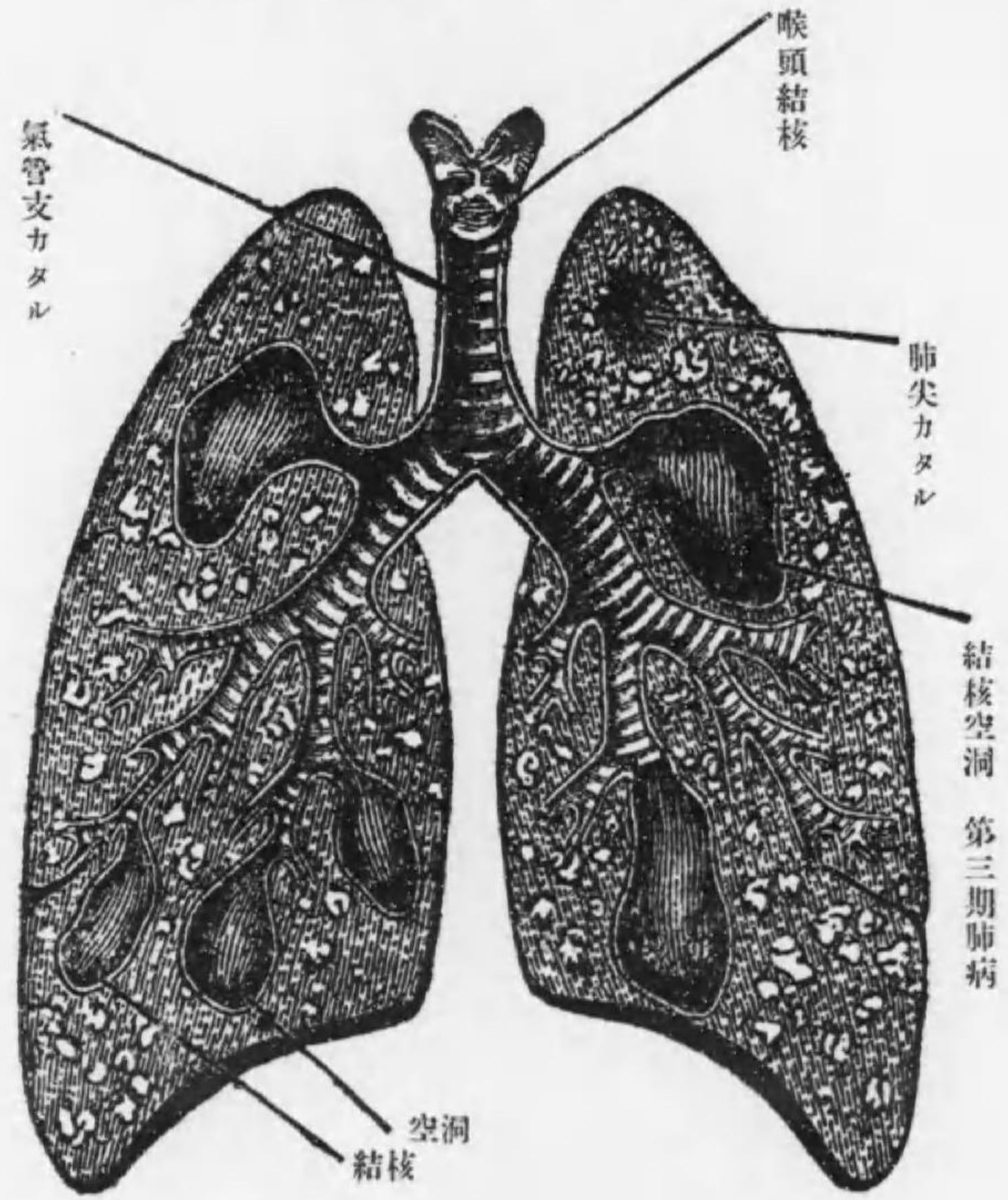




著者一杏白根清四郎



肺病患者の肺臓縦断面



痰中の結核バチルス (三百五十倍)



(イ) はバチルス



## 緒言

病の種類千百番ならず皆人身の平安を害す而して今日最有爲有望の人材を戕ひ國利民福の發達を妨ぐる者を肺病即肺結核とす此病は一の慢性傳染病にして内に於ては子々孫々に遺傳し往其家系を繼絶し外に在ては遠近親疎の別なく人より人に傳染し到る處に蔓延して底止する所を知らず實に頑兇暴惡なる病毒なり我邦近年の統計を觀るに其患者年を逐うて増加し之がために死亡する者他の死亡總數の十分の一以上又急性傳染病の數に五倍せり之を細説すれば一ヶ年間の肺病死亡者十二萬人餘現在の患者及其子弟にして身體羸弱なる者百廿萬人餘なり又之れがために費す所の金額は五億餘萬圓に上り一の肺病のため我邦の資財を蝕すること實に多大なり豈慨歎に堪ふ可けんや今日宇内の形勢に於て富國強兵の急務たるや三歳の兒童もよく知らる所なり然るに年々歳々斯く國家有爲の士を亡失し斯く多額の資財を消費するに至ては國富み兵強きの好果得て望む可らず是に於て我政府は結核豫防法を公布し各府縣は其地方に適する法令を發布して實施履行し且施療所を設け又斯道専門の諸大家は各其實験に就て例證を擧げ演説なり新聞雜誌なり種々の方法を以て公衆に示し且肺病病院を設立す又世の博愛家慈善家は巨萬の



資財を投じて施療院を建設し上下一致殆ど全力を注ぎ肺病豫防撲滅策を講せざる所なし斯く肺病者に對し福音あり恩典あり幸福到れり盡せりと云ふべし然るに今日に於て肺病が反て年々増加するの趨勢なりしは大に怪む可き一大事なり是惟ふに世人の多くは肺結核の何物たるを知らず殊に其原因症候及傳染の狀態等を皆悉く會得するにあらざれば金玉無垢の豫防法消毒法も反古紙視して顧る者なきため其効を奏すること能はず因て左の順序に掲げ第一に内務省令結核豫防法及諸法令且文部省令學校傳染病豫防規程等を列記し且肺病の原因症候傳染療法其他公衆學校工場等の衛生を述べ卷尾に健康長壽法を併記す其内容は専門諸大家の成書より粹を抜き要を摩り且多年研鑽せし實驗例證を併せ茲に一小冊となし名けて通俗救肺病と云ふ一杏は天資愚魯淺學なりと雖ども今や國家の急務焦眉の狀態を袖手傍觀するに忍びず仍て結核豫防法令を骨子としたる本書を以て斯く恐るべく斯く惡むべき肺病の萬分の一をも救濟し得たらんには或は報國の一端たるに庶幾からんか抑々本書は一杏が日常業務の餘暇に筆を染めたる者なれば只救肺の綱領を説きたる迄にて大方博雅諸賢の卓上の花となるべきものに非ざれば其説く所書言を盡さず言意を盡さず字句の顛倒魯魚の誤謬重複脱要も亦多からん讀者諸賢希くは叱正の勞を吝み給ふこと勿れ

大正十四年竹の子竹になるの日

著者 一 杏 識



## 本書の趣旨

本書公刊の趣旨は大にしては國家的に肺病を未發に豫防し小にしては該病者の治療看護を丁寧ならしめ死者の消毒を嚴重に勵行し以て病毒の傳播を防ぎ病菌を撲滅せんと欲するにあるなり因て卷首に内務省令結核豫防法消毒法及文部省令學校傳染病豫防規程等を列記して本書の骨子とせり肺病の原因症候經過等を詳記したれば肺病は如何なる疾病にあることは何人も容易に記憶せらるゝなり治療法は種類階級甚だ多くして範圍廣大なり然れども吾々何人も容易實行せらるゝ部分甚だ狭し因て其要粹を摘録し實行の便を計りしなり他日専門的に研鑽し肺病治療法として公表する機會あるべし而して豫防消毒法に於ては特更に詳細明瞭に述べ又公衆學校工場の各衛生法及社會政策等に就ては肺病に關聯する事項のみを述べたり尙食物に關するの章を特設せしは肺病治療上胃腸強壯ならざれば如何なる靈藥滋味も効を奏すること能はざる故に常に食物に注意し胃腸を強壯になし肺病の治療を速かならしめんためなり斯くて卷尾に健康長壽法を併記したるは何人と雖ども長命を欲せざるはなく其生存慾を全からしむるには身體の三役即心臟肺臟及胃腸を強壯に保たざれば百歳の長壽は愚か人生僅か五十年の夢幻の如きも水泡の如

くならん因て身體の三役を強壯にし百歳の高齡を容易に得らるる方法を述べたるものなり幸に雅賢高覽あらんことを

肺病を救ふ主要は吾人相互の公德心醫士の熱心病者の忍耐看護の叮嚀慰安の親切

大正十四年米のなる木を植うる月

著者 一 杏 識



目次

緒言

本書の趣旨

第一章 法令

- 一 結核豫防法……………一
  - 二 結核豫防法施行令……………六
  - 三 結核豫防施行規則……………一
  - 四 消毒方法……………一五
  - 五 結核豫防法施行細則中抄録……………二十
  - 六 文部省令學校傳染病豫防規程……………二九
- 第二章 肺病を救ふ……………五一
- 一 人を壽域に躋す……………五一



二 肺病の起原	五三
三 醫士と一杏	五七
四 衛生と天分	五九
五 醫士の責任	六二
六 肺病の蔓延	六六
七 肺病の國家に及ぼす慘害	六九
八 肺病は國家病	七二
九 肺病を恐るゝな	七七
十 迷信に陥るゝな	八二
十一 身體の三役	八七
十二 貴族の虛弱農夫の強壯	九二
第三章 肺病は傳染病なり	九六
一 傳染病	九六
二 結核の傳染	九九

三 結核傳染の徑路	一〇四
四 肺病傳染及蔓延	一一八
五 肺病傳染の實例	一二二
六 結核傳染の注意	一三一
第四章 肺病は遺傳病にあらず	一三六
一 遺傳病	一三六
二 遺傳體質	一三八
三 年齢及周圍の狀況	一四二
四 遺傳系統	一四五
五 肺病に罹り易き人	一五一
六 肺病に罹り難き人	一五三

第五章 肺病の初起を誤るゝな	一五五
一 肺病の初期	一五五



二 肺病初期の所見及療養……………一六二

三 肺結核早期診断……………一七四

四 肺病の體格體質及外貌……………一七六

五 肺病胸一名癆瘵胸……………一八五

六 氣管及肺臟の解剖……………一八八

七 身神及營養……………一八九

八 肺尖加答兒……………一九二

**第六章 肺結核**……………一九六

一 結核菌の所在及活力……………一九六

二 結核の種類……………一九九

三 肺結核の時期……………二〇三

四 結核の中毒……………二〇九

五 結核の免疫……………二一一

六 肺結核早期診断……………二一三

**第七章 肺病と他病との關係**

七 肺病の自然治癒……………二一五

八 肺病自然治癒療法……………二二九

九 肺病は全治すべき症……………二三三

十 肺病治癒の難易……………二三九

**第七章 肺病と他病との關係**……………二四一

一 心臟病と胃病……………二四一

二 肺炎……………二四四

三 氣管枝炎……………二五三

四 喉頭加答兒……………二五四

五 肺尖加答兒……………二五七

六 肋膜炎……………二五八

七 肺結核と誤診せられ易き二三の疾患……………二六〇

八 氣管枝性喘息と肺結核……………二六七

九 結核諸病……………二六九



十	結核諸病例	二八二
	第八章 肺病の症候	三〇八
甲	大人の肺病	三〇八
一	原因	三〇九
二	症候及経過	三一四
三	肺病の最大注意要項	三二五
乙	小兒の肺病	三二八
一	原因	三三〇
二	症候及経過	三三一
丙	胸部局所症候	三五一
一	咯血	三五五
二	盜汗	三六五
三	熱	三六七
四	咳嗽	三七〇

五	咯痰	三七二
---	----	-----

第九章 身體鍛鍊法

一	皮膚	三七三
二	運動	三七八
三	體操	三八八
四	強肺法	三九〇
五	胸廓の測定法	三九二
六	看護法	三九八
七	育兒法	四一八

第十章 肺病療法

甲	肺病療法	四三七
一	結核療法	四三七
二	營養療法	四四〇



三	食餌療法	四四七
四	滋養療法	四五一
五	藥劑療法	四五四
六	對症療法	四五八
乙	保養療法	四七四
一	身體練磨法	四七四
二	安靜療法	四八三
三	運動療法	四八七
四	病者の注意	四九三
丙	食餌療法	四九六
一	食物	四九六
二	食事の注意	五〇〇
三	食物の調理	五一〇
四	病人の食餌	五一一

第十一章 氣候療法

甲	氣候療法	五三〇
一	氣候の應用	五三〇
二	氣候療法	五四二
三	療養的氣候療法	五四八
四	氣蒸療法の要點	五五四
乙	空氣療法	五六三
一	空氣	五六三
二	空氣療法	五七五
三	空氣浴療法	五八四
四	日光療法	五八八
五	日光浴療法	五九二
六	浴法療法	五九五



丙 轉地療法…………… 六〇六

一 轉地…………… 六〇六

二 轉地の效果…………… 六一〇

三 療養地…………… 六一四

四 肺病療養所…………… 六二四

五 肺病療病院…………… 六二七

第十二章 肺病豫防法…………… 六三三

一 豫防法…………… 六三三

二 豫防法の原則及心得…………… 六三九

三 日常豫防の心得…………… 六四一

四 結核豫防法…………… 六四六

五 咯痰放棄の害及實例…………… 六五四

六 痰壺及配置法…………… 六五九

七 結核蔓延の豫防…………… 六六一

八 結核豫防に就ての希望…………… 六六五

九 個人的結核豫防法…………… 六六八

十 肺病者自他の豫防…………… 六九一

第十三章 肺病消毒法…………… 六九八

一 消毒法…………… 六九八

二 消毒法の種類…………… 七〇四

三 消毒法の撰擇…………… 七〇九

四 消毒の標準…………… 七一二

五 痰壺消毒法…………… 七一四

六 家屋及室内消毒法…………… 七一五

七 屍體の處置…………… 七二〇

第十四章 食物…………… 七二二

甲 食物の効用…………… 七二三



一 食物.....七二三

二 營養.....七三一

三 營養素.....七三五

乙 動物性食物.....七五五

一 獸肉.....七五五

二 鳥類及魚貝類.....七六四

三 牛乳.....七六五

四 鶏卵.....七七〇

丙 植物性食物.....七七一

一 穀類.....七七一

二 菽類及野菜.....七七四

三 果實類其他.....七八三

四 嗜好品及清涼劑.....七九一

第十五章 公衆衛生法

一 社會衛生.....七九七

二 肺病と國家.....八〇九

三 肺病の増加.....八一三

四 肺病は家屋病.....八一七

五 兒童衛生.....八二五

六 傳染病.....八二六

第十六章 學校衛生法

一 學校衛生.....八三五

二 校舎.....八三六

三 體育及訓令.....八五〇

四 禁酒禁煙及訓令.....八五四

五 教員の結核及訓令.....八五七



六 或小學教員の身體検査成績	八六〇
七 學童結核	八六二
八 學校病及身體發育	八六八
九 學校衛生の要點	八七八
十 學校清潔方法	八八二
第十七章 工場衛生法	八九〇
甲 空氣と塵埃	八九一
一 空氣	八九一
二 塵埃	八九九
三 瓦斯の害	九〇七
四 金屬類の害	九〇九
五 非金屬類の害	九一二
六 工業中毒	九一五
七 毒の分類	九一九

乙 身體保護

九二一

一 自衛作用

九二一

二 傷害事故の豫防

九二五

三 勞働者職業の選擇

九三七

丙

職業病

九三九

一 職業病の原因

九三九

二 職業者の肺結核死亡數

九四四

三 體性職業に依り分ちたる結核死

九四五

第十八章 社會政策

九四五

一 社會事業

九四五

二 貧困の原因

九四七

三 貧民

九四九

四 救貧法

九五一

五 勞働者の保護

九五四



六 妊婦及乳兒保護……………九五五

第十九章 救急療法(醫士の來る迄)……………九六二

一 假死……………九六二

二 外傷……………九六八

三 出血……………九七六

四 火傷及凍傷……………九八二

五 窒息……………九八九

六 日射病……………九九五

第二十章 長壽法……………一〇〇一

甲 健康長壽法……………一〇〇一

一 長壽法……………一〇〇一

二 長壽者は天性と人爲……………一〇一八

三 長壽者は人格を尊む……………一〇二五

四 朝起の利益及豊太閤美談……………一〇三七

乙 健康長壽法の實驗談……………一〇四一

丙 長壽法の要點……………一〇六三

結論……………一〇六八

目次終り



# 通俗救肺病

一杏白根清四郎著



## 第一章 法令

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル結核豫防法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽

大正八年三月二十六日

法律第二十六號

### 一 結核豫防法

第一條 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危險アルモノヲ謂フ

第一章 法令



**第二條** 醫師結核患者ヲ診斷シ又ハ其死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其指示ニ從ヒ消毒其他ノ豫防方法ヲ行フベシ

**第三條** 行政官廳ハ結核患者又ハ其死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ其施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其代理ヲ爲ス者ニ命スルコトヲ得

**第四條** 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト
- 二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
- 三 學校、病院、製造所其他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト
- 四 古着、古蒲團、古本、紙屑、襪褌、飲食物其他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其疑アルモノ、賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其物件ノ廢棄ヲ爲スコト

モノ、賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其物件ノ廢棄ヲ爲スコト

地方長官ニ於テ前項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

**第五條** 地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ採光、換氣其他ノ關係ニ於テ衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

**第六條** 主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲人口五萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其他ノ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

**第七條** 地方長官ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ及豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル入所ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第八條** 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依リ結核療養所ヲ設置スル公共團體ニ對



シ其療養所ニ關シ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第九條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依ラスシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其結核療養所ニ關シ公共團體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助スルコトヲ得

第十條 結核療養所ヲ設置スル公共團體ニシテ第八條又ハ前條ノ規定ニ依ル補助ヲ受クルモノハ他ノ公共團體ノ委託アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ途ナキ結核患者ヲ其結核療養所ニ收容スヘシ

第十一條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第四條第一項第二號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其生活費ヲ補助スヘシ

第十二條 國庫ハ第四條第二項、第五條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其支出額ノ四分ノ一ヲ補助ス

第十三條 官廳、公署、官立公立ノ學校病院製造所等ニ於テハ其長ハ第四條第一項第三號第四號及第五條第一項ノ規定ニ準シ結核豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第十四條 第二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十五條 第四條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正三年法律第十六號ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第十六號ニ依リ設置ヲ命シタル肺結核療養所ハ本法ニ依リ設置ヲ命シタル肺結核療養所ト看做ス

朕結核豫防法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年十月二十二日

內閣總理大臣

原 敬

內務大臣

床次竹二郎



勅令第四百五十號

一 結核豫防施行令

第一條 結核豫防法第五條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ因リ損害ヲ受ケタル建物ノ所有者又ハ使用者ニシテ同條第二項ノ補償金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ制限又ハ禁止アリタル日ヨリ六十日內ニ地方長官ニ交付ヲ申請スヘシ

第二條 補償金ノ額ハ建物ノ使用ノ制限又ハ禁止ニ因リ通常生スヘキ損害ヲ限度トシ地方長官ニ於テ三人以上ノ評價人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定ス

第三條 地方長官前條ノ規定ニ依リ補償金ノ額ヲ決定シタルトキハ之ヲ建物ノ所有者及使用者ニ通知シ且建物所在地ノ市町村長ヲシテ建物ノ所在地及補償金ノ額ヲ所有者及使用者ヲ除クノ外建物ニ關シ權利ヲ有スル者ニ通知セシメ且相當ノ期間公告セシムヘシ但シ其期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

第四條 前條ノ規定ニ依ル公告期間ヲ經過シタルトキハ地方長官ハ速ニ補償金ヲ交付スヘシ但シ公告期間內ニ建物ニ關シ權利ヲ有スル者ヨリ申請アリタルトキハ期日ヲ指定シテ其交付ヲ延期スルコトヲ得

第五條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依ル入所ノ費用ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス

第六條 結核療養所ノ管理者ハ前條ノ規定ニ拘ラス本人ヨリ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得管理者本人ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ入所ノ費用ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第一項ノ入所ノ費用ニシテ指定ノ期間內ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第七條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依リ入所セシメラレタル結核患者入所中死亡シタルトキハ遺留財産ヲ以テ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ニ充ツルコトヲ得

第八條 結核豫防法第八條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 結核療養所ノ創設費及擴張費並之ニ伴フ初度調辨費ハ支出額ノ二分ノ一
- 二 其他ノ諸費ハ支出額ノ四分ノ一



第九條 結核豫防法第九條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 結核療養所ノ創設費及擴張費並之ニ伴フ初度調辦費ハ支出額ノ四分ノ一乃至二分ノ一
- 二 其他ノ諸費ハ支出額ノ八分ノ一乃至六分ノ一

第十條 前二條ニ於テ支出額トハ事業ニ伴フ收入、國庫以外ノ補助金又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ但シ他ノ公共團體ヨリ受ケタル委託患者收容料ノ額ハ之ヲ控除セス前項ノ支出精算額ノ算出ニ付テハ公益法人ノ場合ニ於テハ寄附金ノ額ヲ控除セサルコトヲ得

第十一條 結核豫防法第十條ノ規定ニ依リ收容スヘキ委託患者ノ數ハ結核療養所ノ豫定收容人員ノ十分ノ一以內トス但シ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

委託患者ヲ收容シタル公共團體ハ患者ノ收容ヲ委託シタル公共團體ニ對シ委託患者收容料ヲ請求スルコト得

委託患者收容料ノ額ハ患者ヲ收容スル公共團體ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 收容シタル委託患者死亡シタルトキハ受託公共團體ハ其旨ヲ委託公共團體ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケル公共團體ハ死亡者ノ相續人、扶養義務者又ハ家族ヲシテ直ニ其死體ヲ引

取ラシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ死體ヲ引取ルヘキモノ引取ヲ爲ササルトキ又ハ死體ノ引取人ナキトキハ委託公共團體ニ於テ其死體ヲ引取ルヘシ此ノ場合ニ於ケル費用ハ其公共團體ノ負擔トス

第十三條 結核豫防法第十一條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル

- 一 從業ヲ禁止セラレタル者
- 二 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 三 前號ニ掲タル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ、又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

第十四條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ地方長官ニ於テ其許否ヲ決定ス

第十五條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス



第十六條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十七條 結核豫防法第五條第二項ノ補償金ノ額ノ決定ニ對シ不服アル建物ノ所有者又ハ使用者ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、同法第十一條ノ規定ニ依ル生活費補給ノ申請ヲ拒マレタル者又ハ其生活費ノ補給ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ處分ヲ受ケタル日ヨリ六十日內ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十八條 本令中市町村長トアルハ市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス

附 則

本令ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年勅令第百二號ハ之ヲ廢止ス

【參 照】

大正四年六月二十日勅令第百二號ハ大正三年法律第十六號ニ依ル肺結核療養所國庫補助ニ關スル件ナリ

朕結核豫防法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年十月二十二日

内閣總理大臣

原

敬

内務大臣

床次竹二郎

勅令第四百四十九號

結核豫防法ハ大正八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令第二十號

結核豫防法施行規則左ノ通定ム

大正八年十月二十三日

内務大臣

床次竹二郎

三 結核豫防法施行規則

第一條 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スヘシ

一 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其他病毒傳播ノ危險ナキ場所ノ外ニ喀出セサル



コト

- 二 唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 三 咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルヘク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- 四 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服、寢具ハ時々日光ニ曝スコト
- 五 患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防クコト
- 六 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 七 患者ノ居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 八 患者死亡シタルトキハ其使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

## 第二條

學校、病院、製造所又ハ鐵道電車船舶自動車馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場

所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナラス又ハ其箇數十分ナラスト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其變更又ハ増置ヲ命スルコトヲ得

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

第三條 前條ノ場所ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ喀出スルコトヲ得ス

第四條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ

- 一 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
- 二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
- 三 結核患者若ハ其疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト

前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其他ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ準用ス

第五條 病院其他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ



- 一 結核患者ト他ノ患者ト同室ニ收容セサルコト
- 二 結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒スルニ非サレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト
- 三 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト
- 第六條 第二條、第四條、第五條ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ明治三十年五月内務省令第十三號ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分、鹽酸一分水九十四分)ヲ使用スヘシ

第七條 結核豫防法第六條ノ規定ニ依リ療養所ノ設置ヲ命セラレタル公共團體ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置設計及其收容人員ヲ定ムヘシ其變更ニ付亦同シ

第八條 結核豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ結核豫防法結核豫防法施行令及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正八年十一月一日ヨリ施行)  
内務省令第二十一號

明治三十七年二月内務省令第一號肺結核豫防ニ關スル件ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
大正八年十月二十三日

内閣總理大臣	原	敬
内務大臣	床次竹二郎	
司法大臣	原	敬
文部大臣	中橋徳五郎	
農商務大臣	山本達雄	
逓信大臣	野田卯太郎	

内務省令第廿四號(大正十一年九月三十日)  
傳染病豫防法施行規則中消毒方法抄錄

四 第五章 消毒方法

第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一 燒却
- 二 蒸汽消毒



三 煮沸消毒

四 藥物消毒

第二十二條 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百

度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ

蒸汽消毒ヲ施行セムトスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 消毒ニ因リ褪色ノ虞アルモノハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アルモノハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト

二 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

第二十三條 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前條第二項第一號ヲ準用ス

第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其製法及用法左ノ如シ

一 石炭酸水 防疫用石炭酸三分  
水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ

徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

二 「クレゾール」水 「クレゾール」石鹼液三分  
水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

三 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分  
水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇・五  
「グラム」ヲ含ム)

ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其昇汞錠ヲ用キサルモノハ「スカレット」、

「フクシンS」其他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四 煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱  
ヲ發シ崩壊スルモノ

煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加  
ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 煨製石灰二分  
水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ



石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

五 「クロール」石灰水 「クロール」石灰五分  
水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

六 「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分  
水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

七 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ装置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ
- 二 物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノニハ真空装置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使

用スヘカラス

真空装置ニ依ル消毒時間ハ其装置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 三 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

第二十五條 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ

ノ概ネ左ノ如シ

- 一 尿管、吐瀉物及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- 二 死體
- 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- 四 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物残渣等
- 六 病室ノ疊、敷物等
- 七 便所、便池、手洗鉢等
- 八 臺所、臺所器具、井戸、水槽等



九 芥溜、下水溝等

痘瘡及猩紅熱ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- 二 死體

三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

四 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等

五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍等

六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 鼻汁、唾痰及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- 二 死體

三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

四 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等

五 病室ノ疊、敷物等

「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 鼻汁、唾痰及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

二 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等

三 看護人及其使用シタル衣類、寢具等

四 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍、玩具等

五 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- 二 死體

三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

四 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等

五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍等

六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

七 鼠ノ棲息、交通スル場所



第二十六條 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

一 患者

患者ハ治愈シタルトキ入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス

入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ第十二號ニ依ル

二 死體

死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其衣類ニ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ充分撒布シ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石炭酸ヲ填ツヘシ

三 尿尿、吐瀉物其他ノ排泄物

尿尿、吐瀉物其他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水、其容量ノ三十分ノ一以上ノ煨製石灰末又ハ其容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ充分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ  
昇汞水及「フォルマリン」水ハ本號ノ消毒ニ適セス

四 病毒ニ接觸シタル者

看護人、患者ノ家人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ  
手足ノ消毒ニハ石炭酸水、「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

五 衣類、寢具、敷物、布片等

蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ  
絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

六 患者、死體、病毒汚染物件ノ運搬器具

患者、死體又ハ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠、釣臺、車等ハ使用ノ都度石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

七 圖書、書類等



「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

八 硝子器、陶器、磁器、鑛製品、竹木製品等

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水、石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス

九 革類、革製品、漆器其他ノ塗物類、護謨製品、「セルロイド」製品、護謨附品、糊附品、

膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等

石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

蒸汽消毒及煮沸消毒ハ本號ノ消毒ニ適セス

十 室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布ス、シ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

十一 便所、芥溜、溝渠等

便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ充分攪拌スヘシ但シ屎尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニ非サレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス

芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ燒却スヘシ

煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

十二 井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五十分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ充分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ装置ニ依リ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

十三 船舶、汽車、電車等

船室又ハ車室内部ノ消毒ハ第十號ニ準スヘシ



船底水ニハ其容量ノ二百分ノ一ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ  
十四 動物ノ死體、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スヘシ

第二十七條 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其他ノ物件ニシテ第二十一條各號ノ消毒方

法ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムヘシ

肺結核豫防ニ關スル内務省第一號第六條但書ニ唾痰ヲ消毒スルハ石炭酸水ヲ使用スヘシト特定セラレタレトモ北海道ノ如キ冬期數ヶ月間唾壺内容物ノ凍結セル場合及石炭酸缺乏ノ場合ニ際シテハ其代用トシテ左ノ通使用スルモ差支ナシ

一 唾壺内容物ノ十分ノ一乃至十分ノ一量ノ粗製炭酸曹達ヲ投入攪拌シツ、更ニ唾壺内容物ト同量以上ノ熱湯ヲ注加スルコト

二 廿倍クレソール水ヲ投入攪拌シ廿四時間放置スルコト

三 唾壺内容物ト同量以上ノ五十倍アイゼル溶液ヲ投入シ十二時間放置スルコト

警視廳令第廿九號(大正九年十月十二日)

五 結核豫防法施行細則中抄録

第一條 家屋ヲ賃貸シ又ハ料金を得テ人ヲ寄宿セシムル者結核患者又ハ其疑アル賃借人又ハ寄宿人轉出若ハ死亡シタルトキハ充分ナル消毒方法及清潔方法ヲ行フヘシ

第二條 結核豫防法第四條第一項第一號ニ依リ健康診斷ヲ施行スヘキ者左ノ如シ

一 產婆、看護婦、按摩術、鍼術、灸術並柔道整復術業者

二 理髮營業ニ従事スル者

三 藝妓、娼妓及酌婦

四 宿屋、貸座敷、引手茶屋、飲食店、料理店、酪酒店、喫茶店、待合茶屋、角力茶屋、芝居茶屋其他之ニ準スヘキ營業ニ従事スル者

五 飲食物ノ製造又ハ販賣業ニ従事スル者

六 質屋、古物商、貸本商、貸蒲團商、衣類其他纏身用物ノ賃貸業ニ従事スル者

七 箸、揚枝、糝粉細工等ノ製造販賣業ニ従事スル者

八 旅客運輸營業ノ電車自動車馬車ノ乗務員

九 前各號ノ外必要ト認メタル者



第三條 前條規定ノ健康診断ハ必要ニ依リ隨時之ヲ行フ

第四條 旅客運輸業者ハ營業ノ用ニ供スル諸車船舶等ヲ常ニ清潔ニ保持シ結核患者死者入ハ其疑アル者ヲ運送シタルトキハ消毒方法ヲ施行スヘシ

第五條 教會場、說教所、傳道所、取引所、銀行、商品陳列所、勸工場、博覽會場、展覽會場、圖書館、新聞雜誌小說類縱覽所、碁會所、遊技場、觀物場、工場(工場法適用ア)、(ルモノヲ除ク)寄宿舎、醫院ノ病室及患者控所、貸座敷、引手茶屋、飲食店、待合茶屋、芝居茶屋、角力茶屋其他人ノ來集ヲ目的トスル場所ニアリテハ結核豫防法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ヲ遵守スヘシ

第六條 規則第二條及前條ニ規定シタル場所ニ在リテハ左記各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 場内清潔ヲ保持スルコト
- 二 採光換氣ニ注意スルコト
- 三 客ニ提供スヘキ座蒲團、椅子ノ類ハ常ニ清潔ニ保持シ時々日光消毒ヲ行フコト
- 四 當該官吏ノ指示アリタルトキハ消毒方法ヲ行フコト

第七條 宿屋、貸座敷、寄宿舎其他人ヲ宿泊セシムル場所ニ在テハ規則第四條第一項ノ規定ヲ遵守スヘシ

第八條 古着、古寢具、古家具、古飲食器、古割烹具、古本、古毛皮、屑物等ノ營業者ハ其營業物品ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノハ消毒スルニ非サレハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス

文部省令第十八號

學校傳染病豫防規程左ノ通改正ス

大正十三年九月九日

文部大臣 岡田良平

#### 六 學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸「チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹、チフス、猩紅熱、「チフテリア」、流行性腦脊髓膜炎、「ペスト」

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其他ノ傳染性眼炎、疥癬其他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス



地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其傳染病ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病原體保有者ハ其病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ 赤痢

十四日

ロ 腸「チフス」、  
「バラチフス」 二十一日

ハ 「チフテリア」、  
流行性腦脊髄膜炎 七日

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」、「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ尿、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ尿尿、「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校ス



ルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ
- 二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ
- 三 流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ
- 四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ
- 五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ
- 六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

**第六條** 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺咽喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第七條** 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ感染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

**第八條** 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其疑アル者若ハ其死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

- 一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
  - 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
  - 三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺咽喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
  - 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ
- 學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其他適當ノ置處ヲ爲スヘシ



第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ

學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキニハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト

二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ專用トスルコト

三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍其他ノ物ヲ他人ニ交付シ又

ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト

五 「チフテリア」、腦脊髓膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ

外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト

ロ 鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池

ニ投棄スルコト

六 赤痢、腸「チフス」、「バラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲

クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 便所ハ專用トシ上圖ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト

ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圖ノ都度消毒スルコト

ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七 「トラホーム」其他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處

置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル專用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其狀況ニ依リ必

要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全

部若ハ其一部ヲ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況

ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法

ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發



生シ其狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得  
前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十四條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

- 一 初發ノ場合ニハ病名、病發ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其他參考トナルヘキ事項ニ付遲滯ナク報告スヘシ
- 二 續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)、患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置其他參考トナルヘキ事項ニ付報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ
- 三 前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡其他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト
- 二 共同手拭ヲ備ヘサルコト
- 三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト
- 四 宿直其他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自專用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

- 一 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其修理及井戸液ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト
- 二 痘瘡、猩紅熱、「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト



三 發疹「チフス」ニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト

四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト

五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト

六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト

イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト

ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト

ハ 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト

ニ 床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又排水ヲ十分ニスルコト

第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ

清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス

傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚渫スヘシ

清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥、塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ投棄シ又ハ焼却スヘシ

第十八條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

一 消毒方法ハ左ノ五種トス

イ 燒却

ロ 蒸汽消毒

ハ 煮沸消毒

ニ 藥物消毒

ホ 日光消毒

二 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ

蒸汽消毒ヲ施行セントスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ



イ 消毒ニ依リ褪色ノ虞アル物ハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト

ロ 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

三 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後二十分間以上煮沸スヘシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前號イヲ準用ス

四 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品竝其製法及用法左ノ如シ

イ 石炭酸水 防疫用石炭酸三分  
水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐徐ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ロ 「クレゾール」水 「クレゾール」石鹼液三分  
水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ  
「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ハ 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分  
水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇・五グラムヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニアラサル容器ニ之ヲ貯藏シ其昇汞錠ヲ用キサルモノハ「スカレット」、

「フクシンS」其他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

ニ 煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱

ヲ發シ崩壊スルモノ  
煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加

ヘ粉末ト爲シタルモノ  
煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 煨製石灰二分  
水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

ホ 「クロール」石灰水 「クロール」石灰五分  
水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ 「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分  
水三十四分



「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシト「フォルムアルデヒード」

「フォルムアルデヒード」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒード」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

(一) 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒード」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

(二) 物件ノ内部ニ至ルマデ消毒スル必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

(三) 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

五 日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ

日光ノ強度、消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

六 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 尿管、吐瀉物及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ食物残渣等

ヘ 病室ノ疊、敷物等

ト 便所、便池、手洗鉢等

チ 臺所、臺所器具、井戸、水槽等

リ 芥溜、下水溝等

七 痘瘡、猩紅熱、麻疹、風疹及水痘ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等



ロ 死體

- ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類寢具等
- ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具書籍等
- ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

八 發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- イ 鼻汁、唾痰及其處置ニ用ヒタル器具、布片、紙片等
- ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用ニ供シタル衣類、寢具等

ホ 病室ノ疊、敷物等

九 「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎、百日咳、流行性感冒及流行性耳下腺炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等

ハ 看護人及其使用シタル衣類、寢具等

ニ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍、玩具等

ホ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

十 「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍等

ヘ 病室ノ疊、敷物、建物、側壁等

ト 鼠ノ棲息、交通スル場所

十一 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

イ 患者



患者ハ治愈シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス

入浴に使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニ依ル

ロ 死體

死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其衣類ニ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツヘシ

ハ 尿尿、吐瀉物其他ノ排泄物

尿尿、吐瀉物其他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水、其容量ノ三十分ノ一以上ノ煨製石灰末又ハ其容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ  
昇汞水及フォルマリン水ハ尿尿、吐瀉物其他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス

ニ 病毒ニ接觸シタル者

看護人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其他病毒ニ接

觸シタル者ハ時々又ハ其都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ

手足ノ消毒ニハ石灰酸水、「クレゾール」水、又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

ホ 衣類、寢具、敷物、布片等

蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

綿布、毛織物、綿、綿入薄團、羽薄團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

ヘ 患者、死體、病毒汚染物件ノ運搬器具

患者、死體又ハ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠、釣臺、車等ハ使用ノ都度石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

ト 圖書、書類等

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

チ 硝子器、陶器、磁器、鑲製品、竹木製品等



石炭酸水、「クレゾール」水昇汞水石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス

リ 革類、革製品、漆器其他ノ塗物類、護謨製品、「セルロイド」製品、護謨附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等

石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

蒸汽消毒及煮沸消毒ハ以上ノ物件ノ消毒ニ適セス

又 校舎、寄宿舎其他ノ室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布ス

ヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス

ル 便所、芥溜、溝渠等

便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便

池、肥料溜等ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ十分攪拌スヘシ但

シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニアラサレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス

芥溜及土地ニ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「ク

ロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ

煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

ヲ 井戸、水槽、污水等

井戸、水槽、污水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ

五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適

當ノ装置ニ依リ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

ワ 船舶

船室ノ消毒ハ本號ヌニ準スヘシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」



石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ

カ 動物ノ死體、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スヘシ

ヨ 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其他ノ物件ニシテ焼却、蒸汽消毒、煮沸消毒、藥物消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フヘシ

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【参照】

明治二十年四月一日公布 法律第三十六號傳染病豫防法抄錄

第二條第二項

「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其。傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規定ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得  
本書ハ肺結核ヲ豫防シ病毒ヲ消毒撲滅スルヲ本位トスル故ニ諸法令ヲ第一章ニ特記シタ

ル所以ナリ、我政府ハ如上ノ諸法令ヲ發布シ大ニ結核撲滅策ヲ講セラルル、今日ニ國民ハ舉テ、諸法令ヲ遵守シ恐ルヘキ此結核ヲ根本的絶滅ニ最大ノ努力アランコトヲ希フ者ナリ

## 第二章 肺病を救ふ

### 一 人を壽域に躋す

抑國家の興亡盛衰は一に兵亂と疾病の有無に關し國盛なる時兵亂なく國衰ふる時惡疾流行して滅亡に導く今や全世界平和の春風に靡き四海泰平に到る處單備縮少の論の喧びすしき實に賀すべき極と言ふべきかな然れども一度病界を翻つて見れば醫學の効顯日に益々盛なるにも不拘益々蔓延猖獗跋扈甚だしく決して平和等と言ふを許さざる有様なり。就中最も國家及社會に慘害を與へつゝある者は結核病なり。全世界死亡總數の七分の一を占め我邦に在りては五分の一以上を占領す。而近年に於ては歲々十二、三萬人の死亡者數となり一日平均三百三十四人一時間平均一三、九人の割合を以て我同胞は奪はれつゝあり其死亡者及帶病者保菌者。百餘萬人に對し其藥餌、療養及附帶の費額を積算する時は驚くべし五億餘萬圓に昇り尙倍々増加の傾向あり



り。ペストコレラ等の急性傳染病は一時的の者にて社會の視聽を一時に集め各人が自己衛生に留意するに反し結核病は慢性傳染病なるため間斷なく吾人の注意を要するため注意力の弛怠を來し豫防消毒も意の如くならざる概あり、結核菌は概ね吾人の最も生産力に富める少壯者を侵し殊に此の時代に於ては經過頗る緩慢なるを以て療期を逸し易く國民の主力を衰耗す、歐米文明國に於ては朝野力を併せ銳意之が豫防撲滅法を講じ研鑽實行汲々止まざるの程なれば今や病勢漸次減退の域に進みつゝあり其方法は豫防消毒隔離免疫等の諸法あり、我邦の状態を回顧するに病者数は逐年増加し年々本病死亡者十餘萬人に及び病者は百餘萬人を數へ病毒は益々傳播せられつゝあり、曩に政府は結核病豫防法令を公布し官憲之を説き學者之を論じ實際家之を叫び其宣傳と實行に努めたるも實際の效果未だ揚らずやゝもすれば一の無用なる形式に過ぎざらんとす其狀恰も強敵の蹂躪に無能の兵備を提て當るが如し。朝野有識の諸賢が國家のため奮然として起ち一致協力して豫防撲滅に全力を竭され木鐸となり警鐘となり厲精疾呼大いに一般同胞の注意を喚起されられ一面豫防撲滅の機關の施設に意を用ひられ同胞をして無病無患壽域に躋達し長へに健全壽老の慶福を享けしめられんことを切望して止まざるなり吾人の一生に生と死との二問題あり一は喜ぶ可く一は悲しむべし、死の原因の多くは疾病にして昔は四百四病と

言はれたるも今日にては其輸入せられたる者も加へられて千餘種となれり其内にて最も死亡率率高きは肺病なり殊に肺病は病勢極緩慢にして其侵害を受けたるを自覺せざる間に亢進して恢復を圖るべからざるに陥るを常とす我國に於ける肺病死亡者一ヶ年に十二、三萬人病者數百餘萬人に及び其治療及豫防消毒費は積算五億餘萬圓に達すと此を倒産病又は亡國病と言ふも故なきなり、此亡國病肺病を一面に於ては之を遺傳病と誤り社會の壓迫は慘虐を極め肺患者をして非業の最期を遂ぐる者毎日の如く今にして是が撲滅を期せざれば憂ふべき結果は近く來らんとしつゝあり一杏は本書に於て其豫防消毒法を詳細に説明し以て肺病をして數年の後に撲滅終熄せしめんことを期したり。

結核菌を撲滅せん

世の中に尊きものは生命なり生命食ふもの早く除かむ

## 二 肺病の起原

肺病は肺結核にして古來より肺癆或ハ癆瘵或は癆症と稱し現今に至ては専ら之を肺病と稱す此結核病は極めて緩慢にして數年或は數十年にわたる慢性傳染病なり其傳染の狀態は洋の東西を問はず貴賤貧富の差なく男女老幼の別なく都鄙寒暑の嫌ひなく地球上到る處に蔓延し年々幾百萬の人命を掠奪し歲々幾百萬億の財産を消費して天下無比の頑固猛惡なる病なり此業病一旦人體



を侵襲する時は遂に生命を奪ひ其病毒は内に在ては子々孫々に傳染して一家を全滅し外に於ては人より人に傳染し益々蔓延して國家に多大の慘害を與ふるを以て一に之を國家病とも稱する如斯恐るべく且惡むべき業病を徒に口に唱へ筆に述ふるのみにして未だ嘗て之れか救済の法講する者あるを聞さるや久し是れ世人の多くは其原因の何物なるを知らざるの結果ならん一杏は是に於て慨歎の餘り多年研究せし實驗と専門諸大家の成書より抄録し通俗的平易簡單に斯肺病を救済するの要點に就き例證を擧げ以て世に示し及ふ限り病關を脱せしめんことを切望して止まざるなり

西曆千八百八十二年一大偉人獨逸帝國衛生院長プロフェツソル、ロベルト、コツボ博士始めて肺病患者の喀痰中より一種の微菌即結核菌を發見し肺病の傳染病なることを確認し之れぞ人畜に一大害毒を醸す敵と確定せられ從て之に備ふる豫防法を案出せられたり其後其高弟ドクル、ケオルグ、コルネット氏は肺病の發生に付て多年種々なる研究の結果空氣中の塵埃吸入に起因する者にして塵埃中には多數の結核微菌あるを發見す乃ち塵埃吸入の恐るべきことを種々なる例證を擧げて公示し且此有害慘毒なる塵埃は吸氣に由て鼻口より體內に入り種々なる階級を経氣管枝肺胞に達し是に於て結核菌は自己固有の毒素を醸成し際限なき繁殖を爲して發病するなり而して肺臟ハ諸臟器中最も結核菌の繁殖に適したる所なるか故に血液或は淋巴液に混した

る微少の結核菌は他臟器に繁殖を遂ぐること能はずして獨り肺臟に於て緩慢なる發育を爲し遂に慢性の肺結核を完成する者なりと説かれたり如斯肺病の原因は發見せられ其豫防撲滅法も設定せられ之がため年々亡失する所の多大の人命を救ひ歳々消費する所の多額の資財を貯ふるを得るに至れり嗚呼此二氏の功績實に偉大なりと謂ふ可し然り而して肺病の原因即結核菌は一塊の痰一撮の塵埃中に混在する云微なる細菌なれば其細微些少なること實に驚くべく而して之を豫防撲滅するに於て適當なる方法を行ふ時は眞に易々たる者なり然れども一朝其時機を失ひ其方法を誤る時は病毒益々傳染し禍害愈々蔓延して術の施すべきなく唯々袖手傍觀するの他なき慘狀を演ずること恰も一個の燐寸を以て百萬の大都を灰燼に歸せしむるに同じ洵に警戒に警戒を加ふべきことにして決して輕忽に看過す可らざる者なり空氣は元來極て清潔なる者にして無毒有益なることは吾人の夙に知る所なり然れども此無毒有益なる空氣一旦不潔となる時は甚しき慘毒を人體獸畜に及ぼす者なり斯不潔空氣中には種々雜多の有機物の腐敗分解より生ずる分裂微菌混在して浮游するなり此塵埃中の微菌には無害無毒の者多しと雖亦許多の疾病に向て原因となる所謂病原的微菌も亦少なからず故に空氣を不潔ならしむる原因即挿雜物中には醫學上最緊要なる者實に多し其微菌は肉眼を以て見る可らず強力の顯微鏡を用ひて始めて見得べき云微なる有機生體にして其量如何に僅少なるも一旦人體又は動物體に竄入するや忽ち際限なき繁殖



を爲し恐るべき健康上の損害を來す者なり故に病原的微生物の健康なる人體に入るや茲に繁殖して遂に之を病體となし更に其病體を出て、又他の健康體を侵襲す如斯漸次傳播する性状を具ふる故此微生物に原因する疾病を總稱して傳染病と云ふ諸多の傳染病各自其症候を異にする所以の者は之か原因をなせる微生物の各自其性質を異にするに由る者にして其繁殖の急速なる者は急性傳染病即コレラ、ペスト、チフス、バラチフス、デフテリア、痘瘡、發疹チフス、赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髓膜炎の十種とし又極めて緩徐なる者は慢性傳染病即結核微毒、癩病なり其慢性傳染病中特に頑固難治にして國家に非常なる慘害を與ふる者は肺結核即肺病なり肺結核の原因なる結核菌は常に細塵中に潜伏し空氣中に浮游飛散する者にして其微生物は吸氣に隨て人體外より人體内に入り或は血行に隨て身體の他部より轉して肺組織に達すれば茲に於て一種の毒素を醸成し其部の組織を器械的及び化學的に刺戟し種々の階級を経結節狀を形成す（結核の名之より出つ）結節狀の病竈は通常乾酪樣變性をなす者にして其變せる性病竈は更に石灰樣變質に陥り若くは膿潰する者なり其石灰樣變質を成すや其周圍に結締組織を新生して之を包む膜囊を形成し遂に健全なる肺組織中に存する點狀の痕痕となりて了るなり此場合に於て結核菌は全く其病竈内に枯死し疾病は治癒するなり是他病を以て死亡せし屍體を解剖して屢發見する所なり反之彼の病竈の膿潰をなすや次で氣管枝内に向て破裂し多量に結核菌を含有する膿汁は其一分略

痰に混して（寧ろ痰の主成分となりて）體外に排泄せらるゝも他の一分は吸氣に隨て深部に吸引せられ曾て健全なりし肺部に到達し結核菌能く此部に寄生するときは茲に幾許の新病竈を形成し病勢益々進行す（所謂組織内傳染の一混合傳染の一）故に疾病の増進すると治癒するとは一に其病竈の運命に關するなり而して同一の關係を有する病者にして一は其病竈石灰樣變質を成し他は膿潰に陥ることあり畢竟膿潰性微生物の結核病竈に達すると否らさるとに關するなり該疾病の増進するは結核性及膿潰性兩微生物の共働に出る者なり如斯結核菌の體内に侵入するとき諸臓器中之に罹らざる者殆どなし就中最多く侵害を蒙る者は肺臟にして其他大に結核に罹り易き者は第一肋膜、腹膜、第二淋巴腺、第三腸管及其他の粘膜、第四皮膚、第五骨及關節、第六泌尿器及生殖器、第七肝及脾等なり神經及心臟は之を患ふること稀なり

### 三 醫神と一杏

杏は薔薇科の一門に春三月白、桃色の梅花の如き五瓣の花を開く實を結び六月に至て黃熟す梅より酸味少く滋味豊醇風味佳良なり其實の核に仁あり杏仁と稱して漢法醫家の賞用する者たり杏仁より液を採取し杏仁水と稱へ明治初年頃より咳嗽を治むる唯一の妙藥として肺病治療の名藥と激賞されつゝあり漢法醫書に杏樹は醫家の尊重する名木にして醫家の標木とも稱せられ其多少を以つて醫門の盛衰を語るに至れり、故に醫門には必ず植ゑ以て其繁茂を祈ることは一般



の醫風となれり醫教に曰く杏は邪氣を拂ひ生氣を延長する者にして醫門に最尊重する樹木なり其核仁より得る液を杏仁水と稱へ鎮咳薬の主要なる者にて諸病の咳嗽を鎮靜する唯一の良薬なり斯く醫門に必要な者故に醫門には必ず杏樹を植ゑ其繁茂を祈りし者なり杏花は醫神の愛木なれば其仁徳に俗した病者が全國到る處に彌蔓し從て報恩のため旺んに猷木の風行はれ年々の猷木數萬自ら鬱蒼たる一大森林をなす杏花爛熳杏雲靈隼として杏花錦の如く清香郁々と堂に満ち花か雲か將た霞か醫門の隆盛醫徳の光輝赫々たり杏樹百株を大家名醫と稱へ千株を醫聖と貴び萬株を醫神と稱へて尊崇敬服王公も及ばざるが如しとあり我邦は往昔支那の醫學を學びたる者なれば殆ど支那に於けると同様に杏樹を尊びし者なり方今泰西醫學の輸入以來漢法の醫は頓に凋落したるも今尙醫家が杏樹を賞讃したりし遺風の存して彼の杏雲、杏仁、杏花、杏錦、杏林、杏桂、杏芳等の字を病院醫院藥局等に號として用ふる者あり、著者は明治十七年初て醫界に身を投せし以來肺病に對する治療法研究の興味を持ち之を以て後世身を立てんと欲し今日に至りしものにして名を杏樹の一枝に借りて一杏となし本書通俗救肺病を世に頒ち病者を救はんとするの微意あり世の先憂諸賢の指導を俟つて此一杏をして益々繁茂せしめられんことを希ふ者なり。

#### 四 衛生と天分

天地間萬物生きとし生ける者は一として、生を惜まざる者なしお互に一日たりとも延び度いなり然れども百歳の壽を保つ者は稀にて定命の五十年も覺東ない有様である極僅かでも身體に故障を生ずれば直ちに病魔の侵入となりて不覺を取る者なり疾病は吾々の仇敵と言ふべく其仇敵に對する防衛法が衛生であり主として其問題を研究するのが衛生學なり仇敵の侵入したる儘に置けば貴重なる生命は奪はるべく之が退散の方法を治療と言ひ夫れを研究するを醫學と言ふ百歳の長壽を保つ人は衛生上と醫學上との方面を努めて實行したる人と言ふべし疾病は實に人間の生命を食物として蔓延し蕃殖し人生の最大幸福たる生命其物の掠奪者と言ふべく親鸞上人の曰くの言へる且には紅顏ありて、夕には白骨となれる身なり、六親眷族集りて歎き悲しめども更に其の甲斐あるべからずと人生亦悲惨なるかな國家の興亡が兵亂と疾病にある事既に述べしところなれども兵亂は常になく只疾病のみは四季寒暖は更なり、日夜ともに暴威を逞しふしつゝあり之れには高位高官の人も如何なる英傑も其の侵害を免かるゝものなく猛惡なる疾病の流行せんとするや大風の到るが如く其の途に在るものをして何物をも焦燼せずんば止まざるの勢を示し人生の儂なき雜草の大風に折らるるが如き觀なくんばあらず、如斯場合能く之を防ぎ



撃退し得るもの衛生と治療の外なかるべく醫師の責務の如何に重大なるかを想はねばならぬ。其責務重大なる程尊敬を受くることも亦高大なり醫は仁徳あり其業務を行ふに正實にして其術たるや日に研き月に究め年に重ね其功蹟の現はるゝを仁徳と云ふ其仁徳は醫師の本部即天分なり其の天分を盡さざるものは醫士に非すと謂ふべし、古書に山は樹木あるを以て貴しとす山に樹木なきは貴からず人は公徳あるを以て尊敬し人に公徳なきは人面獸心なり醫士は仁術あるを以て尊重し醫士に仁心なきは人を食ふ鬼と云ふべし仁なり徳なりは洋の東西古今の別なく悉く尊敬せらるゝ者なれば吾人は自己の天分を辨ひ責任を全ふして其尊敬の度を高めんことを大に努めねばならぬ

吾人人間は各自其天分を知ること最必要なり若し自家の天分の如何なることを辨ひすして唯高位高官及名譽の地位を希望し辛ふして僥倖に其目的を達したる曉には種々の失策失態百出して耻を重ね是迄多年苦心して得たる経歴を汚すに留まるのみなり爲政家は國家を誤まり國辱拭ふ可らず醫士は施術を誤まり徒らに人命を失ひ其害毒や一家に留まらずして國家にも及ぼすに至るなり醫士は果して如何なる天分を有するやを説き來れば醫士は今日に於ては昔時の如く草根木皮を以て病者に接し藥劑を與ふるのみならず日新醫學を研究し各素養と趣味とに由て或は

病理學家或は醫政家或は治療家等となり多年刻苦研鑽其濫奥を極め各専門的に科學に従事し夙に起夜半に寝ね寸時も醫學の醫學たることを忘れざるは之れ天分を明にする所以なり（武士は戟を枕にし醫士は書を懷にす）然るに方今醫風漸次惡化し仁術公徳地を拂ひ昨日の前身如何を顧みず天分の如何に存するかをも辨ひず今日突然自稱博士専門家を標榜し大廣告をなして病者の耳目を驚かせし醫士大都會に最多しときく實に慨歎の至りならずや

我明治大帝は國民の責任即天分を大に執輪あらせられ御製の御下賜あり國民殊に醫士に於ては天分の重きことは既に已に明かなりしことなれ共特更に御製を奉戴して一層注意を喚起する所以なり天分即天職は獨り吾人人類社會に於てのみてなく宇宙の萬物には皆悉く備て各其天職を守り盡して居る彼の山の高に位し水の低に流るゝも春花の咲く秋木の葉の散り花の紅柳の緑なるも擧て一様に己が天分を知り天職を發揮して居る

明治大帝の御製に

花になり實になる見れば草も木も

なへて務めのある世なりけり

との如く一草一花一實皆各々自己の天分を完ふして居るの姿である無言非情と云る、草木土



石にして已に然り況や萬物の靈長と自負する吾人人類の天分を忘れてよき者なるや吾人は斯くして自己の天分を自覺するに由て始て自己の職務に對しても夫か己の天職であると云ふことを瞭に諦得することが出来る其天職觀の諦得に依て亦吾人は吾人の處世上に對し一大法則を建立するの必要あり因て吾人は其天分よりして吾人人類社會に對して最惡むべき病魔を退散せしめ其卵存に至る迄悉く根本的に撲滅せしめんことを計らねばならぬ

### 五 醫士の責任

昔より肺病は治癒せざる者と認められし者なり醫士は己れの名譽を高めんと欲し患者及其家族に對して結核とは診定しながらも秘して徒らに歡心をのみ買ふが一の慣習となり其がために治癒第一の初期好時機を逸し終に輓回し能はざる大患重症に陥らしむ結核は初期に於て適當治療を加ふれば必ず全癒するに決定して居る者を聊かなる利慾のために病原を殊更に秘し心ならざる療法を施す間に病勢は益々進行して第二期又は第三期に至ることあり亦一面患者及其家族に於ても世上一般に結核は到底治癒せざる者と信じ結核の診定は死刑宣告と同様に恐しき者と驚愕オドロキオッれ且落膽失望ラクタンシツバウし衰弱も頓ニハカに加はるが通常なり之誤アヤマれるの甚しき者にして例へ結核にても夫々好適ナキトウの療法を施す時は十中七八は治癒し得る者なり結核と診定したる醫師に於ては病者

に恐怖オソるべき理由ワケ無きを懇々説き加療法を厚く諭し速に適當なる療法を選び其責任を盡せば一旦は恐怖せし患者も嬉々其厚情を感謝すべきに至るべし斯てこそ醫師の天分の完ふせらるゝにあらざるか、然るに近時、公德心の厚き國手、人道を守る博士等年々地を拂ふの傾向あり實に慨嘆ガイタンの至りならずや區々たる利慾に眩暈メクラ其實を吐かず（中には其初期症を發見する能はざる腦力者もあり心にも無き佞辯巧言ネイベンコウケンを以て歡心を買ひ初期（自然治癒の好時機）をさへ徒らに過し遂に恢復の見込なき大患に陥らしめ本人及其家族より結核ならざるやと再問され茲に初めて四五日前より少々其疑あるを發見したる等と恬然恥ぢざるものあり、病者は人なり死者も人なり吾々は藥餌の料を得て富を作る者なり結核なる者は吾々に於ては無限の財源サイエンの淵泉エセンなりと當今如上の醫師の多きには實に恥かしき至りなり一杏著肺病養生案内に曰く吾人身體に少し異和ワカガハ性しき點あらば必ず信すべき醫師を選び確實なる診斷を受けよ例へ結核の診定あらば腹藏フツゾウなき意見イを聽き其療養を懸命に盡す時は初期の結核は全部確實に治癒すべく既に病勢の進行し、最早第二期第三期に及び見込なき重症者に於ても精神一到何事か成らざらん勇氣と忍耐とに依て意外の好結果を得しこと多數なれば失望落膽シツバウラクタン自暴自棄ジャクジャク以て自己を亡ぼすが如きは愚の至りなり或る實驗家は第二期第三期に於ても療養充分にして寸時も怠らざれば十中六七は確實に恢復する



を得べしと醫師の重責は病者へのみに止まらず國家經濟の上にもあれば大いに慎まねばならぬ  
今責任を重せざる醫師の一例を擧ぐれば一病者あり結核症なれば轉地せよとは一般醫師の通用  
語と成り居れり然るに我國の如く設備の未だ完全せざる地に於ては常に慎重なる態度を以て療  
養を勸むべきに其地理氣候風土又病者に對する其地の設備の有無をも辨ひず轉地を勸むるが如  
きは實に不仁不慈不徳義の極ならずや其例證の多き中にも

○十九歳男肺病に罹り居れるも病勢緩慢なるを以て轉地を勸められ伊豆に到る同地に於て發  
熱は依然として存し食慾は頓に衰へ瘦削日に加はる病人は勿論看護者も大いに狼狽し村醫も亦  
なす處を知らず即歸京す直にX線照射を乞ひ初めて右肺門に鶏卵大の氣管枝結核を發見し爾來  
安靜を命じ適當なる療法特に食餌に注意し約三ヶ月にして大いに恢復し全く無熱食慾良好貧血  
羸瘦稍存するのみ廿歳女肺核のため劇しく咳嗽發熱食慾不進羸瘦甚し左肺後下部に輕濁音及小  
數のラッセルンあり甚しく頰部に限局性紅色を呈し結核症を現はす或醫師の勸に依り房州邊へ  
轉地せし處病勢頓に革り卒然死亡す。

以上は二三少數例なるも結核症の治癒期をも辨せず無謀なる療法の如何に恐るべき者なるや  
を知るに足れり故に結核症と診定したる上は藥療轉地療養等一切に綿密周到なる注意を拂ひ萬

全の策を講せねばならぬ

醫士は肺病に對して大なる義務責任ある者なり故に演説に雜誌に實地に於て肺病の豫防法肺  
病の自然に治癒すること又醫治により其初期には必ず治癒に至らしめ得ることを公衆一般に知  
らしむることを勉むべし徒に患者をして迷路に入らしむる勿れ然も公衆一般は肺病の初期すら  
不治必死の疾患となし恐怖不安なす所を知らず故に第一の急務は肺病の初期は治療の結果必ず  
治癒し得る疾病なることを知らしむること其病源は肺病患者の咯痰なれば其咯痰の取締法を嚴  
重に施行するときは病患を免るゝのみならず大に治期をして迅速ならしむることを懇切に説き  
示して豫防法及攝養法を嚴重に守らしむべし之れ醫士たる者の一大義務責任なり特に本病は長  
年月を要する者なれば或は慰々のに攝生法を行ひ或は壓制的に療養法を行ふ等緩急其宜しきを  
得は大に治期をして速かならしめ且傳染の數も大に減少するならん然るに病者の歡心を買ひ其  
爲すがまゝ言ふがまゝに一任するときは其治期を誤るのみならず病毒の傳染蔓延をして益々大  
ならしむる故に醫士の義務責任は實に重大なる者なり

近來雨後の筈の如く大廣告の治肺法及治肺藥等の類々として世上に現はるゝ者は肺病に對す  
る正確特殊法良藥の世に出さるの致す所なると治療家互に拜金營利薄情に流れ公徳仁術廉耻の



美風地を拂ひ醫家の信用次第に乏しきに至れる者其原因する所多きに居らざる可らず其一例は大道に蛇又は草根木實等を肺病唯一の靈藥と唱て大言壯語販賣するに至れり嗚呼慨歎に堪へんや今に於て醫風を高尙刷新せざれば永遠に救ふ可らざるに至らん之れ其害毒や病者に對するのみならず國家に對する一大事なれば大に救濟せねばならぬ。

大正聖代の今日に於て奇々なる廣告を利用し妙々なる醫術を施して人命を食物にする徒輩甚だ多しときく是等も、我同胞なるや沙汰の限りなり我邦は君子の義正しく道徳の心厚きこと世界に比類なき美國なりと賞讃せられたり故に邦民は益々責任を全ふし愈々國光を輝かさねばならぬ。

古歌に 妙の字は若き女の亂れ髪いふにいはいれず解くにとかれず

## 六 肺病の蔓延

肺病は世界各國に於て最多く、致死の疾病にして、精確なる統計を見るに、全人民の凡七分の一は皆之に因て死する者なり。又數多の地方に在ては其四分の一に達することあり。歐洲に於ける肺病患者の死亡數は、其住民の千分中一及七の間にあり。我邦に於ては年々約十二萬餘にして都市に於て最多く、死亡總數の六分の一を占め、又全國に於て生産能力を有する年齢に

在ては、其死亡數中六分の一以上に相當せり。加之年々肺病患者及其死亡者増加の傾向あるを見る。肺病は總て都市に於ては、田舎に於けるより多くして、殊に工業の都市に在て甚し。曩に農業に従事せる人民にして、工業に轉せし所に在ては、常に肺病患者の増加するを見る。是其人民は家外に在て動作すること少きたためなり。現今米國に於ては其人民の増加すると共に肺病患者も亦非常に驚くべき、多數に達せりと云ふ。

我邦維新前は銷國主義を取り、國內の交通も甚だ緩慢にして、國民一般はは農業を營み、一部上流社會は武を専らとし、大に體育に勤めたりしも、維新以來は開國され、歐洲の文物は盛に輸入され、汽船に鐵道に電車に馬車に人車に電信に電話に、交通機關は、具備し、商業に工業に學藝に今や世界各國と競争をなしつつあり。維新前と後とは其交通の緩慢と頻繁は豈に天地の差のみならんや。而して各衛生的設備茲に至て大に完全にせられたりと雖、體育の道隨て衰へ、智育の道隨て發達し、ために身體精神の過勞よりして、遂に虛弱に陥り病體となる。加之諸種の傳染病は續々として輸入し來るを以て、其豫防法及取締法は嚴重に施行せられたり、然るに獨り此肺病の取締法は大に程度低きためにか其病毒蔓延は殆ど自然一任せられたるが如き觀あるを以て、年々増加しつつあるなり。



肺病の慘毒は、諸多の疾病に倍蓰すること、已に普く人の知る所なり。然るに之に對するの處置極て冷淡なるは、實に不思議の至りなり。彼の「コレラ」又「ペスト」等の將に流行せんとするに遇へば、非常に驚愕と恐怖とを以て、百事を擲ち寢食を忘れ日夜を辨せず、之が豫防消毒に狂奔するに非ずや。而して該病の人命を掠奪する員數を問へば、彼の明治廿年より卅年に至れる十ヶ年間。本邦の大流行に於ては、實に廿八萬餘なりと。顧みて此肺病を見るに、我同胞の之がために斃るゝ者年々十萬餘に下らず。人類の七分の一は、實に該病の爲めに死亡すと云ふも可なり。而して該病の蕃殖増加は、近時調査の成績に由れば設ひ冥々且緩慢なるも、斷えず益々熾盛に趣き、將に漸次全世界を蹂躪せんとする破竹の勢なり今にして之が防遏豫防の策を講ずるにあらずんば、地球上終に人類を止めざるに至らん。今該病の死亡數及尋常經過の上より、推算すれば本邦は常に少なくとも百萬以上(死亡者の十倍)の肺病患者を有す。實に同胞七千萬に對し其七十分の一以上を占むるなり。事實如斯なるに世人の之を冷淡平易に看過するの狀あるは、畢竟其病性緩慢にして、彼の「コレラ」、「ペスト」等の數日或は數時の間に、慈親愛兒を掠奪するが如き、一時人心を攪動する驚慌の變なきが爲めのみ。而して此多數の肺病患者は、多くは肺病より、多量に結核菌を混有する粘液及膿汁(痰)を喀出し、其微菌の空氣

中に飛散するを吸入する者をして、該病に感染せしむ。實に恐るべきなり。我邦に於て肺病は、一般上流社會の特有物の如く、下流社會に比すれば遙に多大にして、都市は田舎より非常に多し。上流社會の斯く、多く此病に罹り、殆ど特有するか如き所以を約言すれば。

(一) 貴族に於ては、屢兩親虛弱にして、胸廓不良に筋肉の發育すること少なし、故に多くは虛弱の兒を生ず。(遺傳素質) (二) 結婚するに當り、一方の虛弱は他の強壯に由て平均さるとの説に、全く反對す。(三) 小兒若し虛弱なるときは、身體の運動及習慣等に由り、能く之を挽回し得るに拘らず、却て非常に恐怖的教育をなして、尙虛弱に陥らしむることあり。(四) 上流社會の人は、運動すること極て少なし、是れ特に植物性營養物を主食する者には、歐米人に於けるより尙遙に害多し。(五) 小兒發育期に際し、其程度を顧みず、衛生的滋養法及育兒法をも辨へずして、猥に食減法を設け、彼も是もと食禁し爲めに、胃腸は勿論全身に衰弱を及ぼし、適當の運動をなすこと能はざらしむるに至る。(六) 下流社會に於ては、上流社會に全く反對して、幼時より食物充分に、多量の新鮮なる空氣及光線中に活潑なる運動をなすか故に、身體は益々強壯肥大となり。上流社會に於ては此特異なる點多くは無し。

## 七 肺病の國家に及ぼす慘害



國家經濟上より觀察するに肺病の國家に及ぼす慘害は、容易に發見せらるべし。我邦肺病に死する者年々増加し、近年に至ては一ケ年に約十二萬人にて此等死亡者の約七分の五は、年齢十五歳より六十歳の間在り。皆業務に勉勵すべき者にして、彼の「ジフテリア」死亡者の五歳—十歳迄の幼者の如きに非ず。國家生産上に損害を與ふること最大なり。又結核病者は彼の恐るべき「コレラ」、「チブス」、「ペスト」等の如き急速経過を取る者に非ずして、長年月間病牀に呻吟する者なれば其費す所亦大なり。一家の生活を左右する主働者永く臥病し、遂に死亡せば其遺族の困窮如何そや。慈父慈母を失ひたる孤兒な如何そや。食餌に乏しく教育を受くるを得ざる兒童の將來は如何そや。又薄弱なる身體と無教育なる頭腦を有する者等の將來の國民は、國家に對し裨益する所なきのみならず。反て多く損害を與ふ實に歎すべきの至りならずや。更に之を戰爭に比較するに彼の戦死多かりしと稱する、日露戰爭も其一ケ年の數は四萬餘人に過ぎずして、肺結核死亡者の三分一に過ぎず。結核害毒の大なること誠に驚くに堪へず。又家畜に於ける結核の蔓延も、國家經濟上に多大の損失を與へ、年々數萬頭の牛豚を此のために廢棄す。即ち此等多數の病畜を出せば、勢ひ他國より供給輸入を仰かざる可らず其損失も亦實に多大なり。如上結核病國家經濟上に、多大の慘害を與ふるか故に、國家は宜しくコレラ

「ペスト」の如き、急性傳染病と同一に之か豫防を講ずべし。

國民及個人の義務 富國強兵は他國に對し生存競争上の必要あり。之を圖るは國民たる吾人の義務なり。前述の如く結核病にして益々蔓延せんか、之れに罹り死亡する者戰爭よりも多く、又之が爲に生産力を減少し、壯丁者を亡失し加之、消費する所の財貨甚だ夥しく。將來の繼續者たる兒女の體軀は、薄弱にして生存競争に堪へざるなり之れ實に國家の前途憂慮に堪へざるなり結核病の豫防は、政府及國民一般の義務にして、一日も忽せにす可らず、之を要するに結核病豫防法普及は、公私協同一致を俟て始て之を完成全備すべき者なり輓近歐米に於ては結核豫防撲滅法を熱心に研究し近年屢々結核病學會を開催し、實際上結核豫防法を勵行し、公衆結核施療院盛に建設せられ。獨逸聯邦の如きは私立治肺院千余ヶ所公衆施療治肺院五百有餘ヶ所の多きに上り。其他英米佛露伊等皆公衆施療治肺院の設立なきは無し。其成績大に觀るべき者あり。因て目下彼邦に於ては結核病の大に減少するを見るなり。又歐米諸國にては結核病者屈出取締を勵行しつゝ在るか故に、肺結核豫防上に奏效多大なり。又結核病の性質及豫防法を通俗的に述べて公衆一般に配布しつゝ在り。吾邦に於ても已に内務省警視廳及各府縣より綿密周到なる肺結核豫防規則發布せられたれば吾人國民は奮て其規則を遵守し其好果を收めんこ



とに勉めざる可かず。

#### 八 肺病は國家病

肺病の國家に對し驚くべき禍害を與ふる者なることは已に述へし如くなるか尙茲に其詳細を掲げん最近の調査に依れば大正七年中肺病に原因したる死亡者約十二萬都市に於ては最多く死亡總數の平均六分一を占め又全國に於ては全死亡總數の五分の一生産能力を有する年齢に在ては其死亡數中六分の一餘十種傳染病の死亡數に對しては殆ど三倍なり夫れ彼の十種傳染病は一時多大の費用を要するが如きも其經過急速にして日數短少なり肺病に於ては極て緩慢の過程を取り長年月間病牀に呻吟し往々十數年に亘り遂に死に陥る者なれば其費す所の金額實に夥し又一家の主働者長病のため遂に死亡すれば其子女は遺産に頼り辛ふして露命を繋ぐか故に常に衣食に乏しく教育を受るの資なく且其身體多くは虛弱て一家の進運をはかること能はず或は幸にして食餌教育の資豊饒完全なる子弟と雖とも其身體生來虛弱なれば（結核は傳染病なれば）從て病に罹り易く多くは業を休み滋養物及藥餌の供給を仰ぐ其費額も亦多大なり肺病は猛烈なる傳染病なるのみならず且結核遺傳の迷信より家系の汚瀆を恐れて隱蔽する者甚多く結核死亡者をして他の病名の下に診斷せらるゝ者も亦其多きを見る從來年々増加し今日に於ては死亡數

十餘萬を算するに至れり

「コルネット」氏の法則

（結核死亡總數十餘萬年數）  
（其年三於ケル一發生者總數）

に依て肺結核患者數を推定せば百萬人

（死亡者の十倍）に上り亡國病と云ふに至れり特に貧困者の罹病率高く病毒の壯年者を侵しこ  
と甚多く肺結核死亡者の約七割強は十五歳—四十歳の者にて其傳染性猛烈經過慢性にして長く  
其影響する所多方面なり。而して百餘萬の結核患者は猛烈なる病原菌に惱まされ數年に亘り病  
床に臥し世人に嫌惡はれて幽鬱なる生活を營み顔相枯瘦骨立し病勢募るに於ては妻子一族さへ  
敢て之に慰安を與ふることなく孤獨快々として人生を果敢み一日も早く身を黄泉に投せんこと  
のみ苦慮して活路を求むる念慮全く喪失し其心情と慘狀とを見るに忍びざるなり。我邦の家庭  
は或都合にて一家數人同棲するから親子同胞相感染して立派な傳染なるを遺傳の迷信に襲はれ  
世人より嫌惡はれ壯年者長く病に臥して其死するや家財既に盡き空しくなり剩さへ病毒遺族に  
感染し困窮に尙困窮を重ね遂に一家離散の悲運に際會し中流社會の平和を攪亂して貧窮状態に  
陥いらむ斯く一家より一國に其累を及ぼして國民の蒙る經濟的影響は實に多大なり。大正九年  
の統計表には我邦總死亡數百四十餘萬人肺病死亡者數十二萬餘人にて總死亡數の八分の一なり  
今假に肺病者の國家に及ぼす慘害の豫想を述ふれば全國中に於て毎年肺病に慥み死亡する者を



十二萬人と定め各人罹病のために一ケ年休業したる者とせば休業のため日給の損失金一圓藥餌滋養物看病料等金一圓即一日の費が金二圓一ヶ月が金七十三圓一ケ年が金七百三十圓之れ一人の費す所で十二萬人なれば一ケ年八千七百六十萬圓なり又肺病者の子孫は多くは身體虛弱なれば強健者と並行し職業に勞役すること能はず之がために招く損失（生涯に莫大なるべし）及生來虛弱者は容易に種々の病に罹るから常に滋養強壯の資を要す如斯虛弱者及目下肺病者の數を一ケ年間肺病死亡者の十倍百二十萬人と假定し一人一日の損失及費す金を一圓とすれば百二十萬人に對し金百廿萬圓一ヶ月三千六百萬圓一ケ年四億三千八百萬圓なりそして夫に肺病死亡者の費用金八千七百六十萬圓を加算せば實に五億千九百六十萬圓となり（此數字は極最低額實際は五倍以上其他葬祭費等も亦莫大なり）是一の肺病のために費す所の損害にて其他數千の疾病に於てをや今に追ひて此病患を救はずは年々死亡者罹病者を増加し五年十年の後に於ては其損失せる人命及金員は實に驚くべき巨額に達せん今や大に富國強兵を圖るべきときに當り如何に節約貯蓄を行ふとも斯く多大の人命及多額の資財を失ふときは國運の進歩發展は得て望む可らず國家の前途眞に憂慮に堪ざるなり國防上の影響に於ては國家の干城とし其精英を選抜せられたる陸海軍現役兵員に於て大正五年の患者の發生死亡除隊に依る兵員の減耗中肺結核及胸膜炎

に依る者陸軍に胸膜炎二割二分肺結核二割二分合計四割四分に當り海軍に於ては胸膜炎二割一分肺結核三割八分合計五割九分に當り。近年歐米諸國の實況に反して漸次此率を高むるに至り國防上至大の影響を與ふるのみならず除隊歸郷に由て病毒を平和なる郷里に移すに至ては一日も忽諸に附してはならぬ又教育に於ては最近十ケ年間に教育に關する業者の總死亡毎千に對し肺結核死亡は平均三百十二人にして結核病毒の教育家を侵し程度強く從て此等の教育家により指導監督せらるべき第二國民の保健衛生上多大の惡影響を及ぼすのであり故に結核豫防は人道上の勿論産業國防教育上に結核の實況既に如斯我邦に於ては或は法律上の取締を勵行し或は各般の施爲施設に依て豫防し實を得んことを期したり我政府は明治三十七年二月内務省令第一號肺結核豫防に關する件を公布施行して豫防施設をなすの義務を特定營業者に命し大正三年法律第十六號肺結核療養所の設置及國庫補助に關する件を以て人口三十萬以上の市に對し療養所の設置を命じ之が經費に對し一定の補助をなすべきことを規定すると共に各方面に於て各種事業の連絡を計り各自治團體を督勵して豫防施設に意を盡さしめ結核豫防の注意指針の配布に由て結核豫防の普及を計る等相當豫防の實績を擧げたり又一般民間に於ても患者の收容する療養所又は病院を經營し豫防の實を圖りて國民の大敵に當り結核豫防協會を設立して豫防に關する施



設及方法の注意を喚起し恩賜財團濟生會日本赤十字社其他の公益法人は結核患者の救療施設に應分の力を致して人類の勁敵を撲滅せんことを期せり然れども未だ結核の豫防撲滅をなすに日暮れて道遠きの觀なき能はず（諸法令一般に普及せざるに基因す）して歐米諸邦に於ける漸次患者の數を減少するに拘らず我邦に於ては寧ろ上昇するが如し彼に見るが如き結核療養所早期診斷所結核救護相診所結核監察所林間保育所林間學校等の施設我に於ては未だ完備せざること多き故に一段の努力を以て豫防施設に留意し國家地方團體相濟して一般と相呼應して結核撲滅を企圖すべきこと最大急務なり。我邦政府は現時の國民衛生問題に顧み結核豫防の喫緊なるを思つて結核豫防法を制定し結核療養所の普及を計り療養の途なき者其他必要なる者を收容して病毒の絶滅及蔓延防止を計ると共に救療の途を開き豫防上必要なる建物の使用を制限又は禁止して住居衛生の範を示さしめ生活費の補給をなして救濟的豫防方法を講じ國庫の經費補助を規定して國家のなすべき責務の一端を果たさしむると共に一般社會の協力促進に就て留意し歐米諸邦に於けるが如き結核豫防につき一段の精彩あらんことを期し國運進展に資し文化の惠光の普遍を企圖せるなり如斯政府は救濟の道を種々と講せられ民間博愛又は各慈善事業に盡力せらるゝ今日なれば幾年ならずして歐米に劣らざる効果を得ること確實なりと信し諸士大に努められよ

### 九 肺病を恐るゝな

結核菌の傳染と肺病の發生とは餘程他の傳染病の夫れと異なる點あり即コレラペスト等の急性傳染病は勿論梅毒の如き慢性傳染病と雖も病毒に一旦傳染すれば一定の潜伏期を経て必ず發病するを通則とする中には保菌者と稱して病毒は感染して居ても發病せざる者あるも夫は極稀有のことに屬す然るに結核は一般傳染病の此定律に反して結核菌は傳染したるも必ずしも發病せざる場合甚多し吾々の大部分は既に結核菌の傳染を受けて居る者であるが實際に發病する者は其七分の一―八分の一の少數に過ぎず他の十分の六―八分の七と云ふ多數は一生を健全に終る者である此事實は結局結核菌は傳染したる場合も決して發病すとの觀念の誤謬なることを證するなり如斯結核菌と傳染と發病との間の關係を知らずして妄りに他の傳染病と同一視し終には結核恐怖病に襲はるゝに至る吾人人類は幼少の間に大抵は結核菌の傳染を蒙り十五六歳以上に至て初て其中の少數者に發病を來す者なり肺病の發病は年齢其他生理的關係若くは病理的關係の下に精神及身體薄弱と成りたる場合既に體内に潜伏し居たる結核菌が爆發して茲に發現し發病する者なり吾人が幼少の間結核菌の傳染を蒙るや體内にては不斷結



核菌と體細胞とが戰鬪を續行けて居る者であり換言すれば吾人の生涯は體内に寄生したる結核菌と吾人の體細胞との戰爭を以て終始しつゝある者と言ふべく從て體細胞が強健にて常に結核菌よりも旺盛なれば何等健康に異狀を呈せざるが一朝身體及精神の薄弱と成りたる場合體細胞は從つて弱くなり結核菌は直に擡頭して蕃殖を逞ふし不幸潜伏結核の爆發となるなり

結核菌の性質 傳染性肺病發生の徑路が悉く他の傳染病と異なる從て之が豫防法に就ても大いに趣を異にす即從來肺病の豫防法は専ら肺病者に近寄るな喀痰を消毒せよと言ふ外界からする處の結核菌の傳染を避くるの一法あるのみ肺病の病原たる結核菌を消毒絶滅するの法は該病豫防の根本法たるには相違なきも只肺病者を避けたり形式一遍の消毒位にてさしも全世界に瀰蔓したる結核菌の絶滅が期し得らるべきやさればとて之を等閑に附したる結果は尙恐るべきは言を俟たざるにつき公衆衛生上國家及社會的に完全なる豫防法を勵行せねばならぬ個人の豫防法を説かんに吾人の總ては既に結核菌の傳染を蒙つて居る者であるから今更外界から來る傳染を徒らに恐怖するには及ばして況して結核の免疫學上一度結核菌を感染し居る以上如何なる徑路からも絶對に二次的の感染を拒否し得る豫防豫力の生じ居る者なり故に外界よりする結核菌の

傳染は敢て恐るゝに足らざるも自分自身の體内に潜伏せる病菌の爆發は貴き自己の生命を賭する者なれば寸時も注意して警戒せねばならぬ全體肺病の發生は精神と肉體との虛弱に乗じて固有の潜伏結核が爆發したる者にあれば積極的に衛生に意を用ひ常に健康を計らなければ何時潜伏せる者が爆發して疾患となるやも知れず故に此爆發を防止するため常に健康の増進を企畫し努力することは現代の吾人の採るべき唯一最善の途である如斯肺病豫防の眞意義を理解せず世人の多くは只管に病者を避くるに汲々たるが如きのみならず一方近代<sup>ポツ</sup>教興せる體育熱に浮かされ過度の運動を努め爲めに助膜炎肺炎加答兒等を訴ふるに至る者が甚多し一、私の家には肺病の系統なく又私も肺病の傳染する様な場所へは近寄らぬに、夫れに體育には盛に努めたのに肺病に罹つたのは如何にも不思議だと訴ふ者が多し體育は結構なりされと過度になす可らず過度なるときは疲勞と衰弱とを招き遂に潜伏せる結核の爆發となる者なり凡て物には尺度あり體育も各自につきて其宜敷を得ねばならぬ

世人の肺病に對する觀念は最近頗る變化したり從來専ら遺傳病と心得居りし者が近來傳染病と信ずるに至れり一見喜ぶべき現象なれども一面亦悲しむべき傾向と言はねばならぬ肺病は傳染病なりとして無暗に是を恐怖し恰もコレラベスト同様に考へ只管肺病者を恐怖する肺病恐



怖病となり而して此の恐怖病は滿天下を風靡するに至り其結果は該病豫防上幾多の支障を來すは勿論他方に於ては病者に對し暴虐非違なる社會的壓迫を加へつゝあり例ば肺療養所附近の村落にて肺病者には家屋を貸與せず甚しきは現在住居する者に明渡しを請求し理髮湯屋營業者等に於ては其筋の命なりとして病者及附添者の顧客たるを拒絶する等又中には療養所職員に住居を拒否する等の如く是等の手段が村内の申合とか組合の決議等として一部落の團體的行動であるから其壓迫力も強大なる力を有する者である實に野蠻非人道の外と言ふべく斯くて病苦に惱める者をして生活の自由をすら脅かされつゝある此排肺病者の傾向が學理上何等の立脚點を有するに非ざれば如斯傾向の除却は吾人の努めねばならぬ一大急務である一體肺病恐怖病なる者は單に傳染病にありとの觀念に基き他の傳染病と同一に推測したる淺見の誤解に過ぎず肺病が若し之等恐怖病の推理するが如き急激性の傳染病たりしならば吾人人類は幾世紀の既往全滅したりしならん幸にも肺病は他の傳染病とは全然其性質を異にし居れるは未だ吾人が全滅せざるに依りて明かに證する者なり故に肺病が如何に他の傳染病と相違するかを釋明すれば自ら肺病恐怖病者も消滅する者なり肺病は其病原は結核菌なり此菌は他の病原菌とは全然其性状を異にし發生も亦他の傳染病とは其趣を異にす即此結核菌は苟も人類の生存する地上至る所に

存在し蔓延し浸潤し居り人體から人體へと直接傳染し寄生し發育し蕃殖する者にして彼のベスト、コレラ菌の如く水、動物、魚類等にも蕃殖し時々人體に傳染して蕃殖する者に非ず全世界苟くも人類の棲息する地にありては必ず結核菌存在し其住民は殆ど總てが此菌の寄生を受けて居る者にして其證左は人體の病理解剖上の結果とビルケー氏反應の成績とに依りて明かなり即結核病にて死亡したる屍體を除き腦、心臟、胃病等若くば外傷に依りて死亡したる者のみを集めて之を解剖し肺病の有無を檢索したるに其殆ど總てに於て肺病病跡の存するを見たり此成績は我國大學に於けるも歐米諸國に於けるも皆同様の統計を示せりビ氏反應はツベルクリンを健康體の皮膚に接種すれば既に結核菌の體内に潜伏せる人は其接種部皮膚の赤腫を起す者にて結核菌の未だ侵入せざる人は何等反應の無き者にして今健康人に此反應試験を試みるに廿歳以上の大人は殆ど總て陽性を表し既に結核菌の侵入したる者なることを證明す即以上解剖上の結果とビ氏反應成績とは相一致し結核菌の傳染は吾人人類の普遍的現象を證明する者なれば徒らに肺病者を恐怖し忌避する者も自己自身既に結核菌の傳染を受けて居る。自己自身が保菌者なることを知らざる者にして自己も保菌者にして肺病者のみが結核菌所有者に非ざるとを肝銘し常に豫防消毒の心に心得置かねばならぬ (第六章肺病自然治療を參照)



## 十 迷信に陥るな

醫藥に關する迷信は甚だ多く亦其信賴する程度も非常に高く御供水護符加持祈禱に依て只管に萬病の療えんとを希ふ者にして是等に於ては今日の醫學上何等有効の成分の含有せざるは言ふ迄もなく往々貴重なる生命をも犠牲とするあり或は最も策の施すべかりし好時期を逸して到底挽回し得ざるに及びて後に醫藥を求めんとするに至らしむる等其及ぼす害毒と結果を思ふ時は身の毛の慄ちに餘りあり靈妙摩訶不思議の神佛の加護に依り病勢大いに順潮なりと言ふ其實際は既に服用したる醫藥の餘光たらざるを思はざるの者にして吾人の採らざる所なりされど病は氣からと言ふとあり川向ふにコレラが発生したる時何だか腹が痛む様な心持になつたり腸チブス患者を見舞つた夜發熱した様な氣になつたり肺病者に面接した後咽喉がムズがゆく咳嗽したり痰が出たりする例はある而して食慾が遂には減退して病氣になるともあれば精神の持方で恢方に赴いたり輕微な病氣位瘵つてしまふともある是は現今の醫學に於て精神療法と稱する者の立脚點であるが精神療法は立派な學理上の立脚點を有するのであるが迷信には夫れが無いのである迷信に依て如何に人命が害はれつゝあるか例へば狐つきと言ふ一種の精神病者を狐を落すと稱して患者を縛し錫杖にて叩いたり青松葉や線香で燻べたり肺病の療治しと稱して

加持祈禱や御供水を與へたり等し其ために即死せしめたり病勢を益々危險に陥らしめたりすることが往々ある吾人は傳統的に可成強い迷信に陥り來つて居るお互に之等迷信に對しては其軌絆から脱するとに努力せなければならぬのである尙迷信か醫藥以外風教上社會政策上にも波及するに於ては其結果悲慘慘憺たる状態に陥る者なれば心ある者は常に注意警戒最肝要迷信の害迷信は誠に恐しき者にて人を迷路に導き危險の區域に陥らしむる者なり迷信は宗教的神話的玄妙的醫藥的等種々あつて各其極度に至れば國家を危くするなり肺病は諸病中經過最長く從て變化多大一進一退幾度となり繰り返し數年に渉る病症なれば病者は二三の病院に留まず甚きは十數ヶ所の病院を轉々煩悶して止まず其病に飽き其身の置き所すらなく總ての處置に究し途方に暮て居る者十中十なり其所へ諸新聞紙及雜誌上に物珍しく業々しく肺病の福音と題し肺妙藥治肺靈藥或は全治實驗等を誇大無責任的の廣告を掲げ如何にも天與の幸福の如き感想を起さしむる大言壯語は病者の耳目に大刺戟を與へ大旱の雨暗夜の灯河中に杖を得たる如く喜悅全身に湛へあたら魔道迷路と識別するの餘暇なく知らず識らず危險の域に至るのは無理もなきとなり是多年大家専門家の治療も何の効力なきのみならず病勢は益々進み險惡に至りしのみなれば智腦明瞭の紳士すら其身の辛らさに堪へざる際なれば肺病福音と云ふ廣告の下に泥酔し迷路に彷徨



復するものも萬々止を得ざるなり況や平凡の病者に於ておや誠に哀れ憫然の至り其心情想像の外沙汰の限りならずや

迷信の害毒を例證せば昔時より専門家が治肺法に對し熱心研究せられてすら思へ半ばに至らざりし今日無經驗の素人に於て妙法靈藥等ある道理なし然るに病者の弱點を見抜き附込み巧みに種々甘言を以て歡心を迎へ誇大壯語を鼓吹宣傳し有害無益なる者を高價に販賣する等實に無責任不親切極まる徒輩甚多し其他加持祇禱等を盛に強誘し折角安靜を守るべき好時機をして逸し徒に運動をなし高聲にて讀經唱歌深呼吸謠曲遊戲等をなさしめお水御符御供物等と稱へて不衛生的の飲食物を強ゆる（醫療を全く嚴禁）が如き最危険千萬なるを敢てなす其ために是迄丹精に丹精を重ね醫藥は勿論安靜氣候療法を行へ病勢は日々治癒に向へ全治も程近かゝるべく愁眉將に開かんと欲する一世再び求め難き無二の好時機を此迷信のために全然根本的破壊せられ忽ち危険に陥り再び起つこと能はざる悲觀慘憺たる状態を見ると甚多し迷信の害毒や恐るべき者なり迷信は一に疾病のみに害毒を與ふる者に非ず迷信の度増長すれば延て宗教國教に及ばし遂に國家の安危を叫ぶに至る者なり

迷信より肺病重く成て來て例へ食物を取ても消化不良を起し胃腸機能は殆ど休止の状態とな

り從て榮養は日に日に衰て行くに反し病勢は得たり賢しと益々勢力増進し遂に神身共に疲れ果て刻一刻と衰弱加ふるのみ此場合に於ては病者は突然醫藥に親み榮養物（高價の滋養品）を飽食したりとて身體は如何に安靜にして居ても良き所へ轉地して千金を注入するとも最好時期を逸した後なれば何の効果はなく反て害あるのみなり實に誤れる思想程恐しきはなし迷信程惡むべきはなし迷信は常に忌むべき者殊に肺病に於て最恐れべき者にて憐むべき病者を死に至らしむる極惡非道の手引者として働いて居る惡魔なり而して前者に正反對頭腦を冷靜にして肺病の治癒するを確信する者は其攝生並に治療に對する奮闘努力は希望に滿て總て積極的に愉快に勇氣を以て病を養ふとが出来る神經は極めて平穩にして夜は深く安眠し食慾は亢進して食物は遺憾なく消化吸収せられ榮養は益々増進して肥滿し其精神は堅固充實更に動搖するとなく一步一步と病魔は退散して健全強壯の身となる實に尊ぶべきは穩和なる精神統一なり精神の統一は如斯に必要な者なるが萬人が萬人直に其域に達し得るや否やは大問題なり精神堅固者を除き其以外即精神不統一者に對し今直に精神的苦痛を悉く取除くとは一層困難なり世間多くは感傷的に陥り易き故之に接する家族や看護人等は同情を以て其苦痛を除く様に導くべく其病者をば如何してなりとも全治させ様何年掛でも何千金費しても厭はず且及ぶ限りはと決し飽迄も絶望せず終



始慈愛と確信とを以て看護慰藉し其家庭全體か希望と慈愛とで満たされ病者を其温き空氣中に愛護するところが一番肝要而して肺病者が斯く無業の精神過勞を避くると共に其腦力を如何の程度迄活用すべきかの問題は肺病者をして全く無念無想無爲徒食等氣まゝ勝手にして放置するのは反て害ある故其病狀により適度の讀書手藝農業等其他各人の趣味に向て腦力を用ゆるとは治療上に利益ある故身體に惡影響を及ぼさぬ限りは是等を絶対に禁止する必要なし而して無暗に病氣を苦慮すると正當に腦力を使用するとは自ら異なり或博士は肺病を苦慮するために身體に及ぼす害は肺病其者の害よりも遙に大なりと前者を戒めたる金言なり急性症狀を帯べる者重症者或は神經過敏者でなき限りは醫士はよく其人の性質を觀察した上腦力の疲勞せぬ範圍に於て此等のとを許すのは利益あり但感情を強く刺戟する悲哀小説や廣告的治肺療書無益の雜誌等は禁すべし從來肺病者は非常に死を恐るゝ性なれば他人の死したるを見ても聞ても大に驚怖且歎き且悲み果は死の道連に立つと眞に憫むべき悲觀なる觀念を持つ者多き故之を慰安するには肺病は決して悲觀的の者でなく精神統一の力に依り精神を爽快に希望充滿に療養に手落ちなくなしたならば自然治癒旺盛を奮起し病魔は忽ち退散し得ると確實なり兎角病氣は氣の者で氣丈夫なれば敵に勝つと容易に出來得る者なりされど氣の持ち様惡き時は忽ち迷路に陥り迷信に耽り病魔に襲はるゝ者なれば常に精神統一を保ち精神堅固に持つこと最肝要

### 十一 身體の三役

り病魔に襲はるゝ者なれば常に精神統一を保ち精神堅固に持つこと最肝要

吾人天與の幸福を得て此聖明の御代に生れ最大強國に成長し生存競争の劇しき世界に立て國光と名譽とを益々輝かさうと思ふには身體が餘程強健で精神が苟も強固で奮闘的に働かねばならぬ身體を強健にするには常に運動と榮養とが必要で其他身體各部の發達が大に必要な殊に心臟肺臟及胃腸の強健なのが最必要なり此心臟肺臟及胃腸を身體の三役と稱へ一杏常に尊重する所なり人間は勿論動物全部生をして生ける者は此三役の活動に依て生命を維持する最大切なる者にて此三役其何れにか缺陷ある時は忽ち健康を保つ生命を維持すると能はず故に此三役の機能を健全ならしめんを常に心得居ると最必要なれば其者の性質及機能を簡單に述ぶ

一 肺臟の機能 肺臟は胸腔の殆ど全部を占め左右に別れ氣管枝に由て相聯結し人身中に空氣を呼吸する役を勤め居る者にて空氣を鼻腔より吸入し氣管枝を通り氣管枝の末端即ち肺胞に至り肺細胞に於て空氣中の酸素は血中に吸込まれ血中の老廢物即炭酸瓦斯と交換し元來りし氣道より體外に呼出して血液清潔となる其清潔な血液は全身を循り到る處を養ひ其交換したる炭酸瓦斯は肺臟より體外へ呼き出す之を肺の呼吸作用と云ふ此呼吸作用に依て吾人は生命を保つ得



る若も空氣中酸素がなくなれば吾人は魚の水を離れし如く寸時も生命を保つと能はず空氣中に含む所の酸素の量は凡百分の廿一なりしを若も何かの障礙に因て酸素が百分の十四になれば吾人は忽ち呼吸困難を發し其以上に及べば忽ち死す之を窒息と云ふ如斯身體中最重大なる機關にて肺臟機能なくば空氣を呼吸すると能はず肺の活量大なれば肺臟強壯なり此強壯者は肺臟諸病に罹るとなきのみならず氣流に對する作業は十分に堪へ得らるゝ者にて天空高く飛行機乗り海底深く潜水工事或は漁業鑛山鑛穴の坑夫大聲壯語の辯士音樂士等何の苦もなく自由自在になす得らるゝなり反之肺臟虛弱なれば肺臟諸病は勿論他病にも罹り易く聊の動作にも呼吸困難或は窒息するとあり且多病短命なり

二心臟の機能 心臟は胃の上左の乳房の所にあり形ち手拳大なり動脈靜脈及毛細血管附屬して血液の出入する度に伸縮して鼓動を呈し動脈より全身中皮膚及爪先迄血液を送り其末端より不用物を含んで居る不用血液は靜脈に依て心臟に歸る之を血液循環と云ふ此血液循環は混々として晝夜を止まず不用物を受取ては體外に排出し營養分を運んでは其部其所に分配し血液は溫熱を流して身體を暖にす斯く新陳代謝してよく吾人の生命を全からしむ而して吾人の血液は胃腸に於て食物消化したる榮養分よりなる者にて血液は體内を循環して榮養分を各組織に與へ

同時に各組織より不用物を各排泄器官を通じ體外に排出す（糞尿）此新陳代謝又血液循環が止まれば脈搏がなく成て斃る血液は血漿と血球とより成り血球には赤血球と白血球とあり赤血球は血液中最重要な色素を含んで居る此色素はよく酸素と結合する性質を有し肺臟に於て酸素と結合すれば鮮紅色となる血液中に酸素が豊富に含まれて生理機能の旺盛活潑の時には血色よく艶々して健康なり血液は適度に在て適度に循環すれば其身強壯活潑でありなれども不足の時は種々の病を發す又血液多過るか又は循環し過れば動悸高く成り種々の病を發し少なれば貧血となり虛弱多病の身となるなり心臟強壯なれば元氣旺盛根氣強く膂力逞く重荷を負ひ重量を曳き千里を遠しとせず競技力作業等何一つとして自由ならざるなし百歳の高齡も心臟強壯の賜なり心臟衰弱すれば心臟諸病は勿論其他重症に罹り易く聊のとも動悸起り息切れ冷え性頭痛、眩暈、驚愕失神し早く老へ皺や白髪や殖え元氣なく根氣なく血色なくして短命なり

三胃腸の機能 口の次は咽頭咽頭より胃の上口噴門迄其長さ約八寸之を食道又は食管と云ひ飲食物の通る管道にて氣管と併行す胃は横隔膜（胸腔と腹腔とを分界する膜）の直下に長さ九寸深さと幅とが各三寸五六分位の囊の如き者にて右より左に横たつて居る其上口食道に連なる所を噴門（狭窄又は癌の發生する多し）上縁の弓形をなす所を小彎下縁を大彎左端の膨大な處



を胃底下口腸に續く所を幽門此幽門に幽門瓣あり其作用に由て一旦腸に輸つた食物を再び胃中に逆流を防ぐためなり噴門及幽門には各括約筋在て食物出入の際に開閉する作用あり日常大酒暴食する人は此括約筋を損傷すると多きため胃癌を發すると多く胃底は胃加答兒を發すると多し胃内に胃液在て食物を消化し其消化を全く了る迄には二時—四時間とす本邦人の胃腸は歐米人の如く多量の蛋白質を消化吸収すると能はざれば鳥獸の肉を無暗に滋養物として多食す可らず一般胃液は己れの欲せざる物は勿論平素好む物にても不愉快（立腹悲哀等）な時に食すれば胃液は頓と分泌せざるために消化せざれば消化不良を起し食物は其まゝ腸に送るか又は吐くとあれば大に注意肝要腸は小腸と大腸に分ち小腸は其長さ約十五尺—廿尺肉食者は米食者より其長さ一割—二割方短しと云ふ小腸を十二指腸空腸廻腸の三に分ち大腸は其長さ五尺餘之を盲腸結腸直腸の三に分つ胃の次は小腸にて十二指腸に始まり大腸は廻腸の次盲腸に始まる盲腸は廻腸に連り其所頗る膨大囊形をなす其下部に細長蟲の様な突起あり蟲様突起或は蟲様垂と云ふ此盲腸部に往々盲腸炎を發す直腸の末端を肛門と云ふ腸は胃と同じく腸液を分泌して食物を消化す凡て食物は胃腸の消化作用に由て消化され血液に變じ榮養分となり心臟肺臟及乳糜管の作用に由て全身を養ふ者なり食物は口腔及胃内の消化を受け軟な粥の如き糜粥と成て胃を去り腸に

入り腸に於ては腸液に由て一層軟な乳汁の如き乳糜に消化されて種々な階級を經心臟に至り亦肺臟に入り瓦斯交換をなし純血となり全身を養ふ榮養資となる者なり其不消化物質は胃より腸に至り糞便となり肛門より排出す而して胃腸は食物を消化する重要な作用在て生命を保つとに於ては心臟肺臟に相伯仲す此消化作用なき時は饑餓に陥り死するより他なし胃腸強壯なれば何を食べても消化よく食慾旺盛元氣よく根氣強く膂力強く鬼神でも來たれ何仕事しても疲勞せず百歳の高齡に至るも容易なり反之胃腸虛弱なれば食慾なく飲食物のために種々惱まされ胃腸諸病は勿論重症に罹り易く常に帶病虛弱に苦む僥倖に人生五十年の春を迎ふるも何の役にも立たざる厄介の身となれり以上述ぶる如く此三役は身體中最重要なる樞機にて肺臟は空氣を呼吸して心臟より來る血液に呼吸機能に依て空氣より酸素を與へ炭酸瓦斯を取り交換をなし血液を清潔になして再び心臟に送り返す心臟は胃腸より來りし榮養分を受取り血液と共に肺臟に送り清潔の純血を肺臟より受取り循環機能に依り脈管を通じて全身に配布す胃腸は口腔より食物を受取り消化機能に依り之を消化し榮養分を取り心臟に送り不用物は糞尿となして體外に排泄す斯く胃腸より榮養分を心臟に送り心臟より之を肺臟に送り空氣と瓦斯交換をなし再び心臟より全身を循環して寸時も止まざるなり此の機能に依て吾人は勿論動物總てが生活し得るなり此の機



能に輕微の支障を生じたる時は健康は勿論生命を保つと能はず反之揃へも揃て此三役か強壯であれば小兒時代には無病健康に發育し樂しく嬉しく遊戯運動をなし學齡時代には學業發達し壯年時代には青雲の志成功し世界的紳士となり且米壽の高齡に達するも矍鑠として壯者を凌ぎ二八の妙齡に男子誕生を得せしむるの勇氣滿々たり又子福者富豪家になるも亦容易なり以上の幸福は皆三役の強壯より生ずる効果なり一杏氏は三役尊重の餘り愚魯淺學を顧みず今回本書通俗救肺病(第三版)次で最新健胃法(第三版)簡易強心法(初版)を發刊雅賢の高覽に供せんとす幸に雅賢此三役を尊重して大幸福を得られよ

## 十二 貴族の虛弱農夫の強壯

貴族は舊公卿、舊大名明治の功臣等であり農夫は田野に在て田畑を耕し米麥野菜等を作る百姓なり、貴族の生活は常に滋養の食品を飽く迄食ひ住居は清潔衣服は輕く軟かで絹揃ひを着、今日は花見明日は芝居、茶の湯、かるた、等に精神を樂しませ寒い風にも逢はず熱い日をも受けず、其他身體に害となるべきとは悉く避け醫師は常詰で空氣の流通食物の善惡に至る迄、何一つとして衛生且養生の法に適はぬ者はなく注意に注意を加へらるゝにも拘らず、其家族は一般に筋肉太からず腕力なく腦力薄弱で身體は漸々虛弱なり種々な病を起すに至る、是家屋の壯

麗飲食の美味なる處に注目して身體、運動及び食事の攝生法に注意せぬ結果なり、今其一般を示さんに貴族の家長を御殿様又御前様と云ふ其御殿様は朝九時頃に起き出づれば、さあ御目覺と侍女は温めた衣服を持って來て寐衣と取替へ、(皮膚の抵抗力を弱くす)次に御手水と温かい御湯を運び次に御養生の御藥次に御牛乳其次に至つて始めて肝腎な御膳を勸む、斯くて御殿様には起るや否や中々の御多忙まだ精神も胃も休む間のなき内に早や朝飯を侷められ未だ食慾の進まぬ内のとである故義務の様に御膳に向ひ旨くも思はぬ御飯を濃い御茶の勢にて咽喉に送り下す、(口内の消化なきために胃の不消化の種となる)其間に玄關からは新聞や雜誌を幾種と運び來るそこで箸を收むるや否やに其新聞を讀む元來食後には十分に腦を休めて胃に血液を送らせ其消化作用を活潑になさしむべき筈であるのに、斯く新聞等を讀みて一方に腦力を費さするために胃の消化が不良となり腦も亦從て疲るゝから時々欠伸が出て眠くなる、すると常例の御口直しと稱し抹茶の濃いのを持て來て益々胃を惱ます、さて兎角する内に正午のどんが響く、さあ御晝食となる此膳部は魚鳥或は獸肉の脂肪最も多き物を幾品も取揃へ消化し易い野菜類は却て甚だ稀である、朝食が十時で晝食が正午であれば其間は僅に二時間だから前の食物の消化のまだ終らぬ内に第二の食物を胃に送り込む事である、そこで啻に食慾の振はざりしのみならず



氣分が重くなりて御晝寢となる、(此晝寢は衛生的に腦や身體を休養ふ睡眠ではなて腦や胃の疲れより來る一種病的の睡眠であるから甚だ宜しくない、凡そ食後には適度の運動をなして胃の消化を助くるが可い、さすれば腦も爽快となり次の食事に於て十分眞味を賞べるとが出来る) 午後二三時頃となると平素御出入の碁客が來て黑白の戦争が始まり勝つ負けるのとて腦漿を絞ると夥しく、引續き夕食となれば晝食よりは一層膳部を殖し日本酒の上に西洋酒、西洋酒も一種で足らずビール、ブドウ酒は勿論やれウイスキーブランやれシャンパンと取替引替飲み交せ夜の十時頃始て杯盤を收め時を移さず寢室に入る、又日常定規の三食より外に干菓子蒸菓子水菓子其他種々な者等の間食ありそこで終日食物を計算すれば衛生的必要の分量より幾倍多きか測り知られず、又夜間に於ては種々な遊び事で三更の月を戴くとが常例である實に身體の貴重などを無視するの甚しきにあらずや如斯貴族生活は唯だ飲食の美を賞べるに止り身體を強壯にする攝生法を無視するのである故腦は薄弱皮膚は軟弱なり胃腸も亦從て虛弱なれば僅かの寒暑にも犯されて感冒を引き或は吐瀉病を發し或は種々の病を招くに至る、斯く述ぶる貴族者は自身一己の勤勞で斯く贅澤をなし得る者は稀で、多くは先祖の功勞に依り其餘榮を蒙りし者なれば少しは祖先に對しても身の程を辨へざるべからず、今大に貴族生活を改良して國家有爲の

士輩出あらんとを希望す、其方法は貴族の子弟をして適度の食事、適度の運動、適度の日光に逢はしめ十分に寒暑に觸れしめなば、其身體は強壯活潑となり腦力益々明晰となり或は事業を發明し或は工業に耐忍し成功の芳香郁々として薫り、國運の進歩發展日に新に又月に新しき光輝發揚して止まざると疑ひなし一日も早く多く國家有爲の士を出されんとを、農夫即ち百姓

(勞働者一切を含む)は常に田畑の間で生涯を終る者で粗食をし晝寢もし不潔な衣服を着何時何を樂しむと云ふともなく、面を削るが如き寒風の冬の日にも身を爛らす様な熱き夏の日にも外に出で働き、草葺の伏家又は九尺二間の裏長家不潔極まる豚小屋の様な家に蹲まつて其生活の状態を中産階級の人より眺むれば半日と居堪へられぬ様にあるにも拘らず、其筋骨逞く肥太り腕力強く身體壯健で滅多に病氣等に罹ると云ふとなし、其原因は農夫は毎日夜の明くるを待ち兼て鋤を手にし或は鋤を肩にし廣々した田畑に出で新鮮空氣を十分に吸ひ一二時間も経ちて始て朝食となり、其食物は團子麥飯野菜等なれど其旨きと譬ふるに物なし食後暫く休息し又曠漠した田畑に出で或は耕し或は耘り働て凡四五時を経て晝食となり、其食量は貴族の七八倍程も食べ其後約一時間位午睡をする其間は身體悉く休み唯胃には血液十分に來て消化の助をなす(腦を休むれば胃は助かる)故十分に消化す、夫より又汗を流すを凡四五時間で日が暮れ月を戴



いて歸る斯く終日労働てから夕食が済むと一家團欒高談し高笑ひ間もなく安く眠る故、其食物はたとへ滋養分甚だ少なくとも運動のために能く其消化を遂げしかも多い食量の中には良い滋養分も含んで居る、又彼等は雨が降ても風が吹いても寒さ暑さを厭はず倦まず撓まず其家業を續けるより、皮膚の抵抗力は強くなり身體は強壯となりて容易に寒胃等を引き又は他の諸病に罹るとなし、子孫も其遺傳を承けて益々強壯健全で百歳の長壽を保つ者が多い又國家の干城となる兵隊は十の七八は此農夫より出るのであり斯く貴族と農夫との生活は天地の如き差を生じ其身體強弱の度も亦之に準ふ是れ食事を適度にし運動を適度にすると否との結果である故に何人も食事及運動を適度にすると最肝要

## 第二章 肺病は傳染病なり

### 一 傳染病

肺病は傳染病の一種なれば一般傳染病の状態を知得すること最必要なり一般傳染病は一定の原因（微菌）に由て甲より乙乙より丙に傳染し或は動物器具等を介して傳染する疾病を云ふ彼の恐しきコレラペスト等は傳染病にて肺結核も亦傳染病なり其他種々澤山あり微菌には非病的菌と病的菌との二種あり病的菌は傳染病の病原となる故に病原菌とも云ふ其病原菌は人々の體內に侵入して其處に繁殖し其結果一定の病的症候を呈する者なり。病原菌の人體内に侵入する門戸は種々あり或は呼吸器或は消化器或は皮膚粘膜の裂傷部或は負傷部等よりする者なれども病原菌の種類に由て其傳染の徑路も亦自ら異なり。コレラ、チブス、赤痢等は消化器より、肺結核は呼吸器よりす。然し吾人の身體には疾病に對し自然に防禦力（抵抗力）を有する故病原菌侵入門の如きも健康の状態には決して侵入を許さず。されど身體に僅少にも故障ある場合には夫に乗じて侵入する者なり其毒力の強弱は傳染上に大關係あり。毒力大なるときは大に其力を逞ふするを得るも毒力は常に同一にあらず或は強く或は弱く或は全然之を消失することあり。人身體內には常に一種の防禦力あれども病原菌侵入して之に打ち勝ち一定程度に増殖して後始て病的症候の發現する者なる故に病原菌が侵入して症候を起すには一定の時日即潜伏期を要する者なり。此時日の長短は病原菌の性質、毒力、傳染の徑路及體内の防禦力の如何に由て大差



あり。病原菌は其種類に由て一局處に止まる者と全身に擴かる者とあり又蔓延するにも皮膚或は粘膜の表面に由て傳はる者と血管或は淋巴管に由て蔓延する者とあり（肺結核の如き）。傳染病毒は只一種のみ侵入繁殖する者に定らず。時には同時に二種以上の病原菌の傳染することあり之を混合傳染と云ふ（肺結核の末期に多し）又甲病原菌に由て病變を起したる後乙病原菌が來て共に發育することある故に此兩者の區別をなすと能はず潜伏期、傳染病は其病原菌の身體内に入ると直く症狀を起す者でなく必ず其間に幾時間幾日或は幾月かの間格別の症狀を發せず居る時間あり。病原菌の體内に侵入して徐々に或は急速に繁殖して或は炎症を起し毒物を製造して愈々發現する迄は其病原菌の種類に由て各一定の時日を要す之を傳染病の潜伏期と云ふ。或種の傳染病流行時に其病毒に接觸したかの疑ひある人を一定期間隔離（往來禁止）して置くとあり。之は其病の潜伏期を標準とする者で在て潜伏期か過ても發病しなければ其人は病毒に感染しなかつたのである故直に解放する者であり。反之實は病氣に罹ては居るが未だ症狀が表に現れぬ故無病と思ひ自由に外出して居ると其人の到る處に病毒を散布すると云ふ恐るべき結果を見ることあるためなり。傳染病の潜伏期は 腸チブス二週—三週 赤痢一日—八日 コンラ一日四日。肺結核の如きは未定にて終身發病せず解剖上始て發見する例甚多し。

## 二 結核の傳染

肺肋膜に發生し易き病は結核性の者最多き故に肺病とは病結核を肋膜とは結核性肋膜炎の代名詞の如く成て居て世上一般に肺病と稱ふるに至れり而して肺尖加答兒肺浸潤は共に肺結核の初期にて此原因は結核菌であり昔時は肺病は親より子より孫に血統に由て相傳し嫌忌恐怖すべき病と信じられて居た遺傳病のために家族中に本病患者が發生するときは其近親に至る迄悉く肺病系統と見做されて縁組は勿論社交迄絶たれ又厭きも厭かれもせぬ仲を離縁となる等悲惨なる實例誠に多し然るに今より四十年前獨逸國の細菌學の大家ローヘルトコツホ博士の結核の病原菌發見せられて以來肺病は遺傳ではなく全く傳染する者と世界一般認定するに至る

結核菌は一部の傳染病と異なり世界中人類の居住する所には驚くべき多數に存在して居る其中に生存する吾人は到底本菌の體内侵入を防ぐこと能はざる状態なるか萬人の一時に發病せざるの左の理由あり人體には外部より體内に侵入せんとする微菌其他有害物に對し或場所にて喰ひ止める關門あり其關門は淋巴腺にて身體健康で從て此部の機能が完全なれば例へ結核菌が體内に侵入しても此處に於て撲滅せられ或は無害の状態に包まれて發病せず彼の小兒發育旺盛期に見る腺病又は瘰癧は此無害の状態に包れたる結核なり而し此淋巴腺の防禦力も一生永久不



變の者でなし十四五歳位より始まる體質の變化期即春機發動期とか不攝生のことをなしたる時又は他の病中病後其他職業上の關係により體力の衰弱に伴ひて淋巴腺の機能が衰へたる時等に於て體内に侵入したる結核菌は此關門を打破り身體の深部に侵入し病竈を作り發病する者なる故に全く災難でなく自己平素の衛生に注意肝要

結核傳染を三種に分ツ(イ)遺傳(母體内に於ける傳染)(ロ)空氣傳染(呼吸道より起る傳染)(ハ)食餌傳染(腸管より起る傳染後天性結核)なり。結核の遺傳を眞性遺傳又は直接遺傳と假性遺傳又は間接遺傳の二つに分つ尙直接遺傳を先天性結核と遺傳性結核との二に分つ先天性結核は出生時若くは胎生期に於て結核を證明し得る者を云ひ遺傳性結核は結植せらるゝも初は潜伏し或機會に際して毒がを逞ふする者を云ふ遺傳性結核を又三に細別す(イ)生殖細胞より來る傳播即生殖細胞卵又は精蟲か結核菌を持し將來胎兒の結核を起すこと(ロ)胎盤より來る傳播即胎盤を經由して母體の結核が胎兒に及ぶこと(ハ)産道より來る傳播即産及外陰部の結核が産時に當り其結核が兒童に及ぶことなり

假性遺傳又は間接遺傳は體質の遺傳にして親の結核は其子孫に對し殊に感染し易き體質を傳ふ之を結核性の體質と云ふ此體質に於ては或時期には結核菌に對し抵抗強く或時期には抵抗弱

く從て結核菌に對し特に侵され易き時期あり而して結核性家族の子孫が比較的屢々結核に罹るのは傳染する機會多きためなり。結核のため瘦せ衰へたる両親の間に生れし兒は外部刺戟に對し抵抗弱く又母親に結核あるときは其兒の體重は甚少く適當なる榮養法を盡しても體重増加し難しされと結核性家族の子孫に於ても優秀佳良なる發育を遂ぐる者も亦多し後天性結核の發生を四に分つ(一)氣管枝型結核或は呼吸傳染(二)腸管型結核又は腸管傳染(三)口腔型結核(ロ)外皮型結核とす。

(一)氣管枝型結核或は呼吸傳染。呼吸道より起る傳染は結核者患と同一家屋に共棲すれば結核菌を含みたる塵埃末を吸入し匍匐する頃の年齢にある兒童は一層危險なり又結核菌を含みたる喀痰末を吸入するより多く傳染す

(二)腸管型結核又は腸管傳染。腸管より起る傳染は結核菌を含みたる牛乳若は人乳か小兒結核の主要なる者にて結核菌は腸より人體に侵入す。牛乳自體は結核菌を有せざれども之が傳染の媒介をなす即結核菌が何かの方法に由て口腔内に達するとき(結核患者と接吻することより結核菌は口唇舌尖等に達することあり又喀痰末、塵埃末等と共に吸入せられて結核菌が口腔内に達することもあり)牛乳を飲用するに當り之れと共に口腔中に達せる結核菌を吞下す斯く吸



入若は接觸に由て口中より消化管内に至り腸管傳染を起すなり。腸粘膜に結核性病變を起し夫より結核菌は腸管壁を通過して淋巴道を傳はり腸間膜腺を侵す又結核菌以外の病原菌により腸管粘膜に病的變化起るときは他の微菌と共に結核菌も侵入す。健全なる腸粘膜に在ても殊に小兒に於ては結核菌は之を通過し而して消化時に際しては淋巴道一般に廣濶となり此中を貫流する淋巴の流勢強く從て結核菌が脂肪小球に附着して之と共に吸収せられ腸管壁並腸間膜腺を容易に通過し胸管に入り更に靜脈血と共に右側心臟を経て肺毛細管に達す此間の道程に於ては流勢劇きために結核菌は附着して病勢を起す暇なし然るに肺毛細管に達すれば流勢頻に緩慢となり次て附着するに便利を與ふるなり。而して此際結核菌は左迄多數ならざるときは氣管枝腺に至り初て病竈を造り反之結核菌の多數に存するときは肺組織にも同時に病變を起す者なり如斯結核の初發病竈は或は腸管壁或は腸間膜腺或は氣管枝腺に生するなり

(三)口腔型結核。口腔より傳染する結核は幼兒の口腔は抵抗弱くして口蓋並に咽頭扁桃腺より病原侵入し淋巴道を経て顎下腺を侵す扁桃腺より入るのは小兒の淋巴腺は冒され易き者にて頸部、氣管枝周圍、腸間膜等の淋巴腺に結核病が起り易し。頸部の瘰癧は(結核が多い)小兒の體質軟弱なるに由り、結核容易に深く入り込み、扁桃腺を通して發病するなり。又肺に吸ひ込ま

れた、結核菌が氣管枝を冒し。或機會に由て肺に侵入し、肺結核となるもあり。併し小兒には割合に腺結核腸結核多くして、肺結核少なし。

(四)外皮型結核。皮膚より結核の傳染するはまれなれども不健康の皮膚は健全なる皮膚より侵入すること容易なり

肺病の混合傳染 肺病に於ける純粹の結核性變化は、乾酪性肺炎の急性にして擴延せるもの外は。一般に限局性の傾向を有し、結締織若を以て守り治癒の傾向を現はすを常とすれども、肺病經過中如斯結核菌單獨の襲害に對する、單純の病變即純結核にて終始するには、極て稀なり。往々其初期より又屢々其中期より且殆ど每常其末期に至て結核菌外の種々なる病原菌の參加する在て、如上の純結核性變化をして、不純粹なる複雑の病變に轉化せしめ、局所に於ては瀰蔓性滲出炎の傾向を加へ、急速の軟化破壊を促し、全身に向ては劇毒を放ちて、高熱と衰弱とを催起し以て、善性なる純結核をして、悪性の徵候と不幸の轉歸とに趣かしむ、是を肺病の混合傳染と云ふ。純結核は縦へ肺に來るも、尙ほ且比較的善性にして、自然治癒の傾向を有すれども、一度混合傳染の現るに及んでや、其病變は其症狀と皆共に俱るべき症候を呈す。混合傳染は肺病の初期即肺炎加答兒、若くは肺炎浸潤期に於ても既に現はれ。殊に此期に於ては「イ



ンフルエンザ」菌を以て多しとす。然るときは炎症浸潤の加はるかために、浸潤の微増劇し、水泡音加はり、喀痰を増し發熱を兆す。如斯混合傳染は「インフルエンザ」の流行期中に現はること最多く。此發現は數週——數月の後消散することあり、或は尙ほ持續して病竈の破壊軟化を助くることあり、若し夫れ肺結核病竈の乾酪變性軟化して空洞となるときは其内容物中只純結核菌のみを存するは、極て稀にして直に他菌の宿在を認む。此菌は空洞壁に繁殖して、或は此部の化膿性軟化を助け。或は其周圍に竄入して滲出性肺炎を促し。結核菌と相俟て乾酪變性化膿を起して、單純の乾酪變性に於けるよりは、一層急劇なる溶崩軟化を來す。如斯空洞の内容物は、結核菌と無數の混合菌とを宿し。若し其量多くして喀出し、更に吸氣の相次くあらば、他の健康氣胞中に回歸吸入せられ、此部の肺組織を刺戟して急性の瀰蔓せる乾酪性化膿性肺炎を催起し、或は壞疽を來すことあり。斯く混合傳染の病原は、種々の微菌にして最も惡性なる者なり而して肺病の若し混合傳染を免るゝときは、其經過は常に佳良にして、且局所及全身の症状共に甚しからず。發熱の如きも亦高度ならざるを常とし、自然治癒に趣くことも比較的屢々多數なる者なり

### 三 結核傳染の徑路

肺結核は傳染病にて遺傳病でなきことは獨逸のロヘルトコツホ博士に依て確定せられたり。吾々人體殊に肺臟に結核の侵入する徑路に付て學說種々あり(一)結核遺傳說 遺傳方法として結核菌を有する精蟲により受胎するか若くは母親の結核菌の胎盤をして胎兒に移行せらるゝなり(二)皮膚傳染說 結核菌は損傷せる皮膚面より侵入する者なり(三)腸管傳染說 人類に於ける結核傳染の最大根源は小兒期に於ける腸管傳染にして成人に於ける肺結核は多くは小兒期に傳染し潛伏したる病症發現に過ぎず(四)呼吸氣道傳染說 塵埃と混して數在する空氣中の結核菌吸入に由て直に肺に原發性結核を形成すとなし(塵埃吸入傳染說コツホ博士)又は結核菌を包含する喀痰飛沫の吸入に依て原發性肺結核を形成すとなし(喀痰飛沫吸入結核說)此說立證確實堅固にして全世界承認歡迎するに至る。(五)粘膜接觸傳染說結核菌は直接に呼吸器道の深部に達する者に非ずして多くは上氣道の粘膜に稽繫せられ淋巴管により頸腺氣管枝淋巴腺に運搬せられて肺結核の原因をなす

如上の學說ありて未だ確固たる侵入門戸を一定し難きも、結核菌は各種の方面より人體内に侵入する者にて呼吸器道消化器道の粘膜より侵入すること最多く。其浸入したる結核菌は一度淋巴系の中心たる氣管枝淋巴腺に運搬せられ、之れより肺臟其他の臟器に繼發病變を惹起する



者なり。結核は人體發生部位に由て病毒傳播に強弱ある故に豫防撲滅を期するにも順序と緩急あり。其病毒猛烈にして傳染蔓延の甚き者は肺結核、喉頭結核なり。されば先づ此二者の豫防撲滅に着手し漸次他に及ぼす方が最急務なる故本書に於ては其豫防撲滅法を詳細に説明せる者なり。そして結核病竈か外部に開放せらるゝ者程、最危険なれば一層注意すべし

傳染の徑路は左の三路に由て生ずる者なり即(一)空氣により(吸引性或は空氣性)(二)血管により(血液性或は血管性)及(三)淋巴管による(淋巴性)故に結核性炎症は或は先づ血管壁に或は淋巴管壁に生し皆細小氣管枝の近傍を經過する者よりす或は毛細氣管枝若くは肺氣胞の内外に特發す小兒に於ては淋巴系特に強く侵さるゝ者なり此徑路を細別すれば甲 結核菌が吸氣と共に鼻腔口腔より直接に氣管枝又は氣胞に達し肺結核症を特發す此種は空氣に飛散浮遊せる結核性喀痰粉末の直達して單純なる肺結核症を發するなり又結核菌を吸入するも直に氣胞及肺胞に病毒達せずして先づ淋巴管より氣管枝腺に變化を呈し(結核性氣管枝炎等)次で肺結核症を發することあり。又肺胞内に侵入せし結核菌は、常に肺尖及氣管枝に結核性病竈を營み。次で氣管枝の周圍の組織に蔓延し、更に結核菌は氣胞内に増殖して結核性肺炎を發するに至る。結核菌は最小氣管枝よりして氣管枝周圍の組織に達し更に、結核性淋巴管炎を起し。次で乾酪

性肺炎、變肝性肺炎を發することあり。又肺胞淋巴腺に結核性病變的變化を起し、夫より或は血行内に移り或は氣管枝内に破裂して、更に肺結核病竈を蔓延す。

乙 結核菌は最初飲食物と共に胃及腸管に至り、其腸管或は其附近の淋巴管腺に病的變化を起し、續發性に肺結核を來すことあり、之れ肺病患者と飲食を共にし、其器具を同ふすから其病毒自然に口腔より腸管に至り、遂に腸結核を起し。又結核性腹膜炎及結核性子宮炎等に病變し、夫等より病毒肺胞内に轉移して遂に肺結核を續發するの例なり。病獸即結核動物(牛、羊、豚其他)の乳汁中には、結核菌(肉中にも)存在する故之を結核性乳汁と云ふ。是等にて小兒を養育するときは、乳兒結核、小兒結核の不治症を發し、大人に於ても亦同一なり今此種の一例を示さんに

一 兵士齡四十歳生來極壯健なりしに、三年前肋膜炎に罹り、次で肺病となり頑固なる。結核性咳嗽を發す。偶々骨格強健肥大の雄犬、來たりしかば、毎日己れの食物殘餘を悉く與へしかば、百日ならざるに忽ち病毒傳染し、咳嗽を發し食物と共に血痰を吐き、大便下痢して血色を帯ひ、漸次衰弱す。差し者強健肥大の雄犬も、昨日の觀なく骨立肉脫歩行蹣跚として十間の道も行くこと能はず、幾何もなくして斃れたり。兵士驚き曰く獸類は人體より異種な



るに、斯く傳染し無慘にも之を倒したり。況んや同種の人體に於ては其傳染迅速確實ならん

丙 血行を介して結核菌が肺胞に達し、夫より骨結核及腦結核等を發する者なり又胚盤性傳染に由て起ることあり、之れ兩親或は其一方に肺結核ある間に受胎し、胎内に於て已に結核病毒を感受し、出生後一定の時期に達し、機に臨みて肺結核症を發する者なり。之を遺傳性或は先天性の肺結核と云ふ。總て結核病は感染又は傳染後一定の年月間（一年以上—十七年）潜伏性を存し。或誘因により漸次病毒進行し遂に肺結核症に轉移する者なり其他例證數項あれとも略す

結核は一體何處よりして我々の身體に入るか即傳染徑路は普通左の三種あり（一）呼吸器傳染呼吸に由て空氣中の微菌を吸入するために起る者にて之が殊に多し（二）消化器傳染、食器を介し或は煮焼きせずして其まゝ食する食品を介して傳染する者にして飲食品を取扱ふ人に結核があるときは非常に危険なり（三）皮膚及粘膜傳染 皮膚及粘膜の瘡痕其が例令目に見えなき微細な瘡にても其處より結核菌が入ることにて之は甚少し普通は（一）呼吸器傳染が最多し

肺結核の傳染 肺結核は遺傳性にあらず傳染病と確定せる上は其傳染の機會は種々あり元來結核菌は非常に微細にて頗る迅速の速度を以て繁殖する者なり其多くは病者の喀痰中に在てた

とへ乾燥するも尙長く生活力を有する故地上或は其他に咯き出された痰は時を經れば乾燥粉末となり塵埃と共に空氣中に飛散し呼吸に由て人の肺中に入り或は飲食器具等に由て傳染するなり殊に日光の直射せざる室内例は會社銀行停車場演劇場學校等の如く多人數群集する處に於て無暗に痰を咯き散らすと其が忽ち乾燥飛散して人の吸入する所となる故如斯場所は殊に危険なり病者の居間は傳染の機會殊に多く寢具を片付け或は室内を掃除する際等は殊に甚し。又肺結核病者と對坐するときは飛散せる唾液から傳染することある故止むを得ず其病者を訪問せしときには唾液の飛散及飲食物等に注意肝要又肺結核蔓延の源は喀痰なるも淋巴腺結核脊椎カリエス結核性痔瘻其他種々の結核性膿汁にも結核菌ある故に傳染すること喀痰同様なれば其取扱上注意最肝要

肺の結核傳染は呼吸器、血管、淋巴管の三路よりす。呼吸器に由れる傳染には、細氣管枝若くは肺胞侵襲せられ、血管若くは淋巴管よりの傳染には、細小氣管枝の近傍に於ける血管若くは淋巴管壁に結核性炎症を發す。結核菌の存在せる肺の部分には、炎症を起し、細胞の繁殖及堆積せるを見る、是即結核性新生物なり。組織細胞及上皮細胞は、菌の作用に由て増殖し、上皮様細胞及巨大細胞を生じ、次で周圍の血管よりして多數の白血球集簇し來て此新生したる細



胞の周圍に沈着すべし、此結核性新性物は中央部よりして乾酪變性を始め漸次外方に及ぶ此病機の結果は所謂粟粒結核にして、初は透明灰白色なれども後には乾酪變性のために、白色又は黄色となる。此新生組織は遂に崩壊して、其大部分は喀痰と共に喀出せられ、其部に空洞を形成す（結核性空洞）。肺に發する結核病變は、次の如く區別す。(イ) 粟粒結核。(ロ) 結核性氣管枝加答兒及結核性氣管枝周圍炎、氣管枝壁に結核病竈あるときは、漸次進て其周圍に蔓延し、氣管枝炎より變じて氣管枝周圍炎となる。(ハ) 細氣管枝に結核性病變あるときは、病毒の肺胞に侵入するために、結核性氣管枝肺炎を發す。此病竈は帶灰赤色、灰色若くは帶灰黄色を呈す。(ロ)と(ハ)との病變進行するときは、肺に空洞を生ず。上記記載したるは破壊性の病變なれども。或は反之結核の限畫及治癒の轉歸を取る處の肺の變性を呈することあり、慢性肺間質炎之に屬す。

結核菌が人體内に侵入するときは次の三項に由る(一)結核菌の數少なく且其毒力弱くして人體の抵抗力旺盛なるときは結核菌は遂に死滅して何等の病的變化を起すに到らず(二)結核菌が人體内に入り死滅せざるも増加することなく又病的現象を惹起せず潜伏結核とし存することあり此際人體の抵抗力が何等かの原因に由て障礙せらるるときは潜伏せる結核が突然として毒力を

發揮して發病す(三)結核菌が人體内に侵入し且其繁殖に適當なる生活状態にあるときは結核性初期病變として結節を形成するを常とす。結節は限局性炎性にして其大さは肉眼にて殆ど證明し得ざる者より麻實大豌豆大又は夫以上に及び灰黄色にして組織的には主としてエヒテロイと細胞の集團より成り其間に巨大細胞を挟む結核菌は細胞の内外共に存す。結節は特徴として血管を缺き又乾酪變性を起す者にて即細胞が結核菌毒素のために死滅し黄色にして乾酪の如く變化す。如斯限局性結核は次の二法に由て更に蔓延するなり。(甲) 持續的蔓延結節。結核菌に對する人體組織の防禦作用なれども若し結核菌が此防禦線を突破して結節の外部に出るときは茲に新結節を生し而して多數の結節相隣て簇生し且互に癒合して一大結節塊を作るに至る(乙) 轉移的蔓延。結核菌が排泄液分泌液淋巴液血液等に依て運搬せられ遠隔せる場所に至て蔓延する者なり。以上は總て大人に於ける一般病的解剖の大略なり。小兒に於ては。稍異なる點あれば更に述べん。

(一) 小兒の結節は極めて迅速なる發育をなし且急劇に融合を來す(二) 亞急性に經過する粟粒結核は粟粒大に結節を典型的に形成す(三) 血管内膜に結節を生ずること多く淋巴腺骨關節腦及腦膜最よく侵さる。(四) 小兒殊に五歳以下の幼兒に在ては全身蔓延を起すこと多く、結核病竈の周



團に存する組織は反應現象を起すこと少くして從て治癒の傾向甚少し。麻診百日咳等の傳染病に際し結核の症候著明となるに於てをや。此際には非活動性の(潜伏結核)結核が活動性に變化するにより是等のため患者の抵抗力減退し結核に對し容易に感染し得る状態に存するなり。

結核菌の侵入の門戸は。大人結核の初發部位は、多くは肺尖で後肺尖、氣管枝に結核性氣管枝炎、氣管枝内膜炎、氣管枝周圍炎を發生す。又肺尖以外に發生する結核性病變の必ず陳舊普通肺疾患に合併せる者の假令は慢性氣管枝炎、氣管枝擴張、肺腫瘍に、肺尖以外の結核を伴ひ全身病(糖尿病)に容易に結核を發生す。小兒の結核は解剖上に由るに右肺尖最多く、左肺尖之に次ぎ、左肺下角、左肺後面下緣中央、右肺前下角、左肺後面上角、右肺下面、右肺後面上角、右肺前面中央、肺舌及其近傍と云ふ如き順序なり。

結核菌の人體に侵入する門戸種々あり先(イ)空氣と共に吸入せらる之れ肺病者のせきくさみは勿論談話等より結核菌を含める痰は細小の水沫狀と成て空氣中に飛散し之に接近せる者に吸入せらる但濕ひた痰は空中に飛散すること少なき故比較的危險少なきも乾きた痰は容易に飛散すれば甚危険なり(ロ)結核菌の口より口に傳はることあり例へば夫婦親子間の接吻の場合の如し(ハ)結核菌を含める食物攝取に由て肺病を發することあり例は結核牛の肉殊に其乳汁は大

に注意すべし(ニ)衣服寢具及飲食器具等より傳染することあり(ホ)皮膚の損傷部より傳染することあり(ヘ)肺病者の生殖器に結核を有せざるに拘らず往々精液中に結核菌を證明することあり又泌尿生殖器の結核に罹れる婦人の媾接に由て男子に結核を傳ふることあり(ト)往々初生兒に肺結核を認むることあり(子宮内傳染) 如上の結核を感受すべき原因に接するも數多の人の尙結核に罹らざるは畢竟結核菌の發育極緩徐なるために結核菌は例へば身體内に侵入するも久く體内に固着せずして多くは再び體内より排除せらるる者なりされど常に病毒に接するときは遂には感染を免れざるべし人に由ては結核菌の身體内に固着し發育す易き一種特異の性質を有することあり之を結核素因又遺傳素因と云ふ

結核菌の人體に傳染する時期は専ら小兒期にてビ氏反應と死體解剖に依て調査した多數の統計を精査によれば生れ出たまゝの初生兒には體内に未だ結核菌を證明せず。滿一歳は百人中平均六人已に結核菌の傳染を證明し滿二歳は約十七人迄も傳染し夫より年齢が進むに從て傳染數が増加す滿五六歳は三十四人(約三分の一) 滿十歳前後では五十人以上(約三分の二) 滿二十歳前後では九十五人乃至百人(殆ど全部)に結核菌の體内傳染を確實に證明する故に結核菌は十五六歳迄の中に大抵人間を侵すと云ふ事實判明す



結核菌は十五六歳迄の小兒期に大抵傳染するが其傳染の徑路は醫學上種々議論あるが最近多數の動物試験と臨床上小兒結核の觀察に依て少とも消化器傳染を主とす即幼兒が疊の上を這ひ廻り塵埃に汚染したる指や玩具をなめ又は食物をつまみ食ふ間に知らず識らず結核菌を口中に攝取するのを想像し得る。動物試験に依れば此口中に攝取された結核菌は口腔粘膜扁桃腺若くは腸粘膜乳糜管から吸収せられて淋巴管を通り淋巴腺に達して茲に永く留り所謂潜伏結核をなすものなり。而して淋巴腺が腫脹すれば小兒瘰癧となり其他腸粘膜から侵入した結核菌は多くは血液傳染を呈して或は腦膜炎となり又は腹膜炎(俗に脾肝)脊髄炎等と成て比較的早く發病し小兒結核と現はれ。反之口腔より侵入した結核菌は通常久しく頸部の淋巴腺内に潜在し十五六歳以上に達して段々胸部の淋巴腺から肺尖部に擴がり始めて肺病を發するに至る。其他結核菌を塵埃と共に吸入して結核菌が直に肺臓内に侵入し茲に肺結核を發生す

強度の肺結核の母より生れ出た計りの乳兒には、全く結核病はなきものに二人。其乳兒を直に他に移して哺育すれば、無病健全に生長するものなり。之れ肺病は遺傳病でなきこと明なり。若も其乳兒を母の手に於て(母乳を用ひなくも)哺育するときは、一年以内に必ず結核病にて斃るゝ之れ母の病毒が不知不識自然に傳染したためなり。總て傳染病は病者と健康者と

を速に他に隔離すれば傳染を免るゝものなり。遺傳病は血液の關係上、道の遠近、隔離の遲速等に依らず、發病するものなるに該乳兒を速に隔離したため、無病健全に生長する所を見ても肺病は遺傳病でなきことを證明し得らる。只乳兒のみならず肺病者は速に健康者と隔離し病院又は療養所に收容すれば衛生上病毒傳播を大に豫防し得らるなり

新患者發生(一)結核菌は人體外に於ては忽ち繁殖力を失ひ自然死滅する者なり未だ生存せる者が人體に入り込み其人の體質薄弱なれば繁殖を始め其組織を破壊し肺に結核病竈を造り其所より痰が出て來て其痰中に含まれたる多數の結核菌が飛散して更に新患者を造る原因となるに より肺病患者が増加するのは此新患者の増加するに基因するなり殊に平常肺喉頭の弱き者は此病に罹り易く又淋巴腺骨腎臟腸等へも侵入することあり小兒の腺結核腸結核結核性腦膜炎は多くは結核牛乳より傳染することもあり(二)結核菌が人體内に侵入する徑路は結核菌を空氣と共に吸ひ込で起ると口より肺に行き其粘膜を通り血行と共に肺に達すると扁桃腺より入るとあり又肺病患者がせきやくさみの時に飛散する微小なる痰沫に結核菌が含まれて居るか肺病患者と同室するときは最傳染し易し又肺病患者の手や枕寢具手巾手拭衣服等は勿論病室は疊器具壁等に至る迄悉く喀痰が何時の間にか塵埃と共に附着し汚點となりて居り、不潔な室内の塵



埃中には多数の結核菌が含まれて居り、夫が室内に絶えず浮動して居る所に起臥する人は、絶えず結核菌を口鼻より吸ひ込む機会が多き故傳染に傳染を重ね一家數人の肺病者を出し、終に全滅するが如き悲惨を極むる例甚多し。

肺病の傳染を恐るゝ餘り却て病者を冷遇したり離別したり等人情に悖るのみならず病勢増進するをも顧ざる者世間に甚多し此際は極めて慎重の態度を以て人道上公德上衛生上充分なる注意か拂ひ處理するが至當なり大に慎まざる可らず

肺病と夫婦の関係 肺病は傳染病であれば夫婦間に於ては其危険最大なり肺病の良人と長年月同棲し子も二三人あけて婦人は極壯健であり。婦人の肺病が良人には何等の影響のなき例もあり之れ壯年時代に於ては傳染せざるも一旦或機會のため健康を缺くときは忽ち傳染するなり配偶者の肺病統計では百人中廿三人男子は女子より遙に少なく男子六人女子は十七八人である結婚 我邦吾人は先天的生來頑健強壯なる體質ならざる上は後天的(生育)健康の不良ならしめたる有力なる原因を有する者にて即肺病なり此病の勢力は頗る猖獗にして病者の數は實に驚くべく一ケ年間百餘萬人死亡率十餘萬人を算す其原因の多きは不注意の結婚にあり。其結婚に由て傳染の速力大にして男女相互に其害毒を及すのみならず子孫に傳播し具體質を薄弱なら

しむる故に結婚に先ちて相互對者の健康状態を充分精査し理想的缺點のなき上に舉行するに如かず之れ肺病は單に不注意なる當事者にのみ止まらず罪なき子孫に迄も慘害を及ぼし悲惨の涙に暮しむるべき結果に陥らしむるに至り更に延ては廣く我邦民族の健康状態を不良ならしめ國家經濟上にも多大の損害を與ふる者なり

肺病と結婚 (一)肺病者が未だ全治せざる中に結婚するのは絶體に禁物之れ直に配遇者に傳染し且自己の病勢を増進せしむる危険あり(二)夫婦間の小兒は例へ肺病の母の産んだ子でも生れながらには結核菌を有せざれども非常に傳染し易く生後二三年間は結核に對して極めて脆い者なる故に末期肺病の母親の手に育てなば十中八九は亡くなる父親の肺病は夫程にはないけれども乳兒は随分危険である故他へ移すに限る(三)病者自身に對する利害は病者男子であれば結婚に於ての危害は女子より遙に少なし良妻の手厚き看護で良好なる経過を取ることあれども一朝夫婦間に不和を生ずるときは感情上より病勢増進し或は房事過度或は不衛生のため不慮の悲惨を見ることあり病者女子なるときは結婚より來る悪影響は實に多大なり之れ結婚前後の心配生活状態の變動心身の劇變且妊娠分娩哺乳等のために病勢を増す計りにて肺病ある間は絶對に結婚は禁物。若も結婚後何れか一方が圖らずも發病したときは上述の危害ある故に衛生上治療



上に充分注意必要又結婚及分娩は活動性（開口性）結核患者は勿論、其比較的治癒者にても、治癒後四五年間は徳義上並に自衛上結婚を避くべし。分娩は多くの場合肺病を増悪させ、或は停止性の者（自然治癒）を活動性に導く者であれば、必ず妊娠期に於て萬全の策を講ずるが最肝要。

#### 四 肺病傳染及蔓延

現今我邦に於て公衆の結核病に對しては、其恐るべきを知て其避け得べきこと及其治癒すべきことを知らず。病者にして一旦肺結核なる診斷を與へられたるときは死刑の宣告を受けたるに等しき歡念を有し、恐怖頑迷なす所を知らず。徒に多數醫門を叩き、病者の意を迎へて肺結核病に非すと云ふ、診斷を一醫士より得て恐怖憂鬱を散せんと試み。或は神佛に祈禱し病苦の平癒を圖り。有名無實の賣藥に依頼して、一時姑息の愉安を貪る等、其頑迷實に憐むに堪へたり。又醫士は病者に對し慢性肺炎、慢性氣管枝加答兒、肺炎加多兒、肺衰弱等の名稱を以て診斷を與へ、病者の歡心を買ひ實を告げず、或は實際肺結核病の初期なるをも知らずして經過することあり。病者は可及的診斷の肺結核に非ざるを願ひ、醫士は漠然たる診斷を與へ、唯々病者の歡心を買ひ必要なる治療法攝生法を怠たり、且つ豫防法は無視し遂に病患の經過を迅速

に不良ならしむるを以て、病症第一期は已に經、第二期第三期も經過して術の施すべき餘地なきに至れば、病者は勿論全家族看護者に至れも、何れも同感同情の状態にて萬事休すと。各自不治の疾患と斷定し、其治癒を望まず反て其身の滅亡するの期を待つのみ。如斯一般の状態なれば治癒至難なる肺病をして、長年月間玩弄的に經過し、隨て到る處に病毒散亂し、蔓延をして益々大ならしむ。其罪や何の所にかあらん、又一理なきにあらずや

肺病は古來より傳染性を有することは吾人の普く知る所なり。然ども其孰れの點より傳染することを案出せし者あるを聞かざるや久し。然るに獨逸國の一大偉人コッポ博士創めて結核菌を肺病患者の喀痰中より發見し。肺病の傳染するは此微菌なることを確定し。又其高弟コレネツト氏は空氣中の塵埃中より多數の結核菌を發見す。茲に於て肺病患者の喀痰と空氣中の塵埃とは、肺病の病源と確定せられたり。因て喀痰及塵埃に就き病毒傳染の状態を述べんに。肺病の病毒は一旦感染傳染するときは、忽ち肺病固有の症狀を呈はし漸次進行し遂に死するに至る。然るときは其病毒其次に傳染し、又次に傳染して其一家を悉く全滅す。又公衆に對しては人より人に傳染し、大に蔓延すること他の諸傳染病と同一なり。然ども他の傳染病「コレラ」、「ペスト」等の如き突然と襲來せし者に非ず極て緩慢にして其潜伏期は短きも、數月長きは數年間を



要する者なれば。斯く恐るべき疾病も其緩慢なる故吾人は總て輕視看過して大に蔓延せしむるに至る。結核の繁殖には比較的高温を要し、發育徐々にして他の腐敗菌の繁殖の迅速なるの比に非ず。後者は迅速に且低温に繁殖し、結核菌を壓倒する故に。結核菌は唯人體動物内に於ては、自然に繁殖すると能はず。結核菌の人體よりして體外に出で、其分泌及排泄物、動物肉及乳汁に據て傳染す。其傳染するときは微菌と共に空氣を呼吸し、或は有菌性食品を攝取するとに因り。其少數の場合には、皮膚或は粘膜の、或る一部に於ける、裂創及創面よりして微菌の進入する者なり其微菌は肺病患者の喀痰にして喀痰中の微菌は莫大の數にて、一塊の喀痰中に三億萬餘一時間に排泄されたるは七十二億萬に達せりと云ふ。故に一塊の喀痰とても決して忽諸に看過すべき者に非ず。又喀痰にして牀上地上に遺棄せられて乾燥し、塵埃と共に空中に飛散し、人より吸入せられ鼻、咽喉及氣道に達し、第一に淋巴腺中に占居し、或は氣管粘膜内に侵入し夫より漸次毒力を逞ふす。第二の傳染の危険は患者の咳嗽若くは談話大聲を發するときは氣管内或は口内より喀痰の一片若くは結菌核は痰沫滴狀となつて、患者周圍「メートル」近傍にまで容易に飛散し、直ちに傍人は空氣と共に吸引せるか或は衣服及器具とに附着し、牀上に降下し機を得て、再び空中に飛揚し傳染する者なり。結核菌が呼吸に際し鼻口より進入し

て氣管枝或は肺胞等の血管壁に達し、夫よりして漸次肺組織を侵蝕するにあり之を吸入傳染或は空氣傳染と云ふ。又喀痰の乾燥し塵埃と共に飛散し、或は痰沫となりて飛散して鼻口に達するや、結核菌は直接に飲食物と共に嚥下され、胃腸に至り腸管粘膜上皮を通過し、遂には氣管枝腺に轉移して肺病を發するなり。

本邦現今肺病患者の状態を見るに、彼等は常に無遠慮にも其唾液、痰汁を街路、公園、工場、集會所、牀上等到る處に喀出するのみならず。或は宴會に集會に參列して頻りに酒杯を獻酬し、煙管を貸借し敢て意とせず大に危険怖るべきの極ならずや。又其室の内外に喀出せる痰汁は、塵埃砂土と混合し忽ち乾燥し、適宜の粉末と變じ勝手次第に吾人の體内に侵入するなり。昨日筋骨逞しかりし強壯の善男善女、突然今日喀血し、羸瘦、骨立、帶黒蒼白色の幽靈然たる餓鬼と變するか如き。皆之偶然の侵入に因る者なり。實に肺病患者の喀痰は、最も恐るべき危険物即最惡毒物なり。斯く大危険物なる結核菌の人身體内に侵入するは、其微菌の空氣と共に吸入さるゝに由る者にて、其微菌の源は肺病患者の喀痰にて、喀痰の濕潤せるときは空氣中に飛散すること能はざる故、其新鮮喀たての痰は危険なること少なし。然ども反之喀痰の乾燥せるときは、危険最も甚く一塊の喀痰より數億萬の微菌を分散し、風に由て四方に散亂すれば



其到る所測り知る可らざるなり。濕潤せる空氣即濕氣は微菌を沈降せしめ、水液層内に存在する故空氣の之を其内より掠奪して去ること能はず然ども濕潤の空氣尙常に塵埃チリを含蓄フクムし其塵埃には至微至細なる水分子ワタシの附着せるが如く微菌も亦能く附着す得べし。此水分子に由て微菌は尙能く塵埃ゴコに固着する故、微菌の呼吸道に入る機會も多し。肺病患者の喀痰を濕潤の儘沫散せしむるときは、屢々之に由て結核を移轉することあり、故に肺病患者の高談劇論の際に口吻泡沫を飛すが如きは最危険なり

##### 五 肺病傳染ノ實例

コルネット氏は喀痰は結核病傳染の本源たること明かになりし以來熱心に家屋傳染の狀態に注目し凡そ貧家に於ては通常牀板上に喀痰し其喀痰は乾燥し人の之を履みて通過するに由り摩擦せられ傳染毒を含有せる粉末細塵となる其粉末細塵の乾燥したる牀板上を「ブラッシュ」若くは箒を以て掃除するより病傳染せしを實驗せり(一)富豪家に於ては富裕人の習慣として懐中の手巾に喀痰し其喀痰は懐中の溫暖に由て迅速に乾燥し後其手巾を用ふる際には摩擦せられて有毒の細塵となる是れ其手巾を用ふる度毎に自己は勿論其傍人にまで病毒を吸引傳染せし例を擧げ又病室に於て咳嗽する所の患者か直に喀出したる痰に觸れましき處即高處に掲げたる額

時計の函上又病床の背後に於ける木版及横木並に同壁面より拂ひ落したる細塵中よりも結核菌を發見し其傳染力の充分なることを明にす(二)婦人肺病性咳嗽に悩むこと二年に及びしが、常に先づ牀板上に喀痰し又「コップ」若くは手巾に喀痰するの習癖あり、此婦人生存中に其室内の細塵は既に有毒なることを認め、其死後六週間を経て室内に於て傳染毒即結核菌附着の物品を發見したるのみならず。同病者二名を出したり。因て其室内の細塵は勿論其病室の壁面方一「メートル」の面より細塵を拂落し、是等を檢するに多數の結核菌を發見す(三)一男子二年間肺病に悩み二人の兄弟之と同居し、孰れも極強壯なりしに幾何もなくして、其兄一人は漸く咳嗽を發し喉頭結核症に罹りしに、裁縫所職工長なれば日々出勤執務中途に死去せり。此人常に牀板上又は工場内到處に喀痰するの習慣ありき。其末弟は兄の職工長の後任となり執務せしか之れ又一年餘にして同病にて死し、其兄も亦死せり。斯く一家より三年間に兄弟三人の死者を出したるのみならず、該工場よりは多數の同病者を出したる故、其室内の細塵を檢するに孰れも多數の結核菌を發見せり。(四)一富豪の主人肺病性咳嗽に悩み居ること八年なりき。兒女數人の中六年前十四歳の一女肺病にて歿し。其後一年半を経て二十一歳の一女同病にて斃れ。二年の後強壯なる一子も亦同病にて歿し。一週前に二歳の小兒も亦同病に罹りて死す。主人も



幾干もなくして斃る。僅十ヶ年間にして一家族中同病者七人斃れ只二人残りりと云ふ。之れ皆結核傳染の結果にして其室内の細塵中多數の結核菌を發見す。(五)一機工場々長嘗て喉頭結核症に罹り、常に牀板上に喀痰しつゝありしが一年餘にして遂に死亡す。此病者は前工場長の(肺病にて死す)次席にありて、常に執務を同ふするのみならず其死後は其席に就きしを以て斯く傳染せしならん。因て其病者の現に執務せし室内の壁面方二「メートル」の處より細塵を拂ひ落し、之を印度鼠に接種せしに五六日にして結核症を發したり。此の如き場合なるから孰れの室内に於ても、病毒蔓延し職工輩に多數の同病者を發見す。(六)一農夫三年前より肺結核症にて烈しき咳嗽に悩み、其咳嗽する毎に必ず牀板上に喀痰せり。彼は一女ありて常に同居し掃除に従事す。始め彼女極強健なりしに一年餘にして肺病の爲めに歿し父も亦幾干もなくして死す之れ彼の女は父の常に牀板上に吐き棄し喀痰の乾燥したるを踏擦し細塵となりし者を常に晒掃し其際細塵飛散して傳染せしならん又一老人は六年間に肺病のため其三兒を漸次に失ひ或商人は強壯なる男兒五人の内四年間に四人を失ひたることを語り之れ何れも喀痰不注意より傳染せし者なり(七)一旅館に於て重症の肺病に惱める一俳優あり五ヶ月にして死す其後其室に宿泊の一婦人又同病に罹り歿したり因て室内を検せしに寢具より多數の結核菌を發見す之

れ前者の肺病を後者に斯く傳染せし事實を發見せり故に旅館、寄寓所等に於ては最病毒傳染に注意すへし(八)一富豪の紳士二三年前より肺病に罹りしが常に華美珍奇なる手巾に喀痰しながら到る處に放棄せり彼れに一女あり其手巾の華美珍奇なるを愛玩して喀痰の汚染せしをも厭はず其眼に觸るゝ度毎に自己の鏡匣に納むること數十に及びしが幾何もなくして肺病のため死歿す又同家に一女學生あり之れ亦彼女と同感にて書匣に納むる手巾數十に及ぶ然るに彼の女と同じく肺病を發したれば紳士は醫士をして之を検せしに鏡匣及書匣より黄色に汚染せる結核痰の手巾數十個を發見し各多數の結核菌あるを認む之れ手巾の珍奇なるために此兩者は肺結核に感染し惜しき生命を遂に失ふに至れり實に危険ならずや

咳嗽する肺病患者に愛撫せらるゝ乳兒の多くは肺病に罹る者なり之れ痰沫中の結核菌乳兒の口に達し或は飲食を共にする爲に病毒傳染するなり蠅及蚊類は好で飲食物に群集し夫に或は卵し或は糞する等諸種の傳染病に對し大關係あるなり困て結核菌に就て研究せしに蠅及蚊類其物に傳染の形跡なきも肺病患者の喀痰に群集せし者直ちに飲食物に飛び來り或は附近の器物に集りて間接に傳染の媒介をなすこと諸種の傳染病に於けるが如し或貧家の肺病患者室内に於て蠅數十を取り其内臓を一定の方法により乾燥し之を検するに塵埃中に於ける如く多數の結核菌を發



見したれば蠅より病毒傳染することは確實なり結核菌の乾燥に堪へ得る程度は其喀痰を放置し乾燥に一任し四週—六週に至りても結核菌の毒力完全なり之を動物に接種するに悉く結核に感染す又喀痰乾燥三ヶ月に至りしも悉く感染するなり斯の如く結核菌は長く乾燥に堪へ得るも日光を照射せば速に死滅するものなり

肺病は以上述ぶる如く結核菌より傳染發生するものなれば肺病患者の唾液痰汁及乳汁又病獸肉、乳汁は素より危険なり故に肺病患者に限らず總て唾液又は痰汁に汚染せる手巾、布片、紙片等を衣袂又は洋服のかくしに入れ置き或は枕邊寢臺等に放棄するときは屹度傳染の媒介となり又唾液及痰汁の附着せし布團、夜具、衣服類等其他日常使用すべき物品よりも不知不識の間に傳染すること前に述べたる如くなれば室内は勿論其他一般に就き唾液及痰汁の取締を可及的嚴重に施行し傍ら獸畜の結核にも注意して傳染を未發に防がざるべからず是等の原因により官衙の小使部屋劇場の樂屋貧民部落の長屋等總て不潔の場所に於て細塵より結核を傳染せし例證實に夥多なれば大に注意肝要

接吻傳染 結核症を口より口に傳ふることあり、其實験は一產婆重症の結核症を患ひ、肺に空洞あり喀痰に結核菌あること明なり。然るに此產婆平生兒の直に啼叫せざるに遇へば、自己

の口にて之に空氣を吹入して兒の肺臟の擴張を助くるの慣習あり。ために父母健全なるの嬰兒産後幾許もなくして急性結核に罹り由之死亡せる者許多なりと云ふ。如斯結核菌を口より口に傳染するは肺病患者の起臥せる室内の空氣を呼吸するよりも此病を感染し易きこと固より明なり殊に親子、夫婦、親友間に接吻の盛に行はる歐洲の如きに於ては實に最危険なり又接吻と異れども肺病者と食器を共にし或は肺病者の殘食を食したり或は肺病者の口より食物を子孫の口に嘔ましむるが如きは最危険なり

夫婦觸接傳染 肺病患者と相交れば之を感染することあるは已に實驗せり。殊に患者と寢食を俱にすること最も久しく、且最も親き夫婦間に就て見るに、夫若くは婦肺病に罹り、其健全なる婦若くは夫に之を傳染せしこと或統計に五十四人中四人、或は七十四人中十三人、或は七十四人中三人なりと云ふ。又一家中夫若くは婦に肺病を發したる原因あれば、其原因のために復た其婦若くは夫も是を發することあり。歐洲に於ては接吻大に行はれ夫婦の交際我邦に於けるより親密にして且室内空氣の流通我邦の如く良しからず。又喀痰の掃除方我邦よりは不充分なる故に我邦の夫婦の傳染は歐洲に於けるより甚だ少なし歐洲に於ては一夫肺病に罹り、交々數妻を向ふる毎に之に傳染して之を亡ひ其夫は數年の後始て斃るゝ者間々之ありと云ふ。又



夫若くは婦初め之に罹り次で其婦若くは夫に傳染し、甲死して後ち乙更に婚嫁し復た新夫新婦に之を傳染することありと云ふ。我邦に於ては此例甚だ少なし。

看護者傳染 結核患者を長く看護し、殊に室内狹隘にして空氣の流通不良なるときは、肺病を發することあり。看護のため肺病を傳染せし例證多き内に、或は病兒より慈母に傳染するあり、或は病母より其兒に傳染する者あり。尙ほ茲に一例を擧ぐ、一侯爵夫人數年來重症の肺病に罹れり、一貴家の少婦日夜之を看護して寸間も左右を去らざりしが、夫人死して後二ヶ月を経る間に、少婦漸く咳嗽喀嗽を來し、幾許もなくして右肺上葉に滲潤を認めたり。少婦は體格強壯にして嚴格に醫療を施したれば遂に治癒し、其後久しきに瀾るも毫も異常を認めざりき。

肺病患者と同室に居るも、室内空氣の流通良しきか、又肺病患者を看護するも其喀痰の彼は散亂することを防ぎ、且乾涸することなく、注意周到なるときは之がために結核を傳播すること非常に稀なり。否らざれば醫士及看護人の如きは、此病に罹ること他人より遙に多かるべきに此事決してなきは只衛生の道を守り實行しつゝある所由なり。英國の南部には巨大の肺病院あるも其看護人及醫士にして肺病のために斃るゝ者は、敢て同地に於ける他の社會より甚だなきを見ても知らるべし。我邦に於ては如斯き實例を未だ見ず。

接種傳染 凡そ結核を甲より乙に傳播するに、兩者久しく親密に交際するの外、仍ほ衛生上必要なるの點不備に起因するなり。即呼吸器の粘膜或は身體の表皮に一個の弱點若くは傷處あるためなり。之れ動物試験によるに家兎は、結核菌を含める空氣を吸入すること久しきに瀾るも毫も害なきに、一朝之に喀痰を接種すれば直ちに結核に罹ると吾人の知る處なり。結核の人體に傳染すると實際此接種の道に依る者屢々之あり。皮膚に病毒を接種して結核症を致せる實例は

一處女齡廿四歳素より遺傳の毒因なし。又曾て腺病に罹りしことなし。一日結核菌に富める喀痰を容れたる硝子蓋の碎片にて、中指第一節の前面を傷けしに、十四日を経て漸く瘰癧の將に發せんとするの徵を現はせしが終に膿を醸すに至らずして皮膚と腱との間に、小豌豆大の一腫瘍を形成せるに由て、之を抉出し其創所は間もなくして治癒す。然るに數月を経て復た彼女は其中指に水脈腺腫起し、之を切開抉出して檢するに無數の粟粒結核ありて結核菌の散在するを見たり

接種の道に由て結核の傳染することに就ては、猶太人には小兒の陰莖の包皮を切除するの風習あり。猶太教の法戒に隨へば各兒生れて第七日に至れば包皮を刀にて切除し、其出血は口にて血を啜出して之を止むるを例とす、故に偶々其血を啜ふ者の肺病患者なるときは、父母健全



なる者の小兒にして乃ち結核に罹ること屢々實驗せる所なり。之れ結核菌を患者の口より直接に創面に接種する者なり。

腺病家の結核 腺病家に在ては濕疹、耳炎、慢性咽頭炎、慢性鼻炎等にして、多少上皮の皸裂を生じ結核菌の竄入を致すべき徑路をなす者なり。就中濕疹に就ては其發生するや、幾許もなくして結核菌の爰に澱著せるを實驗せり。又一旦腺病性炎に罹りし者は、從來肺病を患ふると古來甚だ多し。之れ結核菌を含める物質を身體中に遺殘せるに由ると云ふ。小兒は新陳代謝の機能迅速にして且強盛なる故に一は結核菌を體內に於て撲滅し或は消化す。一は此結核菌を水脈腺若くは爾他の部分にて包裹する者なり。如斯して結核の危險を一時若くは永久に防歇し得ると雖若し其結核菌を撲滅又は消化若くは包裹する能ははざる時機に際會せば、即身體孰れの部たるを問はず、局處の結核依然として存在するから肺臟の之に感染し肺結核症を發するの憂あり。(肺臟は結核菌の最好適地)

腸管より結核傳染 原發の腸結核に肺結核の續發するは、原發の肺結核に腸結核の續發するに比すれば遙に稀なり。凡そ食物に結核菌の混合するにより發するは素より明なり。或は偶然之に混するあり。或は初めより之を含む者あり、初めより之を含む者は、例は牛疫(結核の一

種)に罹る乳汁の如し。然ども結核菌の胃に達するや茲に其生活力を失ふ者最も多く、或は又消化せらるゝ者ありて腸に到るは甚少し。消化管中結核に罹る部分は腸にて胃にあらず。小兒が結核性の母若くは乳母に就て哺乳すれば、其結核を感受する憂あり。牛乳を飲用するときは最も注意を要す。又痔瘻即穴痔より結核を傳染せし例多ければ、痔瘻は早く治癒せしむべし。

#### 六 結核傳染の注意

結核菌は人間に對しては最恐るべき強敵なり肺病者の吐棄てた一塊の痰中には約三億餘の結核菌が居る臺所は全家庭の健康者の中心であり蠅は猛烈なる結核菌の媒介者なり街上の露店で賣るつまらぬ食物に危険が多く御嬢さんは出先でしんこ飴細工駄菓子等を買ひ口中齧齒の中で結核菌が繁殖す喀痰中の結核菌は乾て碎けて塵埃となり空中を飛び廻る塵埃多き公園散歩して結核菌を呑み込む風通し悪しき活動館劇場集會所等に群集して結核菌を吸ひ込む紳士や藝者は恐るべき結核菌を飲みたり喰たり嘗たりする自働電話の送話機や公衆の集まる場所は結核菌群集して巢窟をなす健康者又は色々な物品は結核菌の運搬者となり媒介者となりて其菌を四方へ撒き散らす此菌がたまたま虛弱者に出會すると忽ち肺結核が起る恐るべき結核菌が中古の曠着安物買について愛娘の身體に飛び移る令嬢結婚式用品を古着屋より持ち運び其物品には種々の



病菌殊に結核菌が多く附て居る、花婿は肺病患者であれども美貌だから強請した花嫁は五十日たたぬに結核菌に襲はれた令嬢肺炎加答兒全治したとて結婚し四十日もならぬに重症結核となり又結核を媒介する煙管、笛、毛筆、古本貸本古着、食物をかみ與へ飲食器、哺乳、飴賣、街道の咯痰電車及汽車内の咯痰、下手な掃除、同衾、接吻、不適當なる居室酒色の耽溺加持祈禱公衆密集の場所汚水撒布等は大に注意肝要。

性別及年齢 小兒滿二歳迄の肺結核死亡數は割合に多し其際は結核菌に對する抵抗力が非常に弱り從て急性の劇烈なる結核症を起し易く一歳未滿の者が懼ると、大概助からぬ四五歳より十五六歳迄は結核菌侵入するも極輕症なる腺結核ですむ者多し夫より年齢が増すに従へ肺病と成て現はれ死亡數も増加す之れ少年期より青年期に移り變るのと社會上種々の刺戟に依るためにて老年になれば漸次減少す。男女の死亡數は男子より女子は稍多し多く五歳—二十歳の發育盛に多し男子は二十歳以上働き盛に多し之れ社會上種々の刺戟のためなり。

收入 肺病死亡者の多少は單に職業の性質によるのみでなく收入の多少に大關係あり收入多ければ從て死亡者少し我邦以前は上流者富豪家に多く近年は反之細民に多し貧民總死亡者百人中肺病五十二人で上流者は二十一人なり之れ細民は營養不良不攝生に陥り易く其住宅も不衛生

的故に結核傳染の機會多く且治療も不充分なる結果なり我邦或統計表を見るに全國中肺病死亡者數は年々増加して大正七年度に於て毎三分間に一人の割にて僅に廿四時間即一晝夜間に四百八十餘人の死亡者を出し從來益増加の傾向あり。大正八年中米國ニューヨーク市に於て世界第一位と稱せらる結核死亡者二萬餘人の多きに達し結核死亡者の割合は一般總死亡者毎百人に就て廿人の割合なり我邦歐米諸國に反し肺病死亡率歳々増加するの所以は國民一般に衛生思想彼の國に及ばざるに基くならん又細民に肺病多き理由あり併し肺病患者にても咳嗽咯痰のなき人で充分注意深く衛生を守る患者は周圍の者を傳染せしむる危險が少なく又日當り風通しのよき家屋なれば一層天然に殺菌せらるゝのである故に傳染が大に少なきのみならず例へ其家に肺病患者在ても恐るゝに及ばず之れ富豪家に肺病の少なき理由なり芝居、寄席、活動館、演藝館、停車場、汽車、汽船、電車、自動車等の公衆群集する場所に於て、居合の肺病患者がせき又はくさみより結核菌を散布したり。痰が乾て塵埃と共に飛散したり。又痰を吐て履物にて擦消する人あり。其痰が乾て塵埃と共に浮動し、空氣と共に人體に入込み發することあり。如斯場所を掃除するには、其塵埃の飛散を防ぐため撒水又は濡雑巾にて清拭すべし。街路の咯痰は日光の直射に由て全く死滅したのは安全なり。未だ生存して居る者は通行人の履物、すてつき、すぼん等に附



着し汽車、電車、或は室内に持込み塵埃と共に室内に留り薄暗き所、日光の充分に達せぬ室隅、押入、卓下等長時間、生存することあり。此等が或機會を待て傳染するのである故、室内は病者の有無に拘らず家屋衛生法に従へ、塵埃を清拭し日光及新鮮の空氣を入るゝことが最肝要、又結核菌が口より入り肺門に行き其粘膜を通り、血行と共に肺に達する者て在りて、肺病患者の痰に、結核菌の存在し居るを知らざるため飲食を共にし、食器を共同にする故容易に傳染するなり。(痰が食器に附着し居るのを、知らずして絶えず共同にするため結核菌を吞むことが多い例多し。)殊に幼兒を病勢進みし肺患者の側に接近せしめたり、風通しの悪き室内に於て肺患者と飲食起臥を共にするが如きは、最危険で最傳染し易き者なり。肺患者より年少者は多くは肺弱きため結核菌の侵入すること容易なり。一家内又同族中に數人肺病者の發生するのは先天的の者でなく、又血統上何等の關係もなく、只家屋を同くし、住居を共にし、飲食及其器具等を共同にして知らず識らず病毒傳染し終に一家全滅の悲惨に至るのであり。乳兒を懷にせし母親或は姆嫁が高度の肺病でありしを屢見ることあり、實に危険の極なり。肺病者の痰は必ず痰壺中に吐くことを嚴守すべし。其痰を吐がずに吞み込むと咽喉胃より腸内に至り、病毒繁殖し喉頭結核腸結核となり、腹膜結核、漸次腎臟、痔疾、膀胱、肋膜、腦結核等となりて、全身

中に瀰蔓し、全身粟粒結核となるに至るなり。

結核が非常な勢を以て蔓延するのは國民一般に衛生の知識が普及して居ないのと結核患者の喀痰を消毒すること不明なのと街路庭園公衆集會所等を所嫌はずに痰唾液を勝手に吐散するためにて夫より結核傳染する徑路即人身體内に侵入して結核病を發するためなり其徑路は(一)呼吸器は傳染すること最多し其喀痰の乾き細き塵埃と成て空氣中に飛散し居るのを鼻より吸込み上氣道に至り粘膜を通して淋巴管中に入り氣管枝又は肺内に侵入す(二)消化器は口より傳染する者にして食物飲料食器等に痰唾液が混じたり又患者の汚したる指に附着した結核菌が侵入したりして人の口より入り口腔の粘膜を通り抜け淋巴腺に進み肺とか其他種々の内臓内に侵入す或は時として直に小腹の粘膜に侵入し腸結核を起し尙進み淋巴腺に入り血液に混じて他の部分に蔓延し腹膜結核腦膜結核を起すことあり結核牛乳のために結核症を發することも屢あり斯く口から病毒の侵入することは容易にして最危険なることは一般に知れ涉て居るにも拘らず彼の接吻なり接吻は人間の愛と戀との高じて口と口とを吸合することなれば結核のみならず梅毒其他諸傳染病數多ある今日に於ては最危険至極宴會の交杯等も亦同様危険なり。

結核患者が咳嗽の際結核菌の混じた痰を氣管より吐上げ來て喉頭粘膜に附着し其處の荒れて



居る組織より傳染す然る時は粘膜は腫起し更に其處が破れて潰瘍(粘膜のとれた瘡面)を生じために患者は呼吸困難とか音聲がかけるとか疼痛を感ずるとかにて非常に苦悶する者なり殊に疼痛の強いと食物をのむこと出来なく成て一層強く衰弱を招ぎ之を喉頭結核と云ふ肺結核又は喉頭結核患者より其主治醫看護婦及附添人に病毒傳播せし例多し遊廓等非衛生的な場所より傳播すること多く特に娼妓等の如き虚弱な體格を有する者には遊客より病毒傳播したり娼妓より遊客に傳播したる例甚多し總て客稼業工場又は家庭に於ても結核病者に就業せしむるは相互に損害と危険とが多大なれば常に大に注意肝要。

#### 第四章 肺病は遺傳病にあらず

##### 一 遺傳病

遺傳病とは或一種の疾病が一血族に順次に一系統的に同病の發生するを言ふ即親の病を子に傳へ子より孫へ孫より曾孫へと相傳する者にして是を血統病血族病とも稱す例へば父強度の精神病に罹り其子其孫へは暫次軽く相傳し母子宮癌に罹り其娘は乳癌に其孫は直腸癌にと順次重く相傳する者とあり斯同一疾病を同一血族間に相傳する者を遺傳病と言ふ者にして此精神病及

癌腫なる者は其血液中に傳染すべき病菌なく又他人(血統異なる人)には決して其病毒を傳染する虞なき者なり肺病は古來より遺傳病と稱へられしも獨逸のロヘルト、コッホ博士の結核菌發見以來遺傳病との説は破られ猛烈なる害毒を有する傳染病と決定せられたり。而して其豫防法消毒法をも説明せられたり。例へば母親には結核菌の發生あれとも分娩せられたる胎兒には結核菌の存在なく如此胎兒も結核患者の母親の傍にありて哺育せられつゝある間に結核菌の傳染を見ることあり結核患者の母の子も分娩と同時に他へ移し哺育するときは健康に成育し決して結核菌の存在を認めざるは結核病の傳染性なることを證明する者なり。然れども世上一般の人は子の愛に溺して無情にも無病健康の小兒を肺患者の許に置く者多し殊に生後の初生兒は非常に結核菌傳染し易きため哺乳及哺育の間に傳染し發病する者なり故に肺重患者の胎兒は分娩後直ちに隔離して健康なる人の手に哺育せしむるは親たる者の眞の愛情の發露と言ふべきなり。

遺傳を主として研究する科學を遺傳學と唱へ遺傳學上遺傳に二あり一を病毒遺傳一を素質(體型)遺傳とす病毒遺傳は病毒の遺傳する者にして素質遺傳とは消化器の弱き親の子は消化器が弱く生れる如きを言ふ。古來より肺病を遺傳性となしたる慣習は今日も尙存して社交上とか結婚上等に其家族をして多大の障壁あらしめ如何なる富豪も癆症系肺病系と唱へて社會より擯



斥せられ誰一人として顧みる者なく其他の中産階級以下の者に至りては實に悲慘の境遇に陥れる者尠からず。蓋し世人が肺結核其者が傳染病なることを十分に理解せず依然として遺傳病視する慣習の去らざるがためにして亦夫れが爲め一旦肺結核患者の發生ありたる家庭にても社會の壓迫を怖れて殊更に肺病たることを秘し従つて消毒法にも遺憾の點を多からしめ却つて今日の壓迫は肺病蔓延の結果を齎しつゝあり。寒心すべきならずや尙次に遺傳に關する記事項を列記すれば。

## 二 遺傳體質

遺傳體質を結核素因及遺傳素因の二に分つ。

(甲)結核素因 結核菌體內に生息して次第に組織を毀損し所謂肺病を發することある人は一種特異の性質を備ふる者なり。之を結核素因又肺病素因と云ふ。此結核素因は結核菌の附著し、發育し易き身體の性質にて多くは身體の外形即體質に著しく現はるを肺病質と云ふ。而して結核の人身に傳染する機轉は、結核菌と人體細胞との間の生存競争にて、生活力强盛なる者は勝を制するなり。凡そ健全の組織には、榮養液の活潑なる滲入及滲出機の有るので、其内に入來れる所の有機性物質は、或は直に消費せらるゝか、或は不用の物質なりとして體外に排泄せら

るも、生來虛弱にして體格不良榮養も亦盛ならざる人は、彼の滲入及滲出機も、亦甚だ不活潑にして細胞の物質交際は、緩慢且細胞の分解すること容易なり。故に、組織内に吸收せられたる微菌は、消化せらるゝこともなく、又排泄せらるゝこともなくして、却て人體の細胞を己が食物と爲し、益々發育蕃殖し、愈々細胞の分解を促がすなり。又時としては微菌を含める滲出物及組織にして、數月―數年の間乾酪變性を致せるまゝ、依然として存在し敢て害を爲さざるこゝとあり。是れ殊に少年の腺病のときに於て屢見する所にして、陸續成長すべき身體の物質交換の機甚だ強盛なるがために、其近傍の尙健全なる細胞及組織は、大に此分解作用に抵抗して、之に罹らざるに由るなり。然れども斯く強固の組織、結締織、血管等も榮養不良となり、且之に加ふるに更に他の内外の有害の影響を蒙るときは、微菌は茲に再び發育蕃殖し、遂に眞成の組織崩壞即肺病を發するなり。結核素因の主眼は、上皮の異常に菲薄にして、且損傷を蒙り易き者なり、是れ固より組織の血行不良にして、其物質交換微弱なるに起因す。斯く體質薄弱なれば、容易に上皮に龜裂を發し龜裂一たび生ずるときは、則ち微菌輒く茲に固着し、茲に接種せらるゝなり。總て身體の榮養不良と皮膚及粘膜の菲薄とを來す者は、皆結核の素因となる者なれば。日常身體の榮養を完全にし、皮膚及粘膜を強固になすことを勉むべし。



(乙) 遺傳素因 甲家に於ては嚴重に心を用るにも拘らず、肺病者多く。乙家に於ては極て冷淡なるにも拘らず、甚だ稀なるか或は全くなきことは日常の經驗に由て明なり。而して肺病を患ふる父母を有する者、或は有せし者は、健全の父母の間より生れたる者より、肺病に罹り易きことは、吾人の能く知る所なり。其肺病に罹り易き家門には、肺病に罹り難き家門になき所の、一種特異なる物あるなり。其特異なる點は、結核菌を父母の精液若くは卵巢に由て直接に輸送せられ、久しく其體内に潜伏することはなりと説く者ありしに、實地の經驗に於ては之に反するなり。稀れに胎兒結核に傳染して、其誕生するや已に肺病を患ふる者あるときは、此兒の傳染は精液若くは、卵巢に由て結核菌を輸送せるに原因すと云はむより、寧ろ胎生中結核に感染せるに由ると云ふを可なりとす。而して肺病の遺傳は決して直接に結核を遺傳するに非ずして、全く組織の薄弱なることを遺傳するに在り。組織薄弱なれば結核菌の傳染すること、及其發育蕃殖すること大に容易なる者なり。

元來呼吸の目的は、生活運營を維持するに要する所の、酸素を空氣中より肺胞内に吸入し、血中に入り酸素の爲めに、燃燒せる炭素の炭酸と爲りて、血中より他の肺胞内を經、再び體外に呼出するなり。此呼吸作用に最須要なる者は、肺臓の彈力にて其彈力の度に應ずる所の容積

に適する胸廓の容積を有する者を健康の肺臓と云ひ。反之其何等にか容積に不足を生ずる者を不健康の肺臓と云ふ。健肺に於ては肺臓は常に一定の彈力緊張の状態を備へ、不健全の肺臓は一は肺の組織鬆疎にして、彈力薄弱なり。一は胸廓の構造不完全なる故に、一旦病毒の侵襲を蒙るときは、健肺に比すれば遙に其幾倍か容易なり、之を遺傳素因の胸廓と云ふ。而して遺傳の薄弱とは、全身の構造薄弱にして、骨及筋の發育も亦十分ならず、皮膚粘膜の上皮及淋巴系統、共に薄弱と爲り、就中上皮及粘膜の榮養不良にして、其質菲薄なるべきときは、其破綻すること容易に結核菌の竄入することも亦甚だ容易なるが故に、結核素因に就ても大關係を有するなり。遺傳の影響は、親子間の交際甚だ親密なるに由る所の直接の傳染なりと謂ふべき者往之れあれども現に存する所の遺傳の虛弱は仍ほ常に其罹病の素因たること明なり。肺病患者の子にして遠く父母に離れて、成長せし者一定の年齢に達し、即大抵春情發動期(十四年—十六年)を過ぐるときは百方攝生を盡すと雖、他人に比すれば容易に肺病に罹ること多し。又一定の體格にして結核症に罹り易き(即往々遺傳の稟賦たる所の)肺病質なる者は元來薄弱なる體質を有する者なり。

肺病の遺傳及疑はしき觸接傳染の疑問は、兩親及兄弟、姉妹の間に限らず。患者と親密の生



活をなす所の祖父母、両親の兄弟、姉妹、夫婦及他の輩にも及ぼす。又常に肺病者を看護せしことありし者、虚弱なる血族より出てたる者、幼年の際皮膚粘膜炎、骨の腺病性結核性疾病を患ひたる者、肺病の妻、又は夫を有する者、及一般に肺病者久時同一の室内に生活したる者に、發する頑固なる諸種の加答兒、殊に肋尖加答兒（結核の初期）は極て疑はしき症狀なり。又咯痰中血線を混する者は假令微菌を發見せざるも此疑ひあり。其他氣管枝加答兒の患者、貧困の生活をなす者、及非常の苦學をなしたる者も此疑ひあり。一旦肋膜炎に罹りし者、往時強き咯血をなしたる者は、殆ど皆結核を現はす者なり。

肺病は傳染病にて遺傳病にあらざれども其體質體型素因を遺傳すること甚多し彼の虚弱の學士の子弟が軍人となり農夫の子弟が虚弱の商人となりし如く體質素因は遺傳すれども精神や技能は決して遺傳せざるなり肺病の如きも親強度の肺病で子弟は健全なり、親健全にて子弟の肺病なる者も亦多し之れ傳染病と遺傳病との異なる所と體質素因とを遺傳することを證明するに足れり。

### 三 年齢及周圍の狀況

年齢は肺病に大關係を有する者にして、最發病し易きは春情發動期の後大抵十五歳より三十

歳の間にして、十歳以下は稀なり。而して兒童の肺病は、骨若くは腹膜の結核に續發する者最多く、或は麻疹若くは百日咳に續發する者も亦多し。四十歳以上に至ては、此肺病に罹る者大に稀にして其經過多くは緩慢なり。八十歳の老翁に於ても肺病に罹ることあり。故に、肺病を免かるべき年齢全くなき者なり其死亡數に至ては、男女同等にして大差なし、然も男女年齢に従ひ、其事業を異にし、又は周圍の狀況外來の害物如何に因り大に等差あり、左表は獨逸某病院の精密なる統計にして、其一斑を知るに足れり。

#### 男女各十萬人中肺病患者の死亡數

年齢	男	女	年齢	男	女	年齢	男	女
自一歳至五歳	一七五	一六二	自十五歳至二十歳	一〇九	一〇〇	自廿五歳至三十歳	三三五	三二〇
自五歳至十歳	一六二	一五五	自二十歳至二十五歳	一八三	一八四	自三十歳至三十五歳	四〇四	三七〇
自十歳至十五歳	一五五	一五五	自二十五歳至三十歳	二一八	二一七	自三十五歳至四十歳	五〇〇	四七〇
自十五歳至二十歳	一四〇	一三〇	自三十歳至三十五歳	二七五	二七一	自四十歳至四十五歳	七〇〇	六五〇
自二十歳至二十五歳	一三〇	一二〇	自三十五歳至四十歳	三〇〇	二八〇	自四十五歳至五十歳	七五〇	七〇〇
自二十五歳至三十歳	一二〇	一一〇	自四十歳至四十五歳	三三〇	三二〇	自五十歳至五十五歳	七五〇	七〇〇
自三十歳至三十五歳	一一〇	一〇〇	自四十五歳至五十歳	三六〇	三五〇	自五十五歳以上	七五〇	七〇〇
自三十五歳至四十歳	一〇〇	九〇	自五十歳至五十五歳	三九〇	三八〇			
自四十歳至四十五歳	九〇	八〇	自五十五歳以上	四二〇	四一〇			
自四十五歳以上	八〇	七〇						

右の表に據れば春情發動期には、女子の死亡數多く、其後は職業の危険多き爲め男子の死亡數自ら多し。同某病院の統計に據り肺病患者死亡數七萬人に就き、百に對する比例を以て其年齢を擧ぐれば。



十歲以下	十五	二十一歲以上 二十歲以下	九十二	三十一歲以上 三十歲以下	七十八	四十一歲以上 四十歲以下	四十一
四十一歲以上 五十歲以下	二十六	五十一歲以上 六十歲以下	十一	六十一歲以上 七十歲以下	四		

周圍の狀況の肺病に關係最大なるは前述の男女年齢に於ける死亡數の多少に由ても明かなり。周圍狀況の肺病に關する影響は、或は新に素因を生ずるか、若くは已に存する素因を増盛するか、或は素因を減少するか、若くは全く之を消滅するにあり。而して吾人の所謂素因なる者は、組織薄弱にして、結核菌を發育蕃殖し易き人體の狀態を謂ふ故に、周圍の狀況が人身に適好すれば身體健康、組織強壯となり、隨て組織の抵抗力旺盛するなり。反之周圍の狀況衛生に適せざれば、組織薄弱となり其新陳代謝衰へ、隨て容易に微菌の犠牲に陥るなり。是れ彼の微菌が榮養不良なる樹木の皮には、能く蕃殖するも、養液充滿するの樹木には、生息すること能はざるが如きと同一なり。周圍の狀況 衛生に適せざれば遺傳の素因となり。體質已に虚弱なる者は、更に其素因を増盛すべく。又生來健康にして體格強壯なる者と雖其組織遂に薄弱となり、必要の抵抗力と強剛の性とを失ひ、更に新に素因を醸生するなり。

周圍狀況の主なる者は、遺傳素因を除くの外、空氣、光線、食物、運動の量、及其性質并に住居なり。若し此數項にして、其性質善く其分量過不足なく、其相互の比例宜しきを得るとき

は、肺病少なく若し之に反するときは肺病多き者なり。周圍狀況は概ね富者に佳良にして貧者には不良なるが故、肺病の多少に就ては、社會の位置大に關係するなり。歐洲に於ては肺病は實に主として、下流社會の疾病なり。然るに我邦に於ては全く反之。我邦の下流社會は體質善良、其兒童は幼兒より新鮮の空氣に慣れ、且運動充分活潑なるが故に、食物を類化することも完全なり。反之上流の人は、父母より虚弱の體格を享け、其養育法宜しからず、多くは座して動かす、運動不充分なるが故に、歲月を重ねて其虚弱の性、益々加はることあるも、毫も強壯活潑となることなし。是れ彼我に反對の結果を見る所以なり。近來我邦に於ても、大に茲に着目する所ありて、種々と體育法を研究し、年々體操法を改善し、現時施行せる體操法の如きは、大に適當の者にして、往時なれば肺病に死すべかりし、小兒の今や此法に頼りて之を免がる者、極めて多し、之れ實に結構賀すべきの至りなり。

#### 四 遺傳系統

親の性質の子に傳はるのを遺傳と云ふ其卵子中に無數の遺傳物質を待て居て先祖傳來の遺傳素を含んで居る故に親の性質の善惡は其子孫に大影響する者なり。去る明治廿三年奧國天主教僧侶メンテル氏が多年研究の結果一種の遺傳法則を發見せられし以來大に斯學を研究する者多



きに至れり。メンテルの法則に従へば生物の形質は通常各獨立に遺傳し、相對する形質には優劣が在て其子には優性のみが現はれ孫の代に至て初て劣性が一定の割合で現はる。但優劣の區別の不充分なる場合には其子には全部中間の性質が現はれ、孫の代には優性と劣性が一定の比例に分離して現はる。人間に於て優性の遺傳として明白なる例は第一英國に手の指の特に短い系統あり。其系統の人は親指以外には凡て三節あるべき手の指が二節よりなく、指が太くて短し。此形質は優性の遺傳にして兩親の内一人此形質を持って居れば其子供は悉く短指なり。其子供が普通の人と結婚すれば其子即孫の代に成て半數だけに短指性が現はれ。半數は普通の指なり。而して後者は全く此形質の遺傳から永久に免がる。此短指性の系統は初め英國に現はれ後に至り其子孫の一部米國に移住して今や米國にも其系統が随分繁殖して居る。又夜盲(鳥眼)の一種は優性の遺傳にて其著例は佛國南部にある夜盲系統なり。又西洋人の眼色は多くは褐色と青色。其複色は優性青色は劣性として遺傳す。人間も他の動物の如く白子あり。白鼠は普通鼠の白子なり、白子は日本人なれば色が西洋人の如く白く髪の色赤く之も劣性として遺傳す。劣性は子供には現はれず若其子が普通人と結婚すれば其子即孫にも現はれず。白子の子は白子の遺傳質を含有して居るから自分と同様に白子の遺傳質性を潜在的に含有して居る人と結婚すると、其子には四分

一の割合で白子が生れる。血族結婚は概ね不良と云ふは此等の例に由るためなり。

肺病は遺傳するか、昔時は肺結核は遺傳性と信じたれども今日に於ては立派な傳染病と確定された其理由は一體結核が遺傳するには第一精蟲中に結核菌のあるか第二。結核菌を含有して居る卵が受精するか。第三胎兒の時代に母より結核菌を受くるか此三要件が實際に於て一として發見せられざるがためなり。然し結核病者は其子に結核に感染し易き素因を遺傳するは事實なり。結核素因は結核に罹り易き體質なり。實際血統上より多數の人に就き見るに肺結核系統に屬する人々の體格は胸廓扁平にして長く肺の活力少く首が細長く肩胛骨間が廣過ぎ皮膚蒼白で薄く血管が細く全體が瘦て居る此等の體質を有する人は大に注意すべし。結核其物を遺傳せざれども結核に罹り易き體質を遺傳することあり其體質は同年者より體重軽く胸圍は身長より遙に少なく頸も胸も長く胸は奥行が短く肋骨の間廣く鎖骨下り皮膚は弱々しく最上部の肋骨發育不足にて肺尖部狭く其ため肺尖の空氣がよく交換せず血液や淋巴液の循環も不充分故組織の抵抗力が薄弱となり結核の起り易き體質となる併し如上の體質以上で居ながら無病にて老年に及ぶ者あり生來強健にして角力取等も往々本病に罹ることあり決して油斷は出來ない。又不良の體質にても衛生營養に注意して生活法を改善せば結核を豫防し得らるゝなり。



結核素質即體質體型は人間の遺傳中最明確なる者にて體質を遺傳する有様は男女に差あり又色盲に於ても結核遺傳と殆ど同様なり。或眼科醫の色盲遺傳説には元來劣性の形質にて男子は優性即男子は色盲の遺傳性質が一單位丈入込でも色盲を起すが女子は二單位以上なくば起らず併し女子は一單位丈色盲の遺傳性が入込た場合には自身は色盲でなくも其子供の一部に色盲を遺傳する故に斯る女子を遺傳性の携帶者と云ふ今例を揚れば父親が色盲で母親が健全なれば其子供の内男子は全部健全で色盲の遺傳が全く免るゝが女子は色盲でなく携帶者なり次に父親は健全で母親が色盲の時は男兒は全部色盲女兒は全部携帶者なり。又父親が色盲で母親は携帶者なれば男兒の半數は健康で半數は色盲女兒の半數は色盲で半數は携帶者なり若又父親が健康で母親が携帶者なれば男兒の半數は健康で半數は色盲女兒の半數は健全で半數は携帶者なり若兩親共色盲であれば子供は男女共全部色盲なり然し色盲の男と健康の女と結婚すれば其男兒は全部健康で全然色盲の遺傳力から免るゝ故に色盲の遺傳は男系よりは一代限で全く脱離するを得る。

兩親共に健康で子供の内に色盲が現はれた時は母親が携帶者なり。されば子供の内男子の半數丈が色盲で半數は健康女兒は色盲はなきも半數丈携帶者なり此場合には男系の孫は全く色

盲より免れるが女系の孫の男子の四分の一丈は色盲を遺傳する恐れあり。即女系の男孫の色盲になる機會は僅に四分の一で在て十中の七分五厘迄は健康者と見て可なり。以上述ぶる如く色盲遺傳に就ては結婚上最注意を要すべきことなり此遺傳型は肺結核と殆ど同一なり人間は凡ての點に於て完全なる者殆どなき故に色盲及結核に於て重要な諸點に缺陷なければ僅少の缺點は除外すべく然らざれば完全なる結婚の相手を見出すことは殆ど不可能なり茲に於て結婚すべき當人同士は結核でなくて其一方の血族中特に遠縁に結核のある場合の如きは尙更氣にかける必要なく結婚成立するを可とす以上述ぶる如く色盲と結核の遺傳例は殆ど同一にて男系より女系に多きを見る之れ結核素質體型を遺傳する事は確實なり。

吳秀三博士の談に白痴は遺傳で在て兩親の酒毒、鉛毒、梅毒結核等のための胚子毀損に由て多く生ずるなり殊に兩親の慢性酒精中毒は白痴を生産するに大影響あり即白痴兒千人中四百七十一人は父の多飲に原因し八十四人は母の多飲に依る又不良少年者五百五十人中百四十五人は父の大酒十二人は母の多飲に依ることを實驗し精神病に於ても白痴と殆ど同様なる數字を示せりと。

遺傳は人間何事に拘らず直接遺傳と間接遺傳とあり又疾病に於ても其者を直接遺傳すると疾



病に罹り易き素質素因を遺傳するとあり其遺傳系を調ぶるに當り極簡易なる方法は患者を本位とせる方便利なり先患者の同胞を調べ次に父母其次に父母の同胞其次に父母の兩親即祖父祖母其次に祖父母の同胞其次に祖父母の兩親と順次遡りて調べ見るときは疾病なり素質素因なり自ら明になる者なり其表は次の如し遺傳病は多數の例に依て考ふるに結核と色盲などは母方系に多く癩病及精神病などは父方系に多し。双兒、双兒に就ては種々學說あるが其中最確實なるは左の數種なり。甲一の細胞が分れて二つに育つ者。乙は前者と異なり二つの細胞が何等の理由で同時に育つのである。甲は一の細胞であるから、外貌、性癖、肉體的、精神的狀態が甚よく似て居る夫故同じ食物を好み同じ趣味を持し同じ人を好み同じ様な字を書き同じ病氣に罹り同じ様な天賦を現はすなり。乙は全く別の細胞から育たので各特有の性質を現はすこと多く性を別にし容貌を異にし疾病を別にする故に甲者には結核症が多く乙者には殆ど稀れなり。其理由は次刊に説明す。

天才は昔時より尊重せらる夫は凡人の到達し得られない能力の或鋭さを持つて居るにて或學者は天才は遺傳性でありと説く其は學問藝術思案發明等に非凡な天才的を示す人には其親祖父祖先に溯りて見ても又母方系に溯りて見ても或は傳り行く子孫に引て見ても幾代かを置て非凡な

人を出して居ることは明であり斯く天才が遺傳的の者なることを認むるも今日の遺傳學程度に於ては其起因を斷定すること能はず恐らく神経系統の細胞組織の構造如何に由る者ならん神経系の構造普通の狀態にある者は平凡の人にて其構造が平衡な狀態を通り越して特殊の鋭さを有する者は天才なり一方より見れば一種の不調和が原因となるのなり彼の狂癡も又神経系組織の平衡を失し或缺陥を來たした結果にて天才とは相伯仲せり從て古來天才を出したる家系には往往狂人を出す時には晩年狂癡に終る悲惨な天才もあり或は生後非常に病弱で夭折する者もあり是等は神経系構造の尋常ならざる不調和に基く鋭さが煩ひとなるのであり天才が非常に少きは天才と天才と相配することが少きためならん非凡の天才に配するに非凡の天才を以てすれば非凡の天才を生ずる道理であり故に天才遺傳學研究は大に必要あり。

##### 五 肺病に罹り易き人

結核菌に對し抵抗力弱くして容易に傳染感染し蔓延する體質を有する者は結核に罹り易き者なり(常に虛弱又不攝生家も)此種を擧ぐれば

一 總て何病氣に限らず抵抗力の弱き者

二 腺病質(蒲柳の體質で淋巴腺(殊に頸部)がぐりぐりした者)



- 三 瘠瘵質（貧血、やせて骨と皮との様な人）にて體格の悪い人
- 四 肺病者の子孫にして常に肺臟心臟及胃腸の虛弱にして體質の悪き者（ひよろよろひした蒼白い血の少なき者）にて男子ならば女の如く美男子女子ならば鶴首細腰の美人年齢に於ては十四五年—三十年迄人間一生中青春の一番愛嬌多き花盛りの少壯者を多く侵襲するなり諺に才子多病佳人薄命なりと宜なる哉
- 五 男女に於ては男子より女子多く女子は生白いフワフワした軟かな者が多し之れ運動不足のため總てが薄弱なり
- 六 不養生のため暴飲暴食をなし胃腸を害したり感冒に罹り易く諸多疾病にも罹り易く又故なくして小食（大食すれば人が笑ふことが肥滿しては困る等と稱へて特更に小食）又は絶食をなして身體を虛弱になしたる者
- 七 貧困者は貧困にして食物に注意すること能はず滋養分をとる資なくために自然に衰弱した者守錢奴輩の常に粗食する者即拜金家にして食物を選ばず滋養分のなき者計りを食ふ様な人
- 八 過勞者は美味を食せず滋養分をとらずして除りて働き過ぎる者

九 不適の住居は日光の射さぬ薄暗き所空氣不潔の所濕地工業地の煤煙多き場所に住む者  
十 都市の住居は商工業の盛大なる都市黃塵萬丈の市街に住む者は空氣殊に不潔のため肺が自然悪くなり從て虛弱なる者

十一 職業上に於ては醫師看護婦（結核病者に接觸關係が甚多きため）屠屋藝者娼妓紡績會社の職工坑夫印刷職工煙草製造業鍛冶屋石工等は不潔な空氣中に於て終日働いて居る故身體も肺も疲れて弱く且悪くなる。

十二 運動不足のため座業者囚人文士教師役人會社員商店員及上流社の子弟等

十三 他の疾者のために衰弱したる者即糖尿病の如き者酒客脚氣神經衰弱ヒステリー妊娠分娩呼吸器に病患のあるものは肺の抵抗力が非常に衰弱して居る即流行性感冒百日咳氣管技加答兒肺炎肋膜炎麻疹ジフテリア猩紅熱天然痘等なり

#### 六 肺病にかゝり難き人

昔より治世の軍人山寺の僧侶漁夫農夫島の娘等が一番肺が強きと稱へられたり結核菌に對し抵抗力の強くして容易に傳染感染し蔓延する體質を有せざる者即色黒くして身體強壯なる者は肺病に罹り難き者にて前者に正反對なり其の例を舉れば病患に罹り難き人即強壯の人身體鍛練